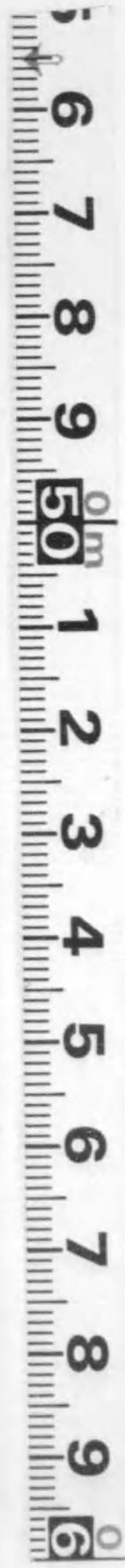


318

407



步兵第六十七聯隊史



始



318-407

步兵第六十七聯隊史

朝鮮總督元帥伯爵長谷川好道閣下題辭
 參謀總長男爵上原勇作閣下題辭
 教育總監一戶兵衛閣下題辭
 陸軍次官山梨半造閣下序文
 故陸軍中將山田隆一閣下序文
 陸軍少將高野毅閣下題辭
 (第三代聯隊長)

全

大正
 8. 6. 18
 内交

步兵第六十七聯隊本部校閱
 帝國聯隊史刊行會編纂

注 意

口繪前に白紙を挿入し又巻末に在隊
中記念すべき事柄の記入用紙を挿入
しあり是れ除隊入隊の際、平素指導
を受け、訓練に浴し、又は浴せんと
する上官の記念揮毫或は戦友相互の
深き厚き後日の思出草に資せん爲め
編纂者の用意したるものなれば、携
帶者は此點に十分の注意を拂はれ之
が善用に努められん事を望む。

秋々長
存



元帥伯爵長谷川好道題



百鍊

上原題

鍊

參謀總長男上原勇作閣下

皇發



兵衛謹題



威揚

下閣衛兵戸一監總育教

序

海ユカバ水漬ク屍山行カバ草ムス屍ト三千年以前大
伴ノ兵ドモガ歌ヘル處ハ今日帝國軍隊ノ精神トシテ
古今ヲ通ジテ謬ルコトナク又地方ニ依テ異ルコトナ
シト雖モ九州男子ニ九州男子ノ氣風アリ關東男子ニ
關東男子ノ氣概アルガ如ク聯隊ニハ聯隊ノ氣魄アリ
此氣魄タルヤ一朝一夕ニ成ルニアラズシテ其軍旗ニ
依テ代表セラル、光榮アル歴史ハ何レモ忠勇義烈ノ
碧血ヲ以テ染メラレザルナシ聯隊歴史ノ如キハ眞ニ

軍隊教育ノ活資料ト謂フ可ク之ヲ讀ム者感奮興起愈々其歴史ヲシテ光輝アラシメ其氣魄ヲシテ旺盛ナラシムコト吾人ノ望ナリ

(2)

大正六年八月

陸軍中將 山梨平造

序

國ニ國史アリテ國民精神ヲ涵養シ家ニ家系アリテ子弟ヲ奮起セシムルカ如ク聯隊亦忠魂義膽ノ結晶セル歴史アリテ報國ノ大義ヲ獎諭ス

聯隊ハ此ノ歴史ニ基キ獨立セル和樂ノ一家庭ニシテ又鞏固ナル精神的團結ナリ此ノ光輝アル歴史ヲシテ更ニ一層ノ美ヲ加ヘシムルハ將卒ノ奮勵努力ニ待タサルベカラズ頃者各聯隊歴史ノ編纂セララルヲ聞キ其ノ企畫最モ宜ニ適セルヲ喜フ讀者伍ニ

(1)

アルト郷ニアルトヲ問ハス是ニ依テ修養感奮シ國
軍ノ強ヲ致サシムルハ吾人ノ望ナリ茲ニ一言以テ
序トナス

大正六年八月

陸軍中將

少田隆一

(2)

丹心
毅題

皇祖國ヲ肇メタマヒシヨリ
列聖統ヲ承ケ天壤無
窮ノ神勅ヲ奉シテ萬世一系ノ寶祚ヲ傳ヘタマフ上ノ下ヲ視ルコト
子ノ如ク下ノ上ヲ仰クコト父母ニ似タリ同胞七千萬克ク憲ヲ重シ法
ニ遵ヒ義勇公ニ奉ス宜ナルカナ嚮ニ清ニ戡テ後ニ露ヲ破リテ遂ニ列
強ニ伍シ今又獨チ懲シテ未タ曾テ武勇ヲ辱メス世界ニ雄飛スルニ至
レルコト、然ルニ翻テ世界ノ現狀ヲ觀レハ歐洲ノ大戰ハ三タヒ寒暑
ヲ閱シテ未タ局ヲ結ハス列強其ノ戰渦ノ中ニ漂ヒテ漸ク疲弊困憊ス
ルニ方リ我 帝國ハ洋ノ東方ニ屹立シテ戰渦ノ波動ヲ被ルコト未ダ
甚シカラス爲メニ其慘憺タル狀況ヲ忘却シテ華美驕奢ノ風漸ク無智
ノ徒ニ行ハレ浸潤將ニ國民ニ洽カラントス而シテ其ノ餘弊或ハ將ニ
献身護國ノ任ヲ負フ者ニ及ハントス洵ニ憂フヘキモノナリ。

緒 言

恭シク惟ミルニ 皇祖國ヲ肇メタマヒシヨリ 列聖統ヲ承ケ天壤無
窮ノ神勅ヲ奉シテ萬世一系ノ寶祚ヲ傳ヘタマフ上ノ下ヲ視ルコト
子ノ如ク下ノ上ヲ仰クコト父母ニ似タリ同胞七千萬克ク憲ヲ重シ法
ニ遵ヒ義勇公ニ奉ス宜ナルカナ嚮ニ清ニ戡テ後ニ露ヲ破リテ遂ニ列
強ニ伍シ今又獨チ懲シテ未タ曾テ武勇ヲ辱メス世界ニ雄飛スルニ至
レルコト、然ルニ翻テ世界ノ現狀ヲ觀レハ歐洲ノ大戰ハ三タヒ寒暑
ヲ閱シテ未タ局ヲ結ハス列強其ノ戰渦ノ中ニ漂ヒテ漸ク疲弊困憊ス
ルニ方リ我 帝國ハ洋ノ東方ニ屹立シテ戰渦ノ波動ヲ被ルコト未ダ
甚シカラス爲メニ其慘憺タル狀況ヲ忘却シテ華美驕奢ノ風漸ク無智
ノ徒ニ行ハレ浸潤將ニ國民ニ洽カラントス而シテ其ノ餘弊或ハ將ニ
献身護國ノ任ヲ負フ者ニ及ハントス洵ニ憂フヘキモノナリ。

夫レ天運ハ循環シテ止マス他日世界大戰亂ノ局ヲ終ルニ至ラハ列強
ハ其ノ國力ヲ回復センカ爲メニ努力奮闘スヘキ其反撥力ノ如何ニ世
界ヲ振蕩スヘキヤハ之ヲ想像スルモ猶ホ悚然タルモノアリ此ノ如キ
大勢力ニ對抗シ毅然トシテ金甌無缺ノ我國ヲ保護スルコトハ國民ノ
夢寐モ忘ルヘカラサル所ナリ而シテ其ノ要諦タル不斷ノ修養ハ國民
ノ共ニ努力盡瘁スヘキ所ニアラスヤ。

抑修養ノ第一歩ハ自覺ニ在リ國ニ國史アリテ國民ヲ自覺セシメ家ニ
家史アリテ家人ヲ自覺セシム而シテ聯隊ハ護國ノ方面ニ於ケル國民
ノ公的家庭ナリ 我朝建國以來舉國皆兵ヲ以テ制ト爲ス中世文武其
途ヲ別チタリト雖モ明治維新四民ノ階級ヲ撤シテ舉國皆兵ノ古ニ復
ス而シテ其ノ兵營生活ノ單位ヲ聯隊ト爲ス註曰聯隊ヲ爲ササル獨立隊
ハ其性質凡テ聯隊ニ同シ故ニ聯隊
ハ護國ノ一家庭ニシテ凡ソ國民ハ不具癡疾若クハ刑辟ニ觸レテ公權
ヲ褫奪セラレタルモノ、外ハ皆聯隊ノ一員タラサルヘカラス軍隊内

務書綱領ニ所謂兵營ハ艱苦ヲ共ニシ生死ヲ同フスル軍人ノ家庭ニシ
テ其ノ起居ノ間ニ於テ軍紀ニ慣熟セシメ軍人精神ヲ鍛鍊セシムルヲ
以テ主要ナル目的トストハ是レ此ノ公的家庭ノ要諦ニシテ凡ソ國民
ハ起居飲食ノ始ヨリ致死報國ノ終ニ至ルマテ此ニ於テ教養セラレ此
ニ於テ鍊磨セラレ而シテ此ニ於テ實行セラル是ニ由テ之ヲ觀レハ一
家ノ私歴史ト共ニ聯隊ノ公歴史ハ我國民ノ最モ親シク知悉セサルヘ
カラサル所ナリ此ノ公的家庭タル聯隊ハ如何ナル名譽如何ナル勞苦
如何ナル辛酸ヲ以テ護國ノ任務ヲ盡シタルヤチ知り而シテ己モ亦其
隊ノ一員タルコトヲ自覺セハ如何ニシテ其隊ノ名譽ヲ發揮シテ金甌
無缺ノ國體ヲ擁護シ奉ルヘキヤヲ工夫セサルヘカラス是レ即チ不斷
ノ修養ニシテ報國ノ要諦ナリ。
是ニ於テ聯隊歴史ヲ刊行シテ不斷修養ノ材料ヲ供給センコトヲ企テ
タリ其文ハ平易ヲ旨トシ義務教育ヲ了リタルモノニシテ容易ニ之ヲ

理解セシメ又一面ニ於テハ各家庭ニ供用シ易カラシメンコトヲ慮リ
勗メテ其ノ紙數ヲ省クコトヲ期セリ故ニ淺近卑俗ノ嘲ハ甘シテ之ヲ
受クヘシト雖モ期スル所ハ軍人精神ノ鍛鍊場タル聯隊即チ國民ノ公
的家庭ノ歴史ヲ明ニシテ忠勇ヲ旌表シ以テ重憲遵法ノ良習ヲ推獎シ
護國ノ基本ヲ宣明スルニ在リ。
帝國聯隊史ノ刊行ニ方リ一言所期ヲ述フト云爾

大正六年八月

帝國聯隊史刊行會

會長 陸軍中將

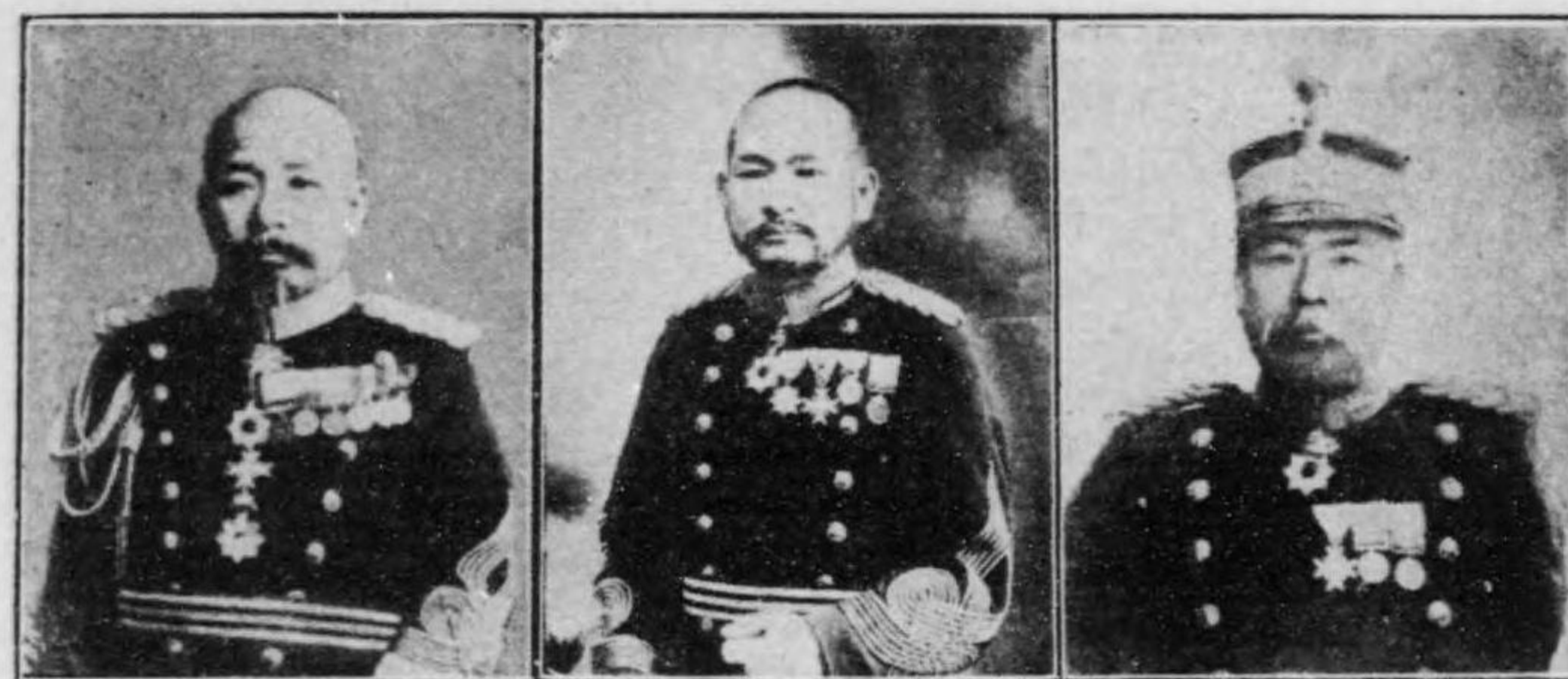
伊藤 誠平

軍 旗



步兵第六十七聯隊

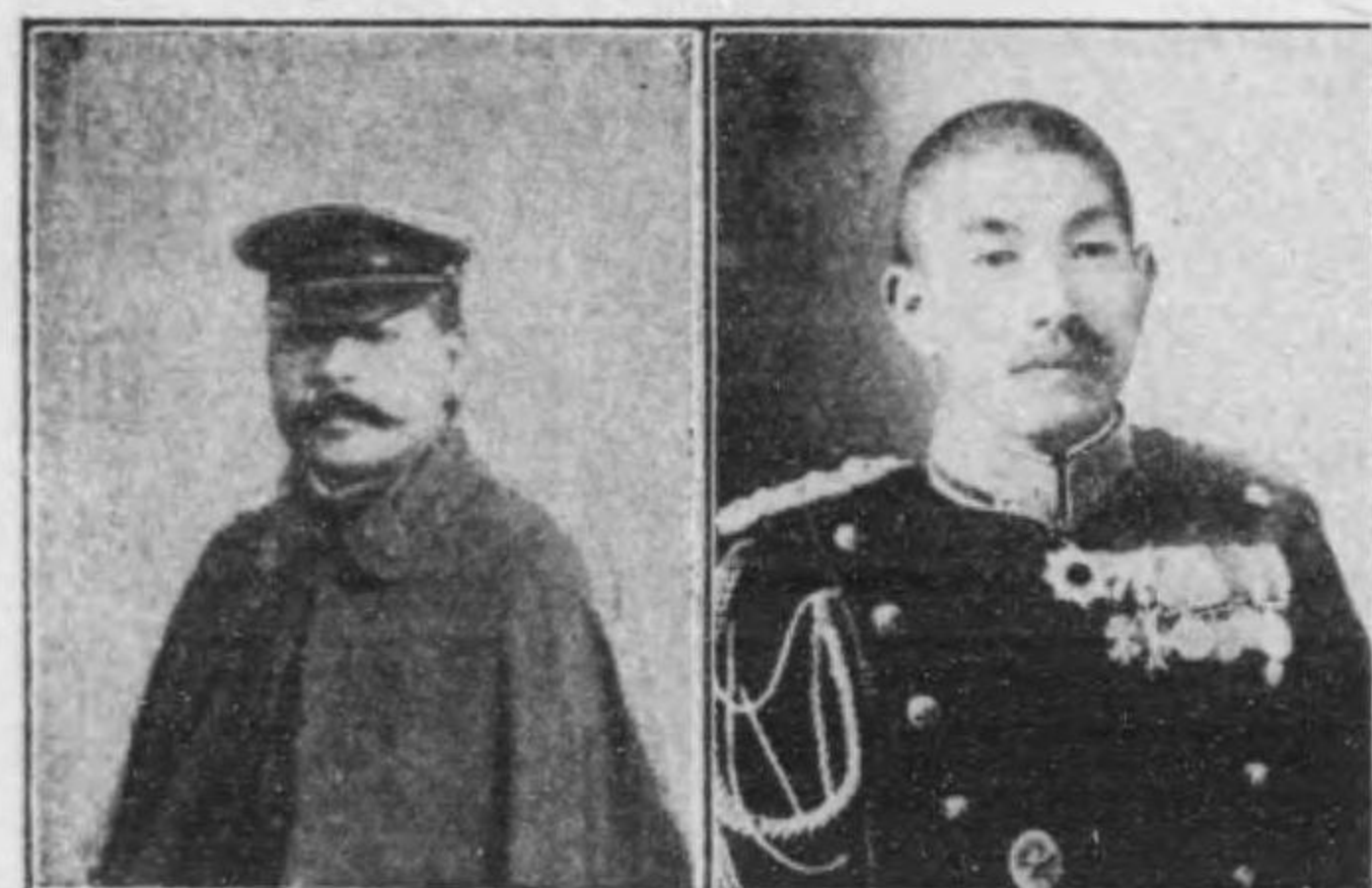
歷代聯隊長



第一代
江木 精夫
明治四十年十月廿二日
中大佐
就職

第二代
丹羽 剛
明治四十二年一月九日
大佐
就職

第三代
高野 毅
明治四十四年九月六日
大佐
就職



第四代
小澤 小三郎
大正五年五月一日
大佐
就職

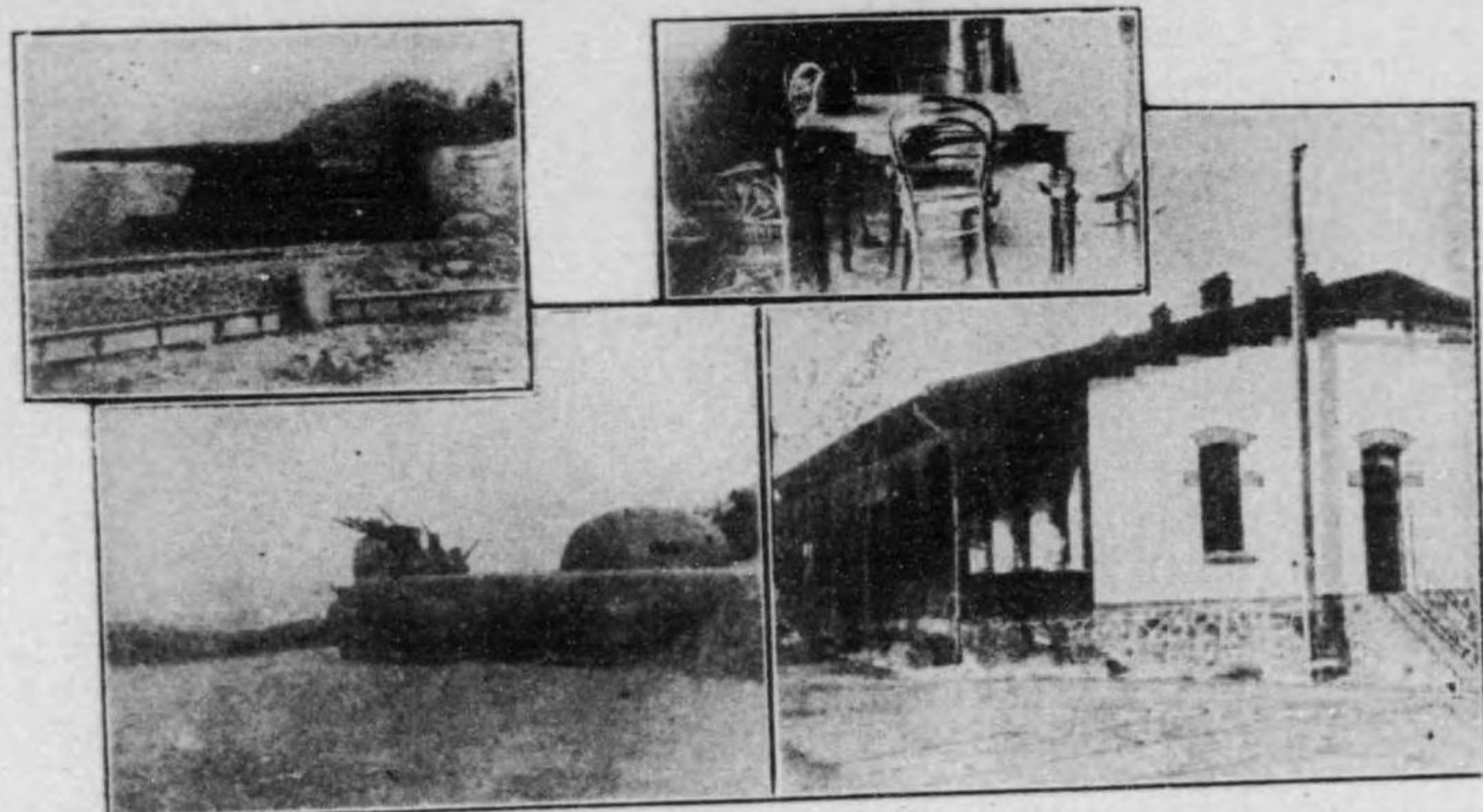
第五代
安原 啓太郎
大正六年五月十八日
大佐
就職

聯隊長
(第六代)

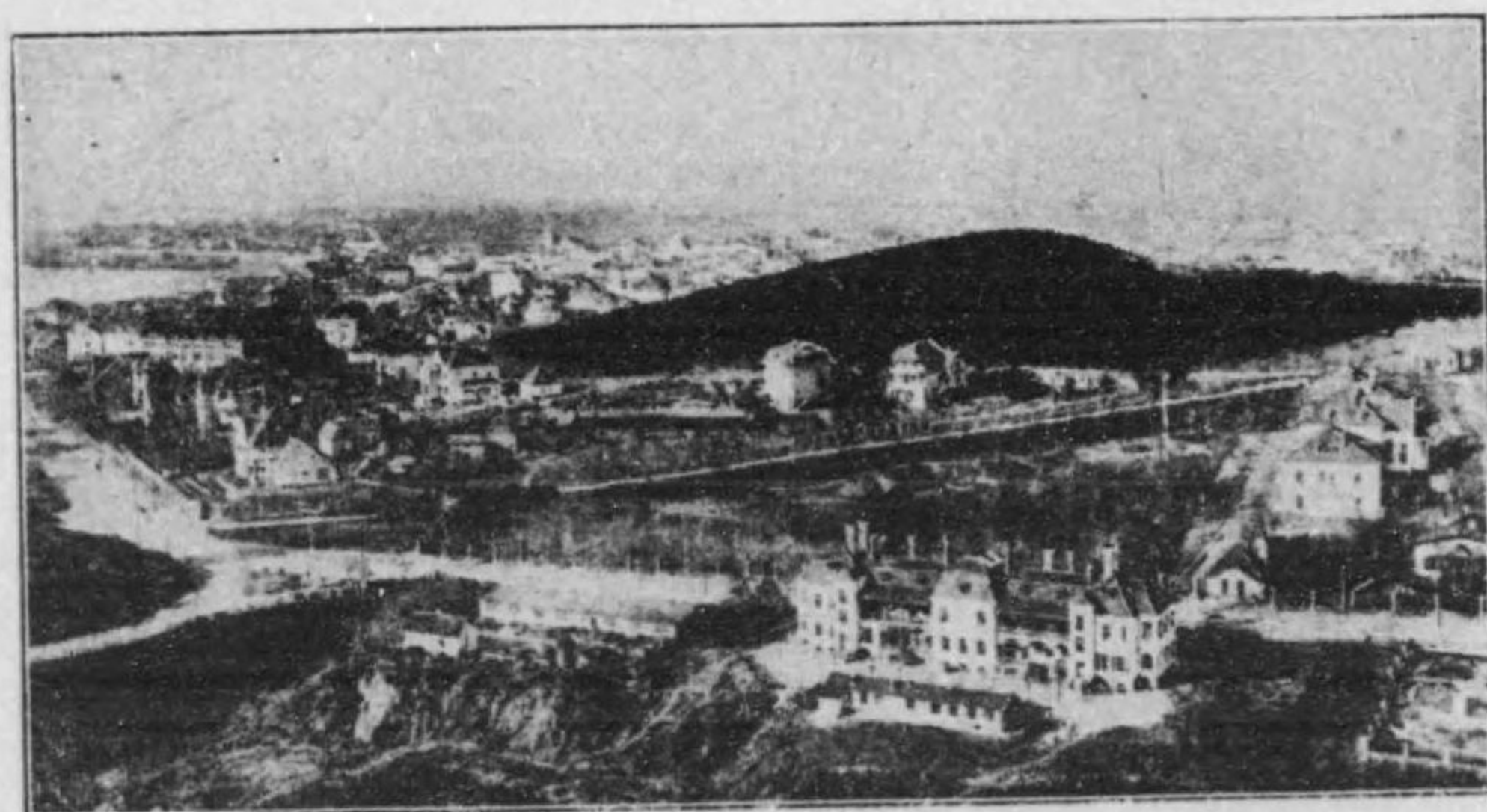


陸軍歩兵大佐 關谷連三氏
大正八年四月十六日就職

報 書 島 青



下)外と(上)内臺砲クルマスビ(下)外と(上)内の(營兵ケトルモ)所見會使軍



りな山督總は山き黒望瞰街市島青りよ頂山ルテイテ



(從軍陸軍寫眞班撮影)

景全灣山勞陸上隊我

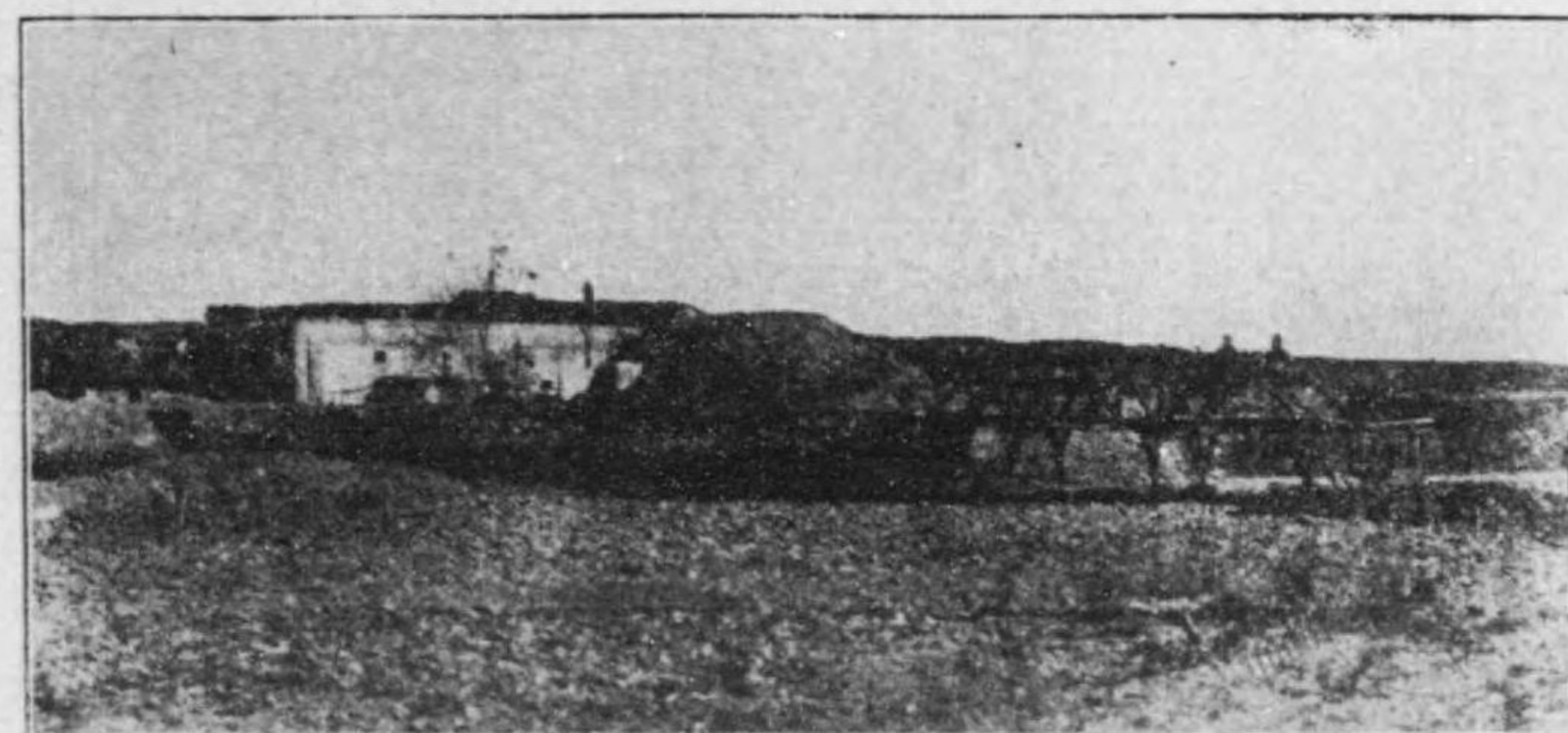
報 書 島 青



跡の戦激近附所ブンボ



大正三年十一月三日ボンブ所
附近に於て戦死したる
村越中尉



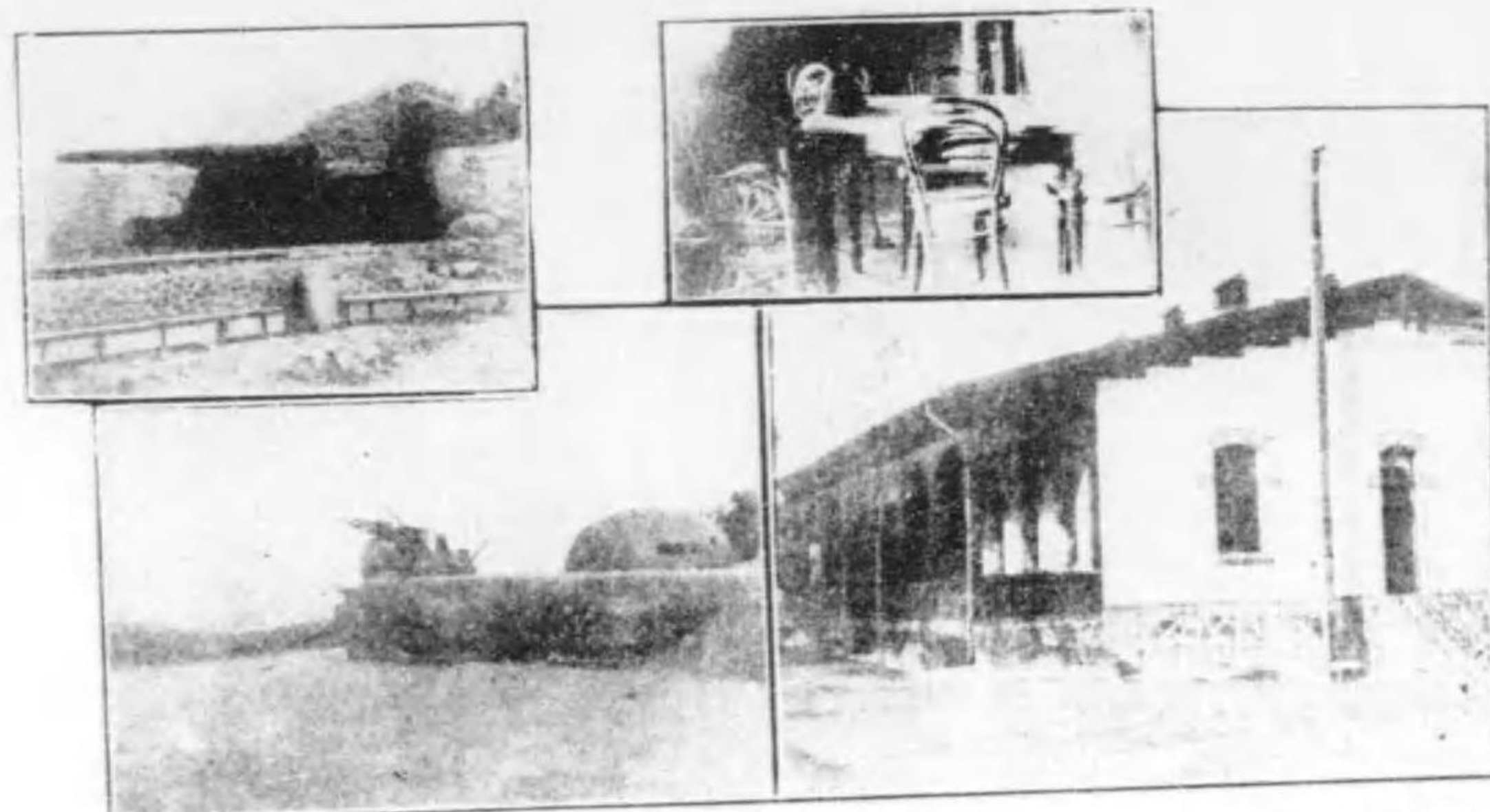
る送に料飲の街市島青げ揚吸え水の河泊海てに近附所ブンボの之



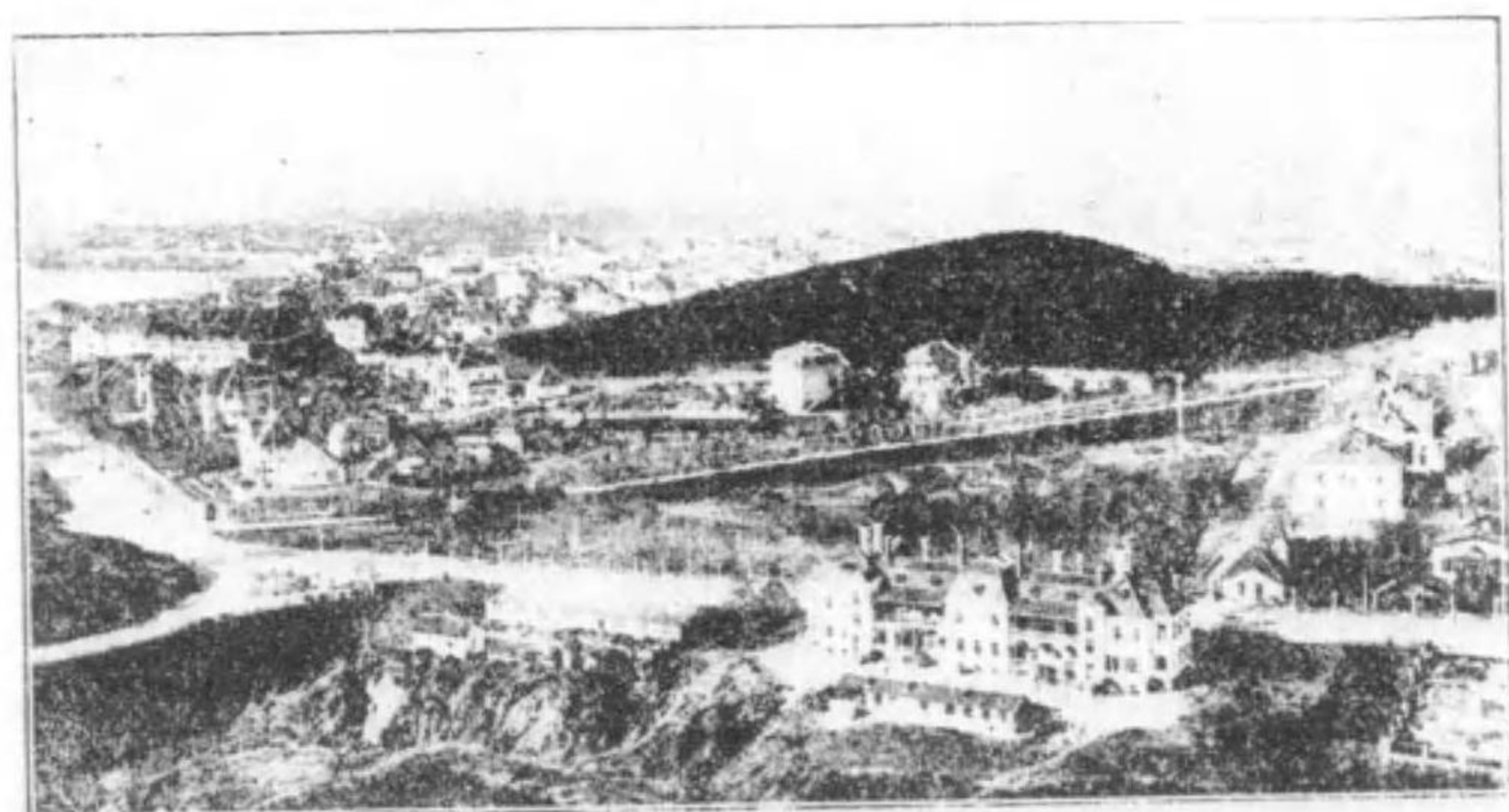
(從軍陸軍寫眞班撮影)

部本隊聯るけ於に方山西大

報 書 島 青



下)外と(上)内臺砲クルマスロ(下)外と(上)内の(營兵ケトルモ)所見會使軍



りな山脊總は山き黒望瞰街市島青りよ頂山ルアイア



景全灣山勞陸上隊我

從軍陸軍寫眞班撮影

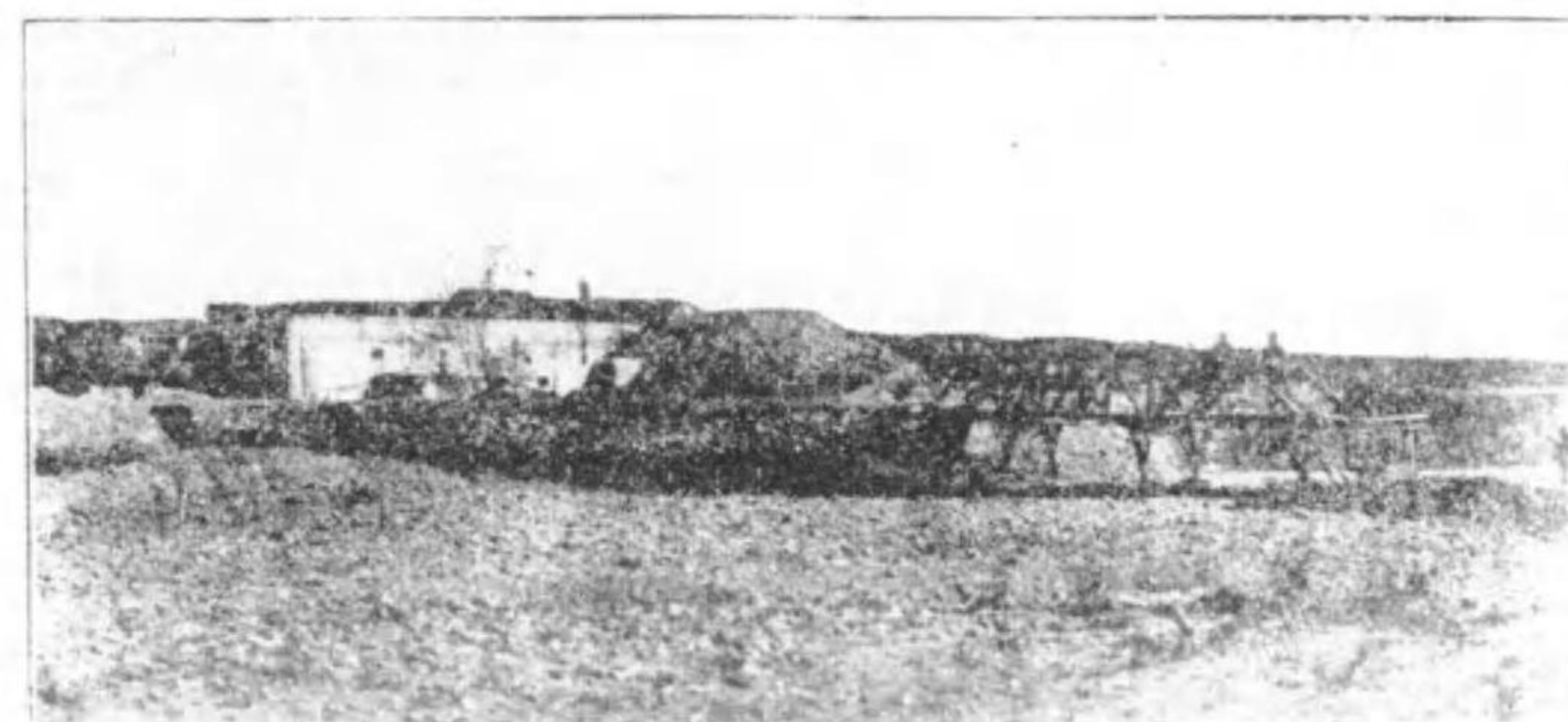
報 書 島 青



跡の戰激近附所ブンボ



大正三年十一月三日ポンブ所
附近に於て戦死したる
村 越 中 尉



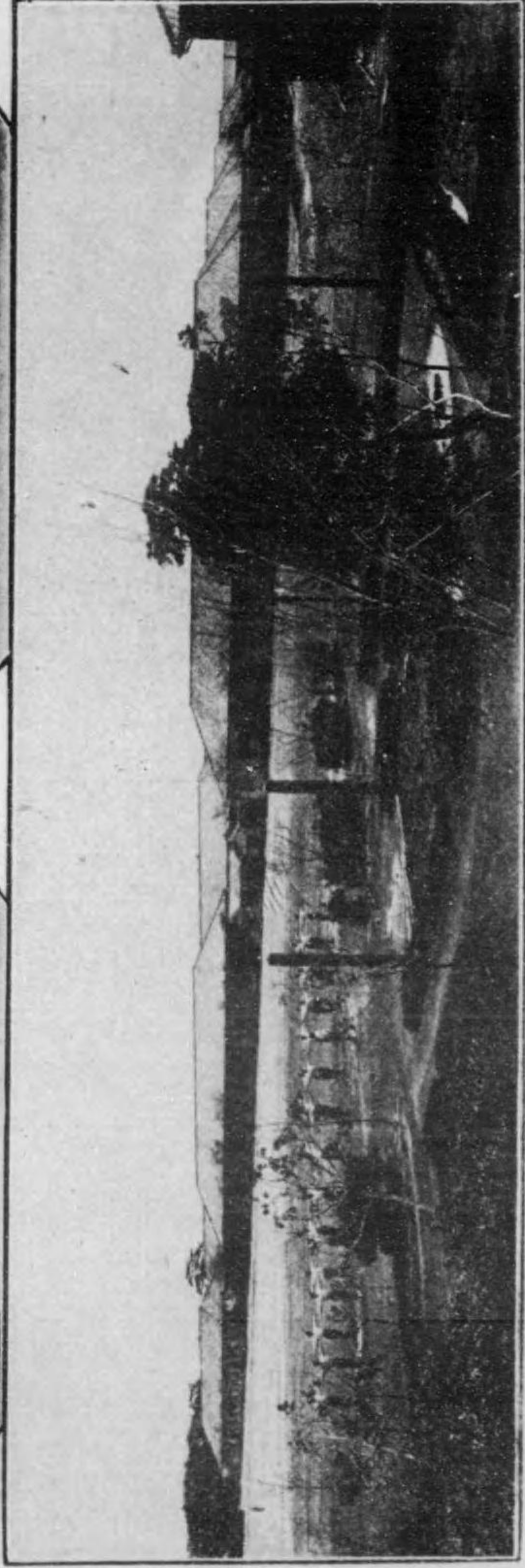
る込に料飲の街市島青げ揚吸か水の河泊海てに近附所ブンボの之



部本隊聯るけ於に方山西大

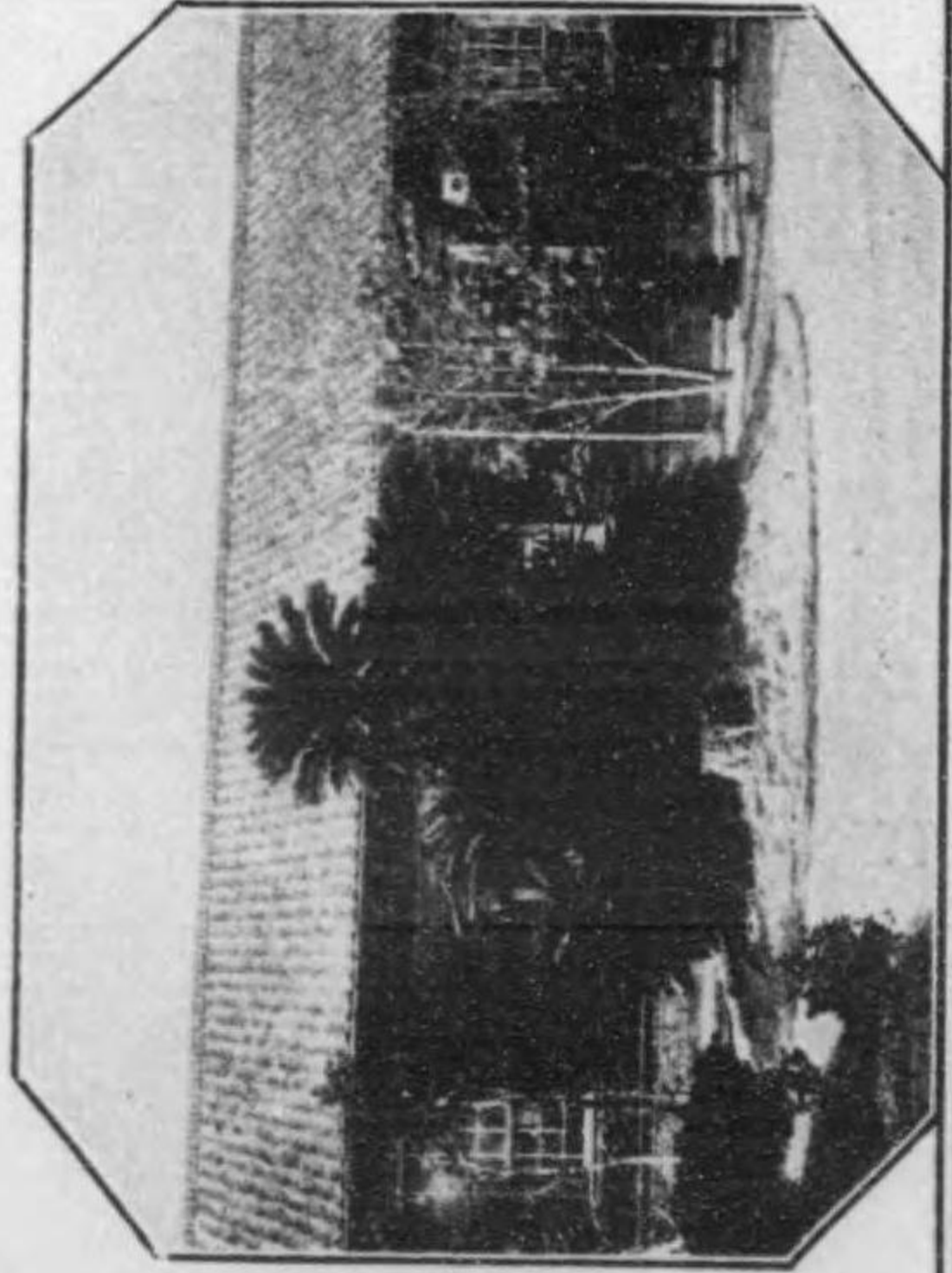
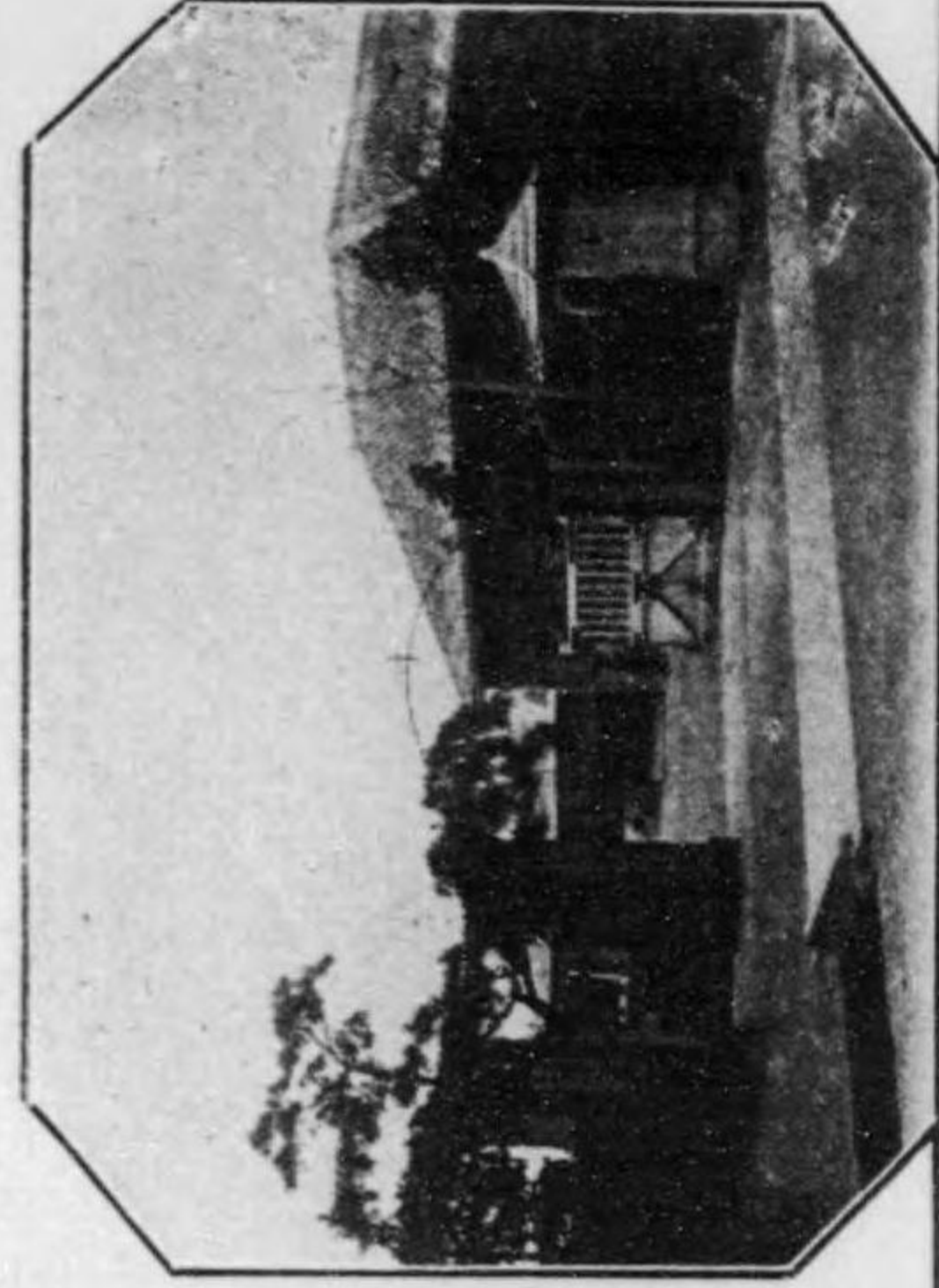
從軍陸軍寫眞班撮影

營



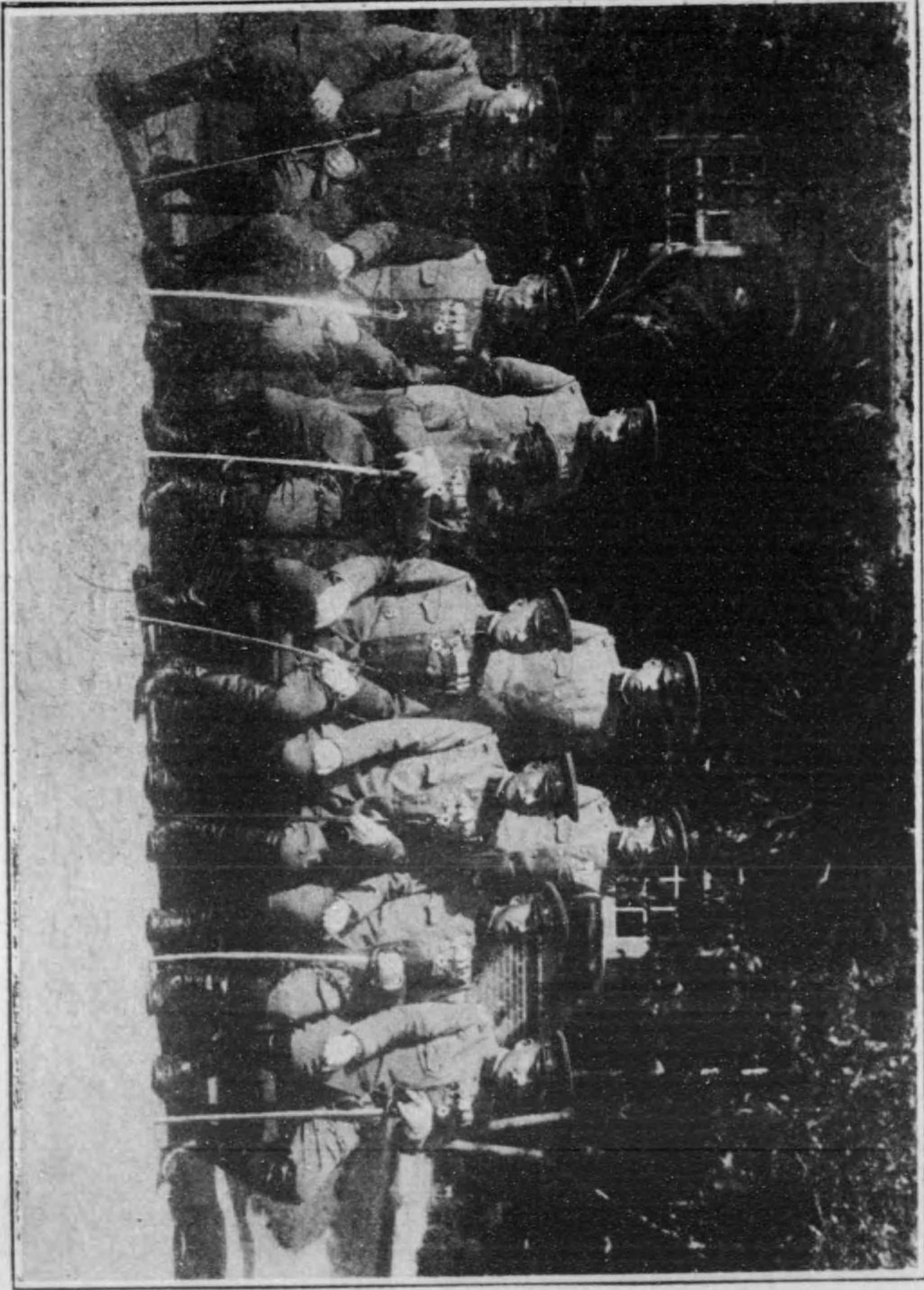
庭

營門



將校集會所
(中央は大森藏女)

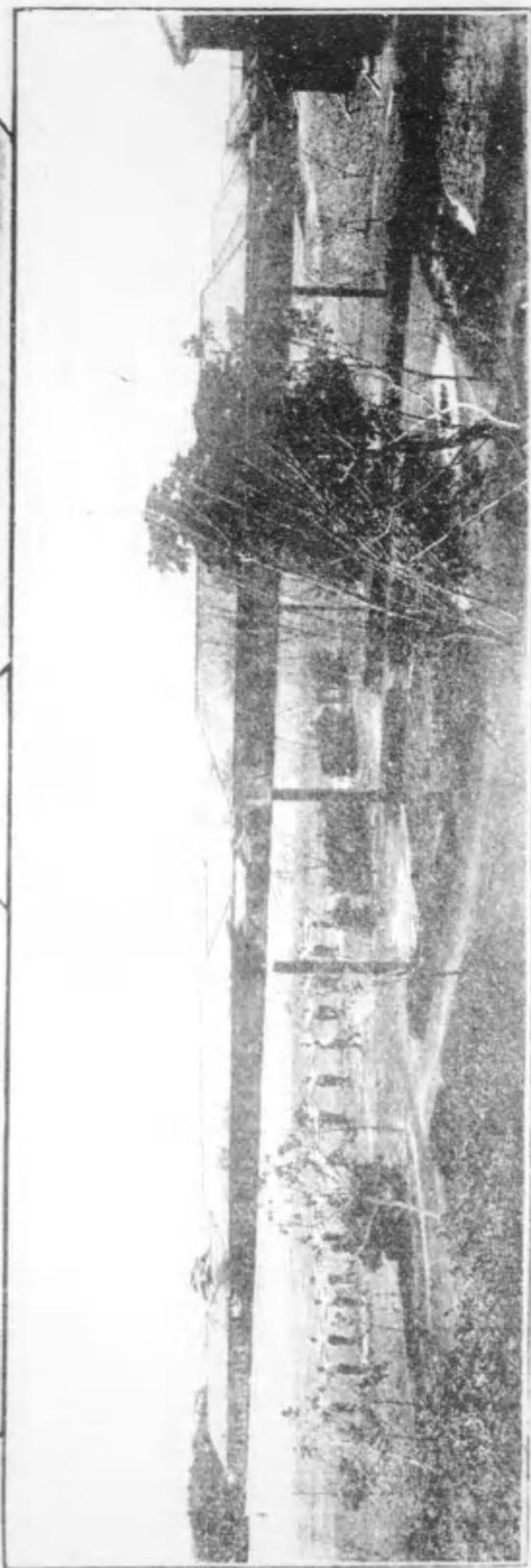
聯隊本部



後列右より 大内大尉、長谷川少尉、旗手、野村大尉、
前列右より 河村大尉(聯隊副官)、黒澤少佐(聯隊附)、佐藤中佐、
關谷大佐(聯隊長)、大森中佐、西村軍醫正、岩橋少佐

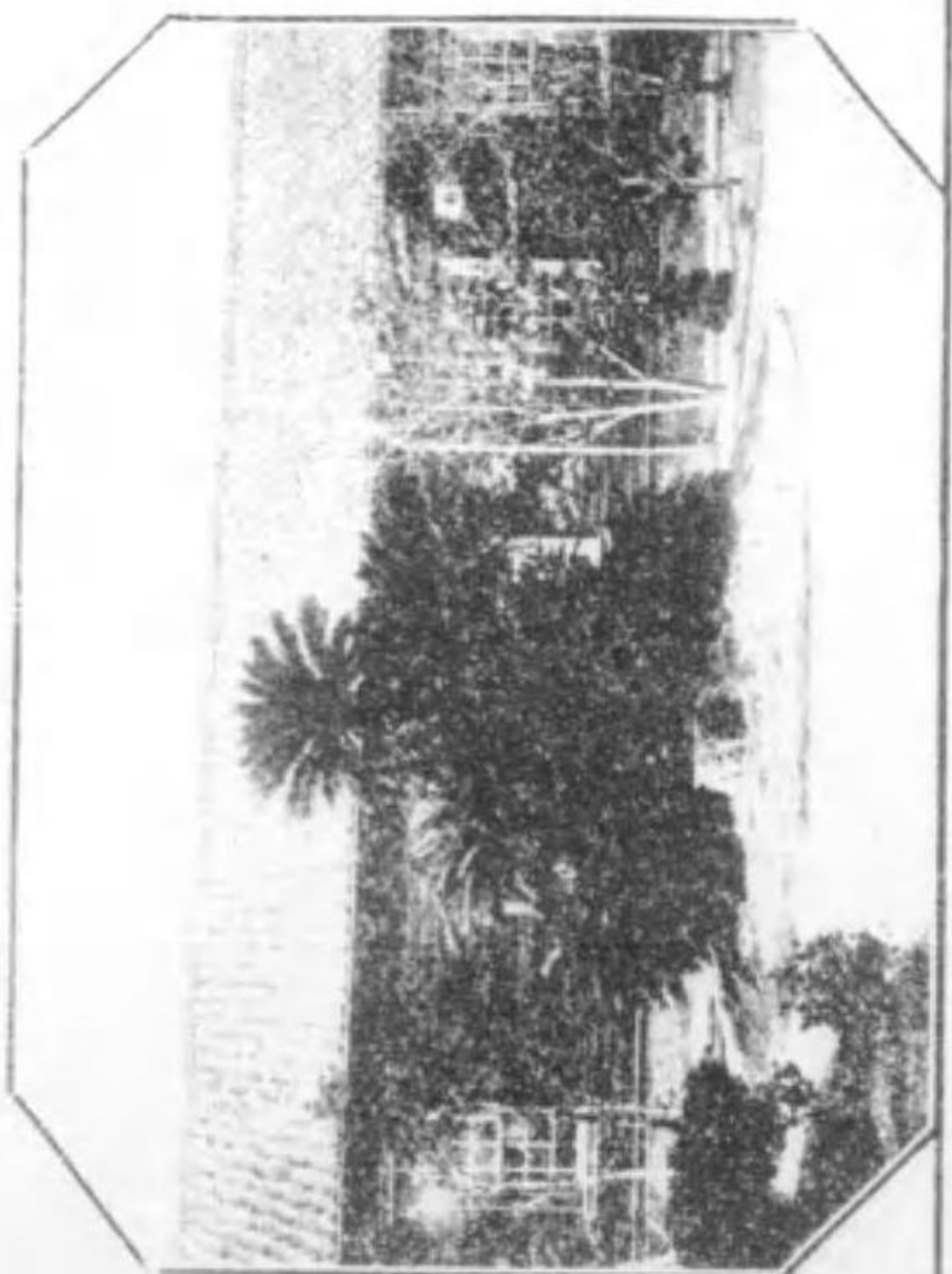
(大正八年五月撮影)

營



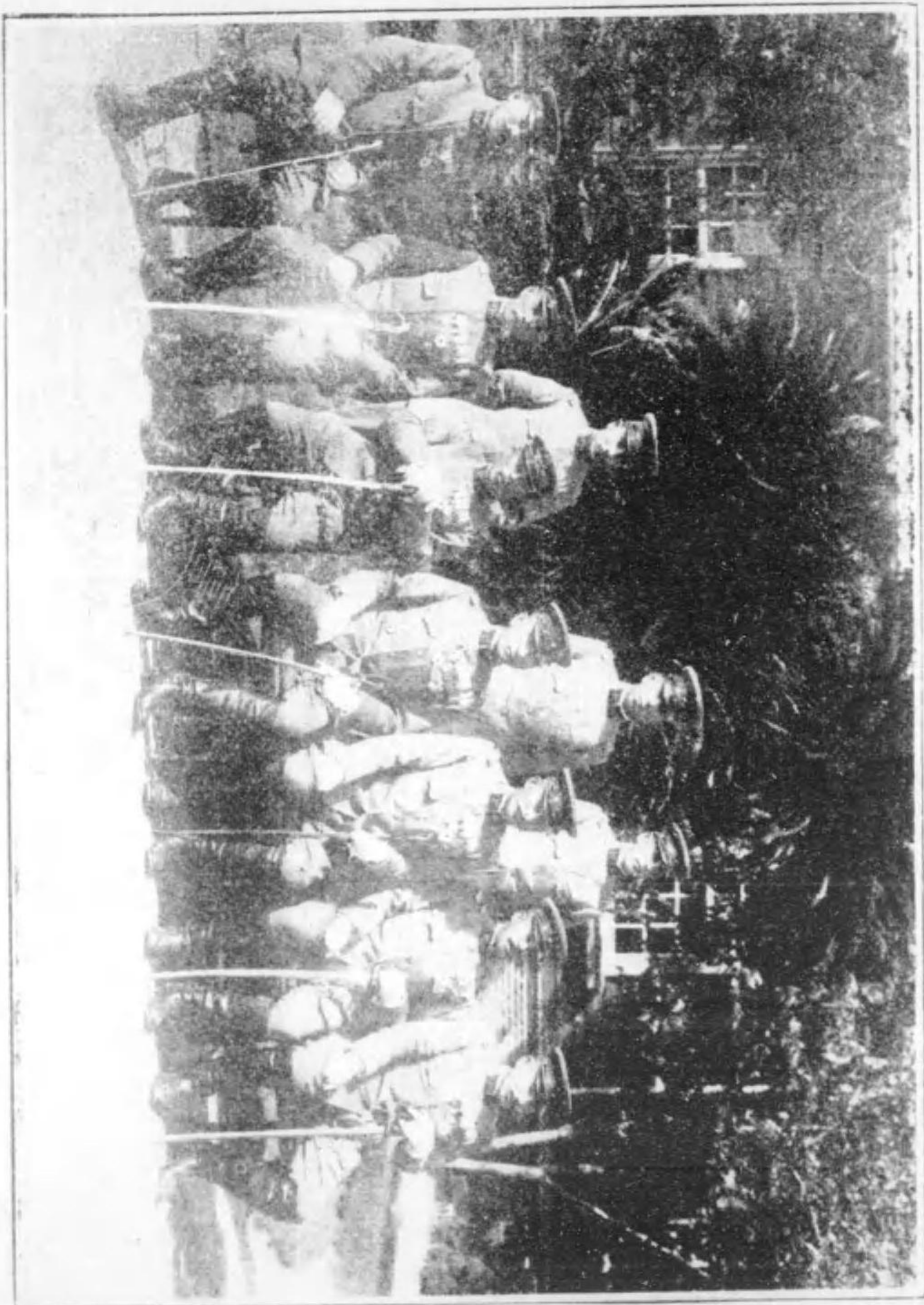
庭

營門



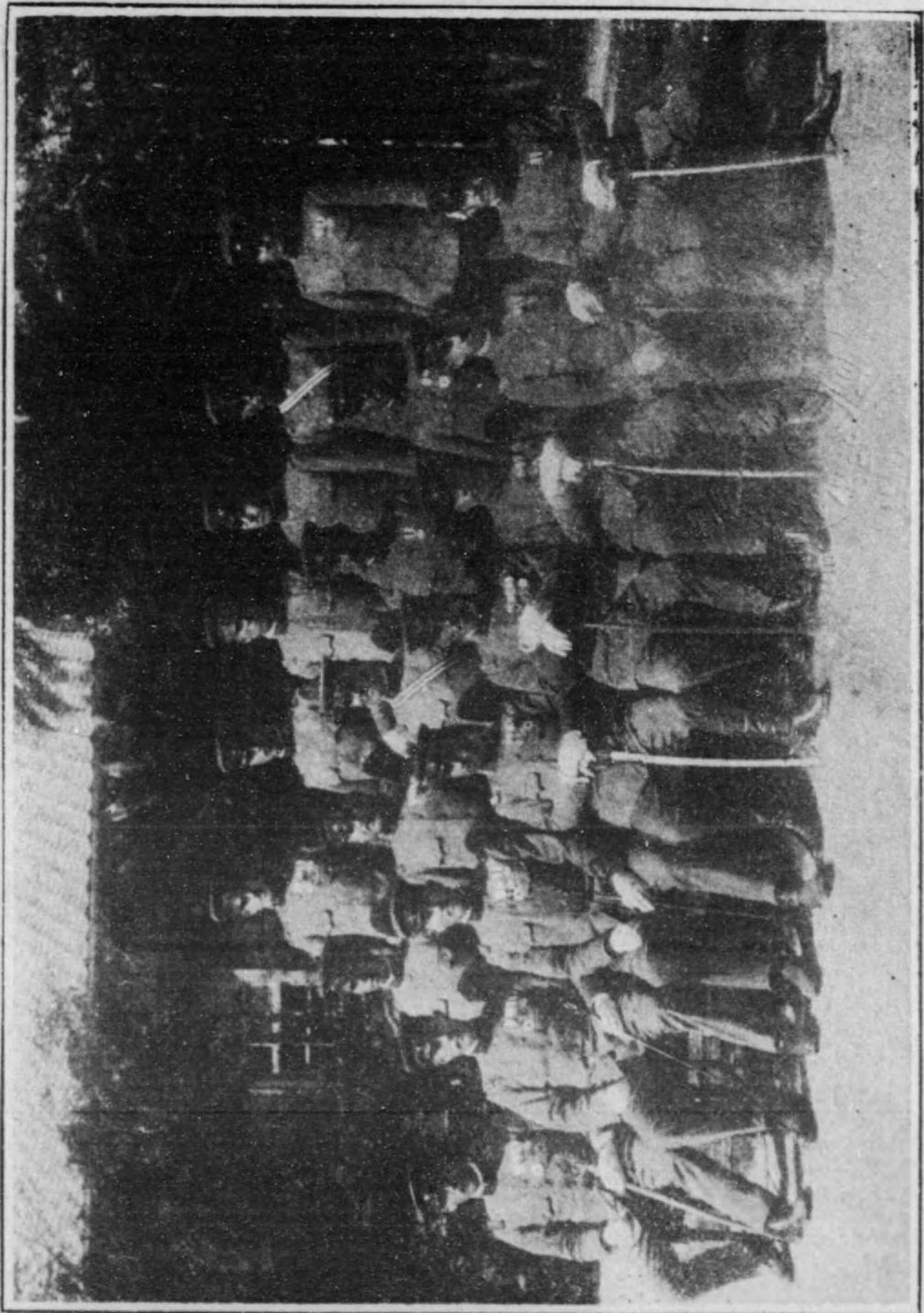
將校集會所
中央は大隊長官

聯隊本部



後列右より 大内大尉、長谷川少尉、野村大尉、
前列右より 河村大尉、聯隊副官、黒澤少佐、聯隊附、佐藤中佐、
關谷大佐、聯隊長、大森中佐、西村軍醫正、岩橋少佐

大正八年五月撮影



(露辨片五年五月撮影)

後列右より 佐田中尉、指宿少尉、藤波少尉、秋元少尉、岡田少尉
 淺井中尉 中列右より 井出中尉、田村中尉、大塚少尉、相崎
 中尉、福留少尉 前列右より 堀大尉(大隊副官)、石原二等主計
 松井大尉(一中長)、木原大尉(三中長)、柳井少佐(大隊長)、淺間大尉
 (二中長)、山中大尉(四中長)、西村中尉

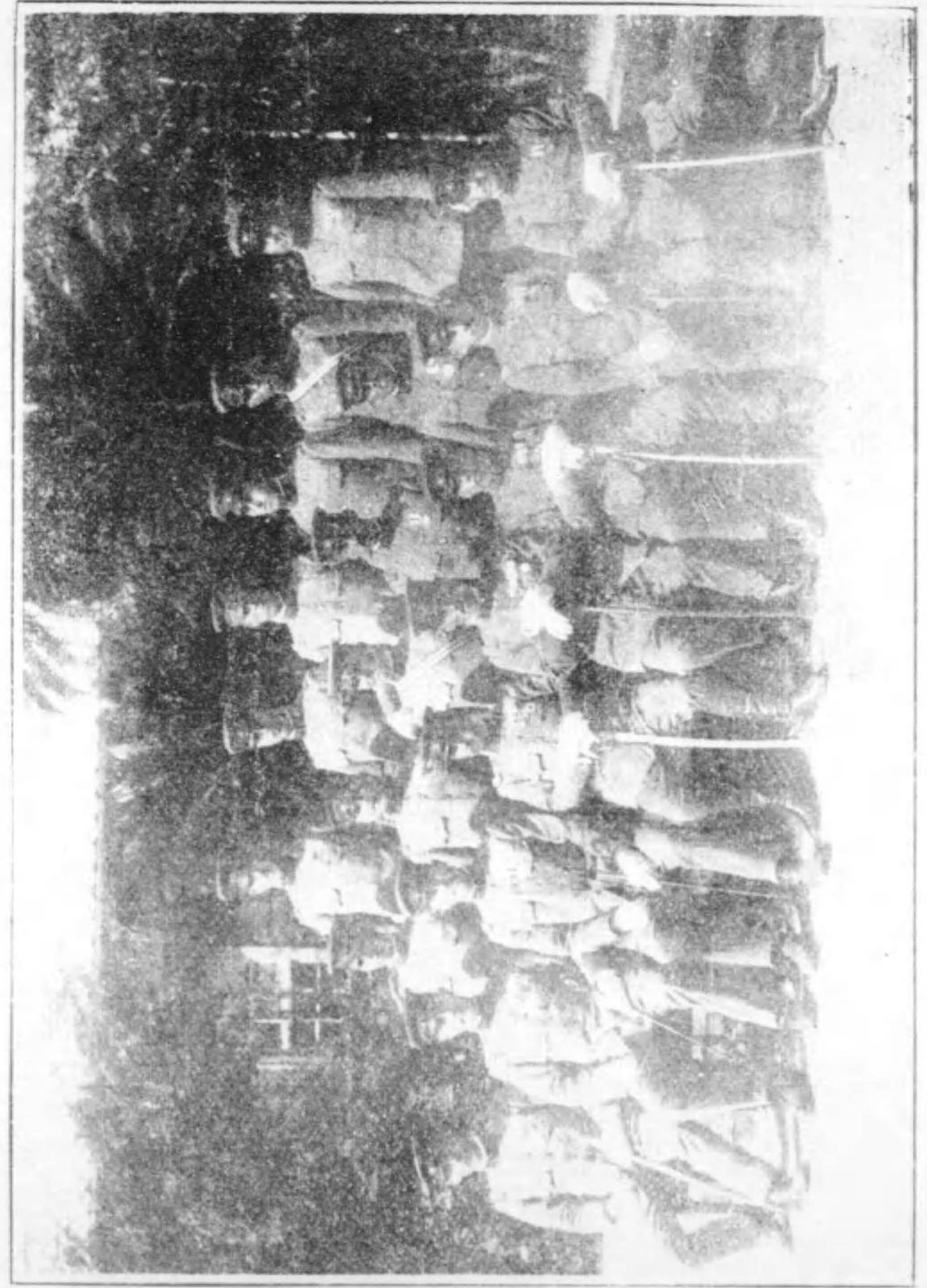
第一隊

第二隊



後列右より 藤塚准尉、高田准尉、河野少尉、茅原中尉、山本中尉
 海福中尉、諏訪少尉 中列右より 高田少尉、西浦中尉、伊藤中
 尉、松山中尉、高橋士官候補生 前列右より 富田中尉、萩原
 大尉、大伊大尉(八中長)、貴島二等軍醫、長谷川少佐(大隊長)、石川
 大尉(六中長)、渡利大尉(七中長)、石井中尉

(大正八年五月撮影)



（大正八年五月撮影）

後列右より 佐田中尉、指宿少尉、藤波少尉、秋元少尉、岡田少尉、
浅井中尉 中列右より 井田中尉、田村中尉、大塚少尉、相崎
中尉、福留少尉 前列右より 原大尉 大隊副官、右原一等主計
松井大尉、中長、木原大尉、三、中長、柳井少佐、大隊長、淺間大尉
二、中長、田中大尉、四、中長、西村中尉

第 一 大 隊

第 二 大 隊



後列右より 藤塚准尉、高田准尉、河野少尉、茅原中尉、山本中尉、
海福中尉、諏訪少尉 中列右より 高田少尉、西浦中尉、伊藤中尉、
松山中尉、高橋士官候補生 前列右より 富田中尉、藤原
大尉、大伊大尉、八中長、貴島一等軍醫、長谷川少佐、大隊長、石川
大尉、六中長、渡河大尉、七中長、石井中尉

（大正八年五月撮影）

歩兵第六十七聯隊史

目次

第一章 帝國陸軍發達の概要

- 一、明治初年の草創時代
- 二、西南の役
- 三、整備時代
- 四、日清戦役
- 五、日清戦後の發達
- 六、北清事變

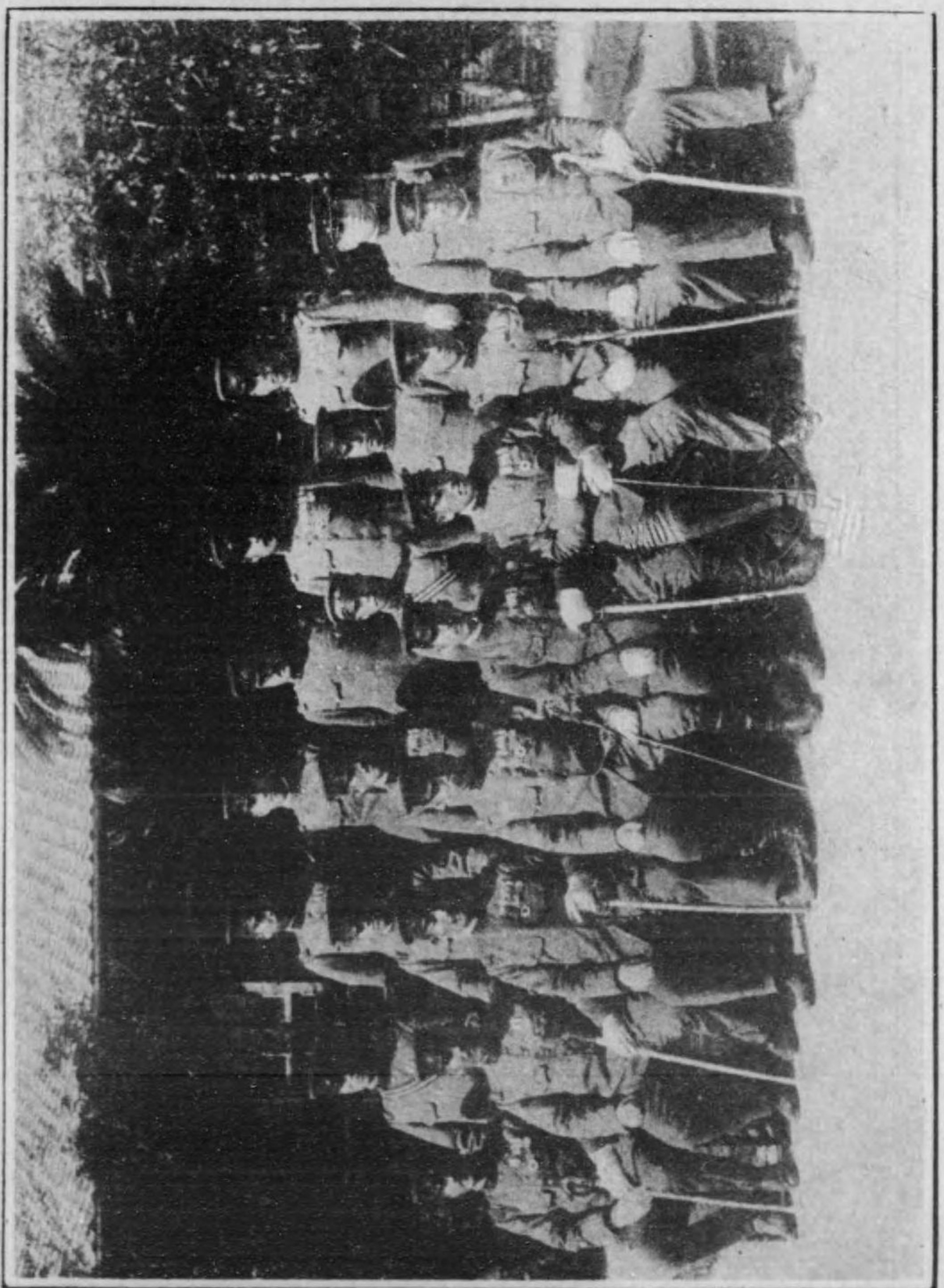
第二章 日露開戦と吾聯隊の創設編成

- 一、日露開戦事情
- 二、動員及宣戦
- 三、作戦經過

二八 二五 二二 二〇 一九 一三 九 六 一

第三大隊

後列右より 金子准尉、松永准尉、服部三等軍醫、武部三等主計、時見中尉
 中列右より 坂井中尉、塚本少尉、鈴木少尉、山口中尉、山口少尉、原中尉
 前列右より 鈴木中尉、松井中尉、谷野大尉(十中長)、細橋大尉(大隊副官)、一色少佐(大隊長)、小林大尉(九中長)、高木大尉(十一中長)、河野中尉



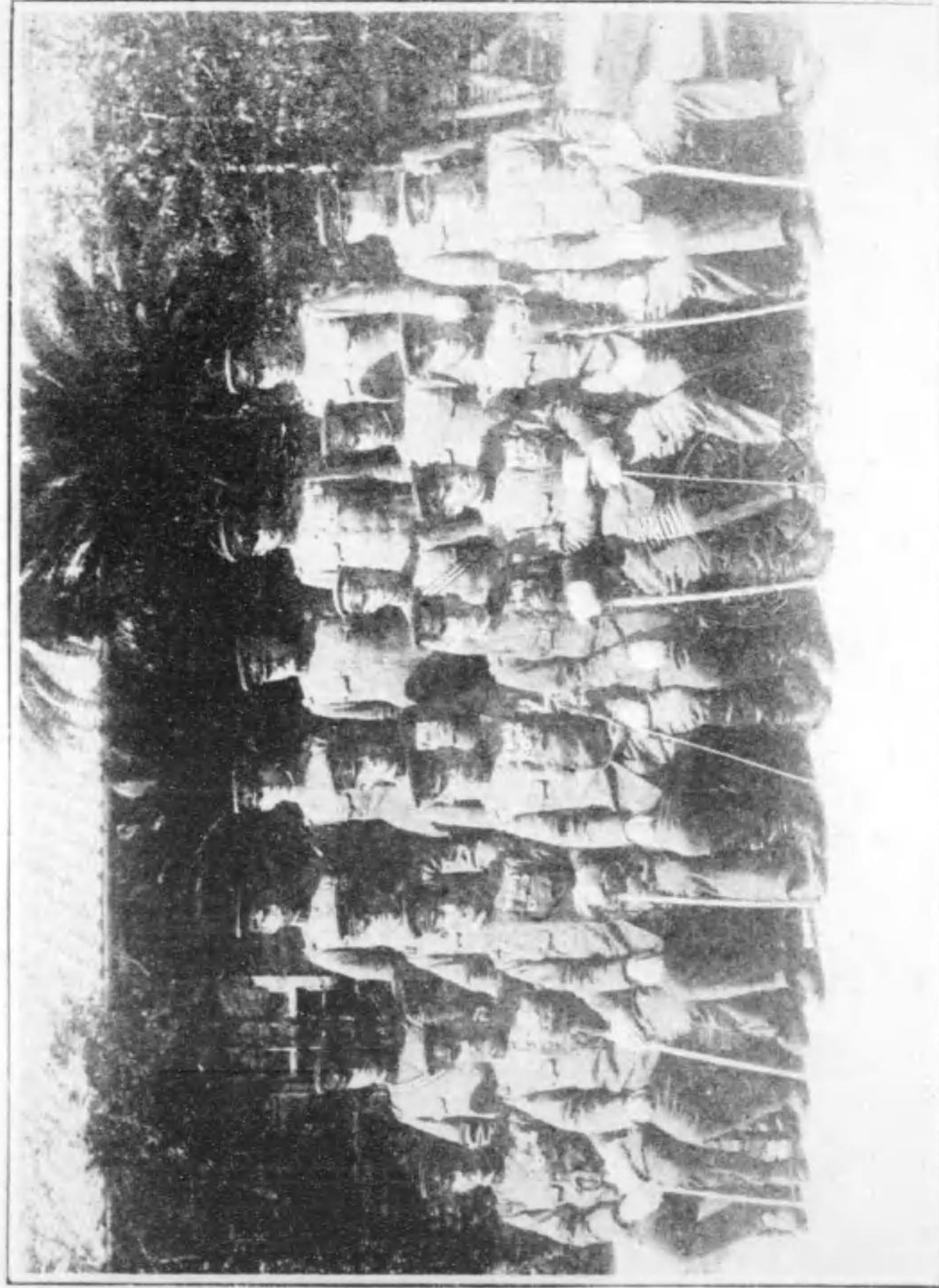
(大正八年五月撮影)

歩兵第六十七聯隊史

目次

第一章 帝國陸軍發達の概要	一
一、明治初年の草創時代	一
二、西南の役	六
三、整備時代	九
四、日清戦役	三九
五、日清戦後の發達	一九
六、北清事變	二〇
第二章 日露開戦と吾聯隊の創設編成	二二
一、日露開戦事情	二二
二、動員及宣戦	二五
三、作戰經過	二八

第三大隊



(大正八年五月撮影)

後列右より 金子准尉、松永准尉、服部二等軍醫、武部三等主計、時見中尉
 前列右より 坂井中尉、塚本少尉、鈴木少尉、山口中尉、山口少尉、原中尉
 前列右より 齋藤中尉、松井中尉、谷野大尉十中長、船橋大尉大隊副官、一色少佐大隊長、小林大尉九中長、高木大尉十中長、河野中尉

- 四、日露戦後に於ける我陸軍の發達
- 五、創設及編成
- 六、軍旗授與

第三章 日獨戰役

- 一、開戦の理由及發端
- 二、出征
- 三、本攻撃準備
- 四、攻城第一日
- 五、總攻撃開始
- 六、ボンブ所の奪取
- 七、海岸堡壘突撃
- 八、青島開城並凱旋

第四章 忠烈美譚

- 一、決死隊の奮闘(殆ど全滅)

三四
三七
四〇

- 二、歩哨の剛勇
- 三、負傷せる斥候長を佐けて
- 四、生別死會(村越中尉と其從卒)
- 五、村越小隊の二勇卒
- 六、率先模範を示す
- 七、地雷火の踏査
- 八、斃れて後已む
- 九、血染の遺書
- 十、壯烈なる三勇士
- 十一、勇士友情に厚し
- 十二、敵前の鐵條網破壊
- 十三、病兵の剛勇
- 十四、壯烈なる哉五勇士

第五章 皇室と吾聯隊

八七
九〇
九二
九五
九七
九九
一〇一
一〇三
一〇四
一〇七
一〇九
一一一
一一三

- 一、五個條の勅諭
- 二、明治天皇御大喪
- 三、今上陛下御踐祚と勅諭
- 四、昭憲皇太后御大喪
- 五、大禮並大禮觀兵式
- 六、御眞影下賜

第六章 平時雜俎

- 一、特別大演習參加
- 二、師團對抗演習
- 三、特命檢閱
- 四、北清守備隊派遣
- 五、青島守備隊派遣
- 六、第六中隊の轉出
- 七、射擊並銃劍術競技會

- 八、聯隊名譽射擊
- 九、聯隊銃劍術競技會

附 錄 吾聯隊の環境

- 一、三方ヶ原
- 二、天龍川
- 三、菊川の里
- 四、燒津原

附 錄 年表

下士の優遇及其志願心得
現在職員表

一一九
一三〇
一三二
一三三
一三四
一三六
一三七
一三九

目 次 終

步兵第六十七聯隊附將校及同相當官職員表 (大正八年四月廿三日現在)

部本隊聯

聯隊長	大佐 關谷 連三
副官	大尉 河村 勘市
旗手	少尉 長谷川 一務
中佐	大藤 直一
同	佐藤 信亮

少佐	黒岩 澤
同	瀧村 祐
同	野村 忠
大尉	大野 琳治
中尉	村上 朋治
三等軍醫	正村 文雄

部本隊大一第

隊長	少佐 柳井 貴一
副官	大尉 堀新 七
一等主計	石原 通
一等軍醫	藤田 學爾

部本隊大二第

隊長	少佐 長谷川 國太助
副官	大尉 高橋 良吉
二等主計	糸井 茂三
一等軍醫	貴島 禎三
三等軍醫	兼子 周吉

部本隊大三第

隊長	少佐 一色 留次郎
副官	大尉 組橋 馬治郎
三等主計	武部 久平
一等軍醫	佐藤 彌十郎
三等軍醫	服部 保一

隊中一第

隊長	大尉 松井 球次
中尉	西村 金深
同	田村 勝四郎
少尉	大塚 宏吉
同	福留 勇吉

隊中五第

隊長	大尉 萩原 正秀
中尉	富田 廣三郎
同	松山 廉
少尉	高田 志道
准尉	藤塚 竹次郎

隊中九第

隊長	大尉 小林 敏
中尉	横倉 圭二
同	間瀬 勘八
同	松井 卯吉
少尉	山口 定

隊中二第

隊長	大尉 淺間 義雄
中尉	黒川 清滿
同	河野 章一
同	佐田 喜一
少尉	秋元 喜一

隊中六第

隊長	大尉 石川 信太郎
中尉	茅原 恒雄
同	西浦 一三
同	大井 一
少尉	河野 一

隊中十第

隊長	大尉 谷野 今吉
中尉	千野 兵庫
同	山口 信一
同	坂井 初雄
少尉	塚本 初雄

隊中三第

隊長	大尉 木原 中三
同	井出 源太郎
同	岡田 周吉
少尉	岡田 周吉
同	藤波 俊二

隊中七第

隊長	大尉 渡利 織人
中尉	石井 榮
同	海福 三千雄
同	諏訪 興平
少尉	諏訪 興平
准尉	高田 國太郎

隊中一十第

隊長	大尉 高木 吉次
中尉	豊住 輝日
同	時見 實秋
同	鈴木 實秋
少尉	鈴木 實秋
准尉	金子 藤吾

隊中四第

隊長	大尉 田中 正季
中尉	柏崎 延二
同	淺井 萬次郎
同	片桐 三郎
少尉	指宿 三郎

隊中八第

隊長	大尉 大伊 勝治郎
中尉	倉本 純一
同	伊藤 藤
同	山木 稜
少尉	石井 政次

隊中二十第

隊長	大尉 篠崎 晃
中尉	河野 野八
同	鈴木 鹿野
同	原 子
少尉	松永 平五郎

步兵聯隊旗原形



一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一

註記
 旗の長二尺六寸四分、幅三尺三寸
 隊號を記する所のあき長七寸、幅八寸
 周囲は金モール表裏二枚を合す
 緑の緯は紫色の絹糸（後備隊旗は赤色）
 乳は旗地と同じ絹にして別に革製の環あり
 竿冠は三面の菊花章にして金色なり
 竿と冠とは鉄にて留む、此紙には表に駐座
 あり裏は銀を成形す
 此環と旗の竿環とを紫色の絹紐にて結
 着し旗の位置を定む
 竿はセンドン巻を施し黒色に塗す
 竿の下端には石ツキあり
 軍旗の上覆は黒羅紗の袋なり

步兵第六十七聯隊史

步兵第六十七聯隊本部校閱

帝國聯隊史刊行會編纂

第一章 帝國陸軍發達の概要

一、明治初年の草創時代

明治十五年一月四日、明治天皇が陸海軍人に下し賜はれる、勅諭の冒頭に説き示し給へりしが如く、
 我國の軍隊は、世々天皇の統率し給ふ所にそある。昔神武天皇躬つから大伴物部の兵ともを率ひ、中國のまつろはぬものともを討ち平け給ひ、高御座に即かせられて、天下しろしめし給ひしより、二千五百有餘年を経ぬ。此間世の様の移り換るに隨ひて、兵制の沿革も亦屢となりき。古は天皇躬つから軍隊を率ひ給ふ御制にて、時ありては皇后

皇太子の代らせ給ふこともありつれと、大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき。中世に至りて、文武の制度、皆唐國風に倣はせ給ひ、六衛府を置き、左右馬寮を建て、防人など設けられしかは、兵制は整ひたれとも、打續ける昇平に狃れて、朝廷の政務も漸く文弱に流れければ、兵農おのつから二つに分れ、古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り、遂に武士となり、兵馬の權は一向に、其武士どもの棟梁たるものに歸し、世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち、凡七百年の間、武家の政治とはなりぬ。世の様の移り換りて、斯くなれるは、人力もて、挽回すへきにあらすとはいひながら、且は我國體に戻り、且は我祖宗の御制に背き奉り、淺ましき次第なりき……

乃ち明治五年十一月二十八日、國民皆兵の主義に則りて、徵兵令の發布を見るに至つたのである。是より先、皇政維新と共に、明治元年軍防事務局を置き、陸軍編制法を定めて、天下の諸侯に令し、一萬石毎に兵員十人、並に軍資金三百兩を出ださしめ、以て京畿の警備、要地の警衛に任せしめられたが、其の基礎は、未だ甚だ薄弱混沌たる有様であつた。其の後軍防事務局は改稱せられて、軍務官となつたが、其れも廢せられて、明治二年七月兵部省

となり、兵部卿に嘉彰親王(後に小松宮)兵部大輔に大村益次郎が任せらるゝに及んで、銳意兵制の改革に着手した。國民皆兵・四民徵兵の主義、並びに全國に六鎮臺を置く等の諸計畫は、實に大村兵部大輔の、發案に成ると言ふを妨げないが、不幸大村は其の經綸を行ふに至らずして兇漢の毒手に斃れた。

明治三年、山縣有朋西郷從道等、歐洲の軍事視察を終へて歸るや、其の最新智識に基きて着々兵制改革の實行を見るに至り、明治三年、諸藩常備兵の額及其の編制を定め、明治四年、各藩の兵を廢し壯兵を募り鎮臺を置く事となり、漸く現在の兵制の基礎を開き、明治五年三月兵部省を廢して、陸軍海軍二省を置き、次で徵兵令の發布となつたのである。

徵兵の詔

朕惟フニ古昔郡縣ノ制全國ノ壯丁ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始テ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年來ノ一大變革ナリ此際ニ當リ海陸兵制モ亦時ニ從ヒ宜ヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ

是に於て士族の常職を解き帝國臣民の丁年に達せる者は、貴賤を論せず徴集して、兵役に就かしむることとなり、漸く封建の舊習を脱した。是れ一面から言へば、上古の兵制に復したるのであるけれども、種々の意味からして、實は新兵制の創設とも稱すべきである。而して當初鎮臺を、

東山 (本營石巻・分營福島・盛岡)
西海 (本營小倉・分營博多・日向)

に置き、次で明治四年之を擴張して、四鎮臺としたが、明治六年に至り、新徴兵令に據り召集せられたる兵を以て、新軍隊を組織すると共に、全國を六軍管に分ち(北海道を除く)、各軍管に一鎮臺を置いた。即ち

東京・仙臺・名古屋・大阪・廣島・熊本

の六鎮臺となり、尙ほ一軍管を二師管に分ち、各師管に營所若くは分營を設けた。即ち明治六年五月、定められたる六軍管の常備兵額は、實に左の如くであつた。

師管毎に 歩兵一聯隊
軍管毎に 山砲一大隊・工兵一小隊・輜重兵一小隊

東京・大阪二鎮臺は各歩兵三聯隊。

東京・大阪・熊本三鎮臺は各野砲一大隊・工兵一小隊を加ふ。

東京・仙臺鎮臺には騎兵各一大隊を置く。由て全軍の兵力は、左の如くである。

歩兵十四聯隊 近衛歩兵四個大隊 騎兵二個大隊

近衛騎兵一個大隊 砲兵九個大隊 近衛砲兵一個大隊

工兵九個小隊 輜重兵六個小隊 海岸砲兵九個大隊

明治七年二月、佐賀の亂征討の當時には、未だ大隊編制であつたが、七年十一月聯隊編制(二個大隊)となり、同時に歩兵聯隊に軍旗を授與せられたのである。(近衛兵は是より先に已に聯隊編制となつて居た)。而して歩兵聯隊の所屬は

東京鎮臺 第一、第二、第三 仙臺鎮臺 第四、第五

名古屋鎮臺 第六、第七 大阪鎮臺 第八、第九、第十

廣島鎮臺 第十一、第十二 熊本鎮臺 第十三、第十四

であつて、猶當時は諸式凡て佛蘭西兵制に則つて居た。

二、西南の役

西南の役は、新兵制を初めて實地に運用したる大戦争であつて、軍事上に一紀元を畫したるものである。前に佐賀、萩、熊本等の小變ありきと雖も、未だ大軍を動かすに至らずして鎮壓し得、其影響も少なかつたのであるから、其記述を略し、茲には聊か西南戦争の梗概を叙記する。

明治十年二月、前の近衛都督非役陸軍大將西郷隆盛兵を九州に擧ぐ。是より先き明治六年征韓問題に關して、廟議二派に分れ、西郷隆盛は憤然官を辭して、郷里鹿兒島に歸る。陸軍少將桐野利秋・同篠原國幹等皆辭して之に従ひ、私學校を起して、専ら青年の教育に任じた。明治五・六年は維新の鴻業略ぼ成ると共に、政治上の勢力に大消長を生じたる時にし、志を中央に失ひ、満々たる霸氣を懷いて野に伏せる者は、嘗に西郷一派に限らなかつた。佐賀の亂、熊本の亂、萩の亂など、皆夫等失意の士が鬱結せる滿腔の不平を洩らさんとしたるものに外ならぬ。西郷の擧兵は是等と稍趣きを異にし、事は決して西郷の志ではなかつたが、桐野以下私學校生徒に擁せられて、遂に起たざるべからざる破目に陥り、

「政府に問ふ所あり」と稱して、慄悍決死の薩摩軍人一萬五千を率ゐ、縣令大山綱良の後援に依り、猛然鹿兒島を進發した。時に明治十年一月三十日、薩軍は其の途上熊本鎮臺を圍んだ。鎮臺司令官少將谷干城以下、警備を嚴にして籠城し、以て賊の東上を沮止した。此の時小倉に在つた第十四聯隊は、急馳して熊本に入らんとしたが、僅かに其の一部のみ目的を達し、聯隊長乃木少佐(典)以下途中に遮られて、先づ賊軍と火蓋を切つた。二月十九日隆盛以下の官爵を削り、熾仁親王殿下を征討總督に任じて、賊徒征討の御沙汰降り、左の如く征討旅團を編成して戦地に向はしめた。正面軍は博多に上陸して、往々賊軍を破つて南下し、別働旅團は八代灣日奈久地方に上陸し、北上して賊の背面を衝き、兩面より齊進して熊本城の圍みを解くのが、其の最大急務であつた。

正面軍

征討大總督熾仁親王。參軍陸軍中將山縣有朋・黒田清隆。

- △第一旅團司令官少將野津鎮雄。△第二旅團同三好重臣。△第三旅團同三浦梧樓。△第四旅團同大山巖。△別働第一旅團同高島綱之助。△同第二旅團同山田顯義。△同第三旅團同川路利良。△同第四旅團同大佐黒川通軌。
- △新選旅團同嘉彰親王。

此の戦役中田原坂の戦闘は、最も悲壯を極めたもので、之れに向つた征討旅團は、連日連

夜悪戦苦闘を重ねて、實に莫大の損害を蒙つたが、遂に三月二十日之を抜いて熊本城に迫り、城中よりは奥少佐(保)決死隊を率ゐて、賊の重圍を破つて出撃し、官軍に合して、城内の彈藥糧食共に今や盡きんとしつゝある窮狀を告げた。四月十五日別働第二旅團の山川中佐(浩)、長驅して先づ熊本城に達し、十六日諸軍賊を攘つて熊本城に入つた。

爾後官軍の諸隊は勢を合せて進撃し、六月人吉を抜き、佐土原を屠り、八月延岡を陥るゝに及んで、薩軍の勢力日々に蹙まり、隆盛・利秋等數百の手兵を率ゐ、可愛嶽に我軍の重圍を破つて、鹿兒島に走り、城山に據つて僅かに其の餘喘を保つに至つたが、九月二十四日未明官軍大舉して城山に突撃し、隆盛・利秋以下悉く自刃して城山の朝露と消え、他は多く我が軍門に降つた。乃ち縣令大山綱良以下十餘人を死刑に處し、亂は漸く平いだ。官軍は此の役に出征するもの五萬、戦死者將校以下二千二百人、軍費は一歳の收入を超えた。此の役は實に舊時代の壯兵(薩軍)と、新時代の徵兵(官軍)との戦闘であつて、薩軍は常に官軍を呼ぶに百姓兵を以てし、百姓何をか爲さんと傲語して居たが、結果は遂に百姓兵の爲に討伐せられ、庶民皆兵主義の可能にして、且つ頗る有力なることを事實に證明したのである。但し薩軍の猛烈なる拔刀隊の突撃には、勢なからず苦しめられたのであつた。

三、整備時代

明治十年の西南戦役は、徵兵制度の施行以來初めて遭遇したる戦争であつて、實戰の經驗に依りて種々の缺點を發見し、編制・作戰・兵器・經理事務、その他一切の軍務に、多大の教訓を與へた。仍て十一年、陸軍省の外に參謀本部及監軍本部を置いて、陸軍省は軍政を總管し、參謀本部は國防及び用兵に關する一切の計畫を掌り、監軍本部は軍令統帥の事を司り、將官三名を置きて、各二鎮臺を管轄し、戦時は二個鎮臺を合して之を指揮せしむる事となつた。特に兵器の改良に就ては、多大の苦心を費した。何となれば、西南戦役時代の歩兵銃は、所謂「スナイドル」銃なるもので、大砲は黃銅製後裝式の四斤砲(山砲)、而も僅に近衛砲兵が十二門を有し、他に七珊半鋼鐵製「クルップ」砲、及び臼砲を持つて居たに過ぎなかつたので、砲兵力の不足を、最も切實に感せざるを得なかつた。其の結果は十三年村田歩兵銃の發明となり、軍馬の養成等に就ても、充分意を用ゐるに至つた。十二年徵兵令を改正して、現役・豫備役を各三年、後備役を四年、即ち服役を十年(従來は七年)としたが、尙種々免役の方法ありて、代人を以て服役せしめ、又は免役料を徵する

等の制度があつたが、其れも十五年一月以後は全廢され、名實共に全國皆兵の主義を完成し、服役年限も亦た、十二年に延長せられ、茲に兵役が國民の重要義務たる觀念を深くし、義勇奉公の精神を充實せしむるに至つた。

十五年一月四日、勅諭を陸海軍人に下して、五箇條を訓諭し給ふ(其勅諭冒頭は)。「是れは實に帝國軍人の精神たるべきもの、軍隊教育の精華である。此の勅諭は諸君の熟知遵奉せらるゝ所であるが故に、特に此處には其全文を掲げない。」
同年十一月十五日、内外の情勢を考察あらせられ、陸海軍整備に關して、左の如き御沙汰が下つた。

戊辰以來民力ヲ休養シ根本ヲ培植シ偏ニ内政ノ急ヲ被思召候様ニ有之候處方今宇内ノ形勢ニ於テ陸海軍ノ整備ハ實ニ不得已ノ事誼ニ有之因テ此際時ニ措クノ宜シキヲ酌定シ國家ノ長計ヲ誤ラサル様精々廟議ヲ竭スヘキコトヲ御沙汰被爲在

右の聖旨に基きて、十七年兵備表を制定せられ、同年より擴張に着手し、二十七年を以て其の完成期と定めた。而して茲に最も注意すべきは、從來内亂鎮撫を目的としたるが如き軍備は、内治の完美及び國運の發展に伴れて、大陸的作戰計畫の必要を生ずるに至り、五

軍港五鎮守府を設置すると共に、陸軍の任務に港灣防禦の責を加へ、島嶼に警備隊を置き沿海の要處に砲臺を築き、要塞兵を配置した。明治十八年歩兵聯隊を旅團編制となし、二十一年各兵充實の結果、鎮臺を改めて、師團司令部を置き、步・騎・砲・工・輜重兵を以て、一師團を編成し、獨立作戰の能力を有せしむる事となつた。即ち歩兵二旅團(一旅團は騎兵一大隊、砲兵一聯隊、工兵一大隊、輜重兵一大隊である。後騎兵を一聯隊と改む。此の外に北海道屯田兵、要塞砲兵聯隊、及び鐵道大隊あり、二十二年一年志願兵の制、及び六週間現役兵の制を定む。

二十六年戰時編制を制定せられ、現役・豫備役・後備役を以て、野戰隊及び守備隊を編成し、必要に應じて國民軍をも編成する事となつた。即ち野戰一個師團は、歩兵十二大隊・騎兵三中隊・砲兵六中隊(野砲兵四)・工兵二中隊、之に輜重隊、及び獨立作戰し得べき諸機關を附屬せしむるのである。
此間(明治十七年)増設せられたる歩兵聯隊は、近衛第三・第四、歩兵第十五より同第二十四に至る十個聯隊にして、其の所屬左の如し(特科隊省略)

近衛師團(東京) 第一、第二、第三、第四

- 第一師團(東京) 第一、第十五、第二、第三
- 第二師團(仙臺) 第四、第五、第十六、第十七
- 第三師團(名古屋) 第六、第十八、第七、第十九
- 第四師團(大阪) 第八、第九、第十、第二十
- 第五師團(廣島) 第十一、第二十一、第十二、第二十二
- 第六師團(熊本) 第十三、第二十三、第十四、第二十四

尙兵員の増加と共に、一面學科術科の進歩に勉め、十九年軍醫學舎、二十一年乘馬學校、二十三年砲工學校を設け、二十六年末には、學校の數十六、生徒總員二千六百二名に上つた。又操典並に野外要務令に改正を加へ、獨逸式を採用して、運動は簡單を主とし、且つ各級指揮官に獨斷專行の餘地を與へ、二十年教育順序教令を改正し、將校團教育令を定むるなど、此方面も亦面目を一新するに至つた。

斯くて明治二十七八年日清戰役に際しては、全國諸部隊の動員を行ひ、人員二十二萬五百八十人・馬匹四萬七千二百二十一頭・野砲二百九十四門を掲げて、活動し得可き状態に在つたが、實際其の戰役に參與したる人員は、用兵上の必要からして、將校以下二十四萬人、

雇員六千四百九十五人、雇人夫十萬餘人を使用したと云ふ。然れども兵器の改良は、未だ充分ならず、無煙火藥連發銃を携へて出征したのは、近衛師團のみで、砲兵も亦、無煙火藥を用ゐるに至らなかつた。

四、日清戰役

明治十七年韓國京城の事變以後、日清兩國は天津條約を締結して、兩國共に撤兵を實行し、韓國の獨立を承認し、尙は爾後出兵の必要ある時は、相通牒して同時に之を行ふことを約したるに拘らず、清國は常に韓國を屬國視し、韓國亦我を輕視して彼の防殺令事件となり、次で金玉均の暗殺事件起り、兩國の國交は日に乖離して行つたが、二十七年四月韓國に東學黨の亂起り、國政改革を唱へて諸道を陥れ、五月全州に據りて將に京城を衝かんとした。而して韓國政府自ら之を征服し能はざるを見たる清國は、機逸すべからずとなし、天津條約を無視して、恣に兵を韓國に進め、アハよくば此の機會を以て韓國併呑の實を擧げんとした。茲に於て帝國政府は默する能はず、大島公使(圭)は六月十日八重山艦の陸戰隊を率ゐて京城に入り、次で大島少將(義)は、混成旅團を率ゐて京城に入り、大島公使は所謂國政改

革案五ヶ條を提げて韓廷に逼り、袁世凱は形勢不利なりと見て京城を去つた。依つて帝國政府は清國政府に對して其の暴狀を詰り、屢々交渉を重ねたるも、同國政府には一も誠意の認むべきものなく、武力を以てするの外、解決の途なきを認めて、國交を斷ち、七月二十五日豊島沖の海戦に次いで、二十九日大島旅團は牙山に據れる清兵を撃つて大に之を破り、八月一日を以て宣戰の大詔は煥發せられ、動員令は續々として各師團に降り、天皇陛下は躬ら軍旅の事に當らせ給ふべく、九月十五日大本營を廣島に進められ、第一軍(第三師團)の編成成りて、大將山縣有朋司令官に任せられた。

九月十五日第五師團(歩一八)は、平壤に據れる五萬の清兵を粉碎し、越えて十九日彼我の主力艦隊は、黃海に戦つて、大いに彼を撃破し、相繼げる海陸の大捷に開戰の劈頭、先づ彼が膽を寒からしめた。十月十七日山縣司令官は全軍を率ゐて、鴨綠江畔虎山・九連城に清兵を一掃し、立見少將一隊を率ゐて鳳凰城に進んだ。

此の時帝國議會は滿場一致を以て軍事費を可決し、井上全權大使(警)は、韓國に渡つて日韓攻守同盟を結んだ。

是れより先き九月二十六日、第二軍の編成(第一・第二師團)成りて、大將大山巖司令官に任せら

れ、第一師團は金州半島に上陸して、十一月三日一撃して金州城を屠り、七日大連を上領し、餘威を以て旅順を衝き、僅か一日にして其の要塞を攻略した。

既に鳳凰城を略せる第一軍は、其の一部(第三)を以て、十二月十三日海城を占領した。然るに數萬の清兵は、爾後屢々風雪を冒し、兵力の優勢を恃んで、海城を回復せんと、猛烈なる逆襲を試みる。前後四回に及び、爲に第三師團は頗る苦境に陥つたが、毎奮戰して之を撃退しつゝ、此に冬營した。

又戦局の擴大に連れて、陸軍大將小松宮彰仁親王殿下を以て征清大總督に任せられ、參謀總長陸軍大將川上操六以下の幕僚を率ゐて、十月十三日字品を發して戦地に向はせられ、又第一軍司令官山縣大將は、病の爲め軍司令官を解かれて十二月内地に歸還し、野津中將之に代つて軍司令官に任せられ、陸軍中將奥保鞏第五師團長に補せらる。

翌年二月二十八日湯河城より進める第五師團と呼應して、第三師團は攻勢に轉じて、海城を撃つた。是より先き海城方面の敵情優勢なるを見て、乃木少將(典)は第一旅團を率ゐて北進し、二十七年一月十日蓋平を屠り、山地中將第一師團の殘部を率ゐて、雪中急行軍を以て、乃木旅團に合し、同二十二日大平山附近の大敵を撃破して第一軍に連絡した。三

月五日第三・第五兩師團は牛莊城を陥れ、壯烈なる市街戦を開いて、敵に莫大の損害を與へ、第一師團は三月七日營口に侵入して其の砲臺を略した。
茲に於て第一・第三・第五師團は、協力して田庄臺を攻撃し、復もや敵に莫大の損害を與へて、同地を占領した。更に大山大將は、臨時山東作戦軍(第二師團及第六)を編成して、自ら之を提げて、敵の海軍根據地たる威海衛を占領した(此戦に大寺)。
是より先き我が艦艇は、屢々威海衛を奇襲して敵の堅艦數隻を撃沈し、殆んど其の主力を亡せる上に、今や海陸兩面より轟撃を受くるに至り、敵の水師提督丁汝昌は、二月十二日麾下全艦隊を我が軍門に致して自殺し、茲に我が軍は第一期作戦を終つた。
仍て直ちに第二期作戦に入り、直隸平野を一掃して、長驅北京を衝かんと、近衛及び第四師團に動員を命じ、兩師團は相携へて四月十一日字品を發して征途に上り、同月中旬を以て大連灣に到着したるが、是より先き清國は遂に敵し難きを覺り、媾和の爲め、直隸總督李鴻章を全權大臣として馬關に派し、我が全權大臣伊藤博文(副使陸奥宗光)と、數次の交渉を重ねたる結果、四月十七日に至りて、終に媾和條約の締結を見た。即ち此の結果、清國は韓國の獨立自主を認め、遼東半島・臺灣島・澎湖列島を我に割讓し、軍費二億兩を償ひ、尙ほ我

は清國內地に於て、種々の利權を獲得して、絶大の武威を輝かし、帝國の名譽を宇内に發揚して、遺憾なく戰鬪の目的を貫徹したのである。然るに幾くならずして彼の露・佛・獨の、三國干渉なるものが起つた。帝國は止むなく其の德意に依つて、遼東半島を清國に還附し、其の代償金として、三千萬兩を收むるに至つたのである。
五月十三日陸海軍人に對し左の勅諭は降つた。

勅諭

朕カ親愛スル帝國陸海軍人ニ告ク
朕兵馬ノ權ヲ統ヘ明治十五年陸海軍ノ制略ホ立ツニ於テ汝等ニ軍人ノ精神五ヶ條ヲ訓諭シ忠節禮儀勇武信義質素貫クニ一誠ヲ以テスヘキコトヲ告ケタリ朕カ汝等ニ訓諭スルノ殷切ナリシモノ洵ニ汝等ヲ以テ朕カ股肱ト頼メハナリ
爾來治平十有餘年客歲清國ト釁ヲ開クヤ汝等ハ朕カ一號令ノ下ニ起テ隆暑ニ耐ヘ祁寒ヲ冒シ内ハ籌畫警防ヲ努メ外ハ進攻出戰ニ勞シ陸ニ海ニ振古未タ有ラサルノ偉勳ヲ奏シ能ク交戦ノ目的ヲ達シテ帝國ノ光榮ヲ四表ニ發揚セシメタリ朕ハ帝國陸海軍ノ進歩茲ニ至リタルヲ欣ヒ汝等カ深ク五箇條ヲ服膺シテ敢テ失墜セス命ヲ重シ生ヲ輕シ以テ能ク朕カ

股肱タルノ職ヲ盡シタルヲ嘉ス獨リ鋒鏑ニ斃レ疾病ニ死シ然ラサルモ病廢トナリタルモノニ至リテハ朕深ク其ノ事ヲ烈トシテ其ノ人ヲ悲マサルヲ得ス
 朕今清國ト和ヲ講シ汝等ト俱ニ治平ノ慶ニ賴ラムトス願フニ軍隊ノ名譽ハ帝國ト共ニ汝等ノ責務ヲ重カラシム
 朕ハ我武維レ揚リテ汝等ト其譽ヲ偕ニスルヲ樂ムト雖モ邦家ノ前程ハ尙遠遠ナリ汝等其レ能ク朕ノ訓諭ヲ遵奉シ留リテ隊伍ニ在ルモノト散シテ鄉閭ニ歸ルモノトニ論ナク五事ヲ服膺シテ軍人ノ本分ヲ恪守シ一誠以テ他日ノ報効ヲ期セヨ
 出征軍は即時凱旋の途に就き、第四師團は占領地の守備に、近衛師團は臺灣島守備に就いた。臺灣島には劉永福なるものありて本國政府の命を奉せず、匪徒を煽動して我が軍に抗せるを以て、近衛師團は直ちに之れが討伐に任じたが、更に賊勢猖獗を極むるに由り、第二師團(團缺)を増加せられ、同年十月二十一日に至り遂に之を平定したが、此の役に近衛師團長陸軍中將能久親王殿下は、疫癘に罹らせられ、薨去遊ばされた。

五、日清戦後の發達

此の明治二十七八年の、日清戦役は我が國が近世初めての外征であつて、此の實戦に由つて種々の活教訓を得たが、就中最も大なる苦痛は、戦線の擴大に伴ふ兵力の不足であつた。且つ宇内列國の形勢は益々陸軍の擴張を促し、即ち明治二十八年更に徵兵令を改正して、服役十二年を十二年四ヶ月に延長し、豫備徵員を廢して補充兵役を設け、國民兵役を第一。第二に區分し、翌二十九年には軍備の大擴張を斷行し、屯田兵を廢して北海道旭川に第七師團を置き、更に五個師團(弘前、金澤、姫路)を増設して、十三個師團(近衛師團を含む)と爲し、三個の都督部を新設して之を統べしめ、新占領地臺灣には、混成三旅團を配置して、其の守備に當らしむる事となつた。三十一年元帥府を置いて、軍事最高の顧問府と爲し、又獨立の騎兵旅團・砲兵旅團を設置して、將來に於ける軍の砲兵、並に搜索騎兵團の用に備へ、又要塞砲兵を擴張して海岸防備を嚴にするなど、着々として軍備の整備充實に努力し、之に連れて兵器・彈藥・裝具に至るまで、銳意改良刷新を加へたのである。無論此の擴張を完成するには、數年の歲月を要し、其の間更に學校を擴張して、教育の向上を計るなど、進歩の跡大に見るべきものがあつた。

六、北清事變

明治三十三年五月、清國北京及び天津附近を中心として、北清事變一名拳匪の亂なるものが起つた。是れ蓋し清國が、年々列強の壓迫を受け、且つ諸般の事物日に月に歐化し行き、一部國民の排外心を高潮せしめつゝある時、偶々皇儲問題及び政事上の爭權と結合して、茲に端なく一大騷亂を惹起するに至つたので、『扶清滅洋』を主義とする義和團の匪徒は、直隸・山東の二省に起つて、基督教徒を殺し教會堂を毀つなど、暴威を逞うし、端郡王密かに之を援け、北京―天津間の交通は杜絶するに至つた。茲に於て北京駐劄の列國公使は協議の結果龍城と決し、居留民を館内に收容して保護を與へ、公使館護衛兵に義勇兵を加へて守つた。太沽に集まつた各國軍艦は、即時揚陸して、英國東洋艦隊司令長官シーモア中將指揮の下に、北京救援の爲め急進したるも、途上匪徒の包圍に陥つて目的を達せず、清兵は匪徒と合して、益々暴威を振ひ、獨逸公使及び我が公使館の書記生一名は、其の兇手に斃るゝに至つた。茲に於て露國を除く外の列國は一齊に、帝國政府に對して應急出兵を求めたるに由り、第五・第十一師團動員せられ、福島少將(正安)先づ歩兵第十一・同第十二

聯隊を基幹とする混成旅團を率ゐて出征し、次で山口中將(臣)第五師團を率ゐて渡清し、其の年八月聯合軍の先頭となつて北京に進入し、列國公使館の急を救うた。此時我軍隊は、改良せられたる三十年式歩兵銃を使用し、速射砲を有し、列國軍と協同作戰して克く其の眞價を發揮し、殊に志氣の旺盛にして軍紀の嚴肅なる點に於て、一段の光彩を放ち、我軍隊の内容、外觀は愈々整美して、『世界の強兵』を以て許さるゝに至つたのである。

第二章 日露開戦と吾聯隊の創設編成

吾聯隊は曠古の大戦たる日露戦役中、作戦の進捗に伴ひ兵力増加の必要に迫られて、新設せられたものであるから、聯隊の創設と日露戦争とは、之を引離して考ふることはできぬ。乃ち、當聯隊の創設のことを叙ぶるには、其の創設を必要とするに至つた理由からして、説いて行くのが順序であらうと考へる。

一、日露開戦事情

遼東半島は、日清戦争の結果、一度我が領有に歸したるも、露・佛・獨三國の德憑に基いて清國に還附した。然るに三十年の秋、清國山東省に於て暴民獨逸人二名を殺害したれば、獨逸は清廷を責め、直ちに軍艦三隻を膠州灣に進めて此處を占領した。所が元來膠州灣は露國が已に冬期の軍艦碇場として居つた所で、其れを獨逸に占領された爲め、露國は軍艦を旅順口に進めて之れを占領したのである。旅順口は何人も知る如く渤海の關門であつて、天險稀に見る軍事上重要な地である。曾て

我同胞幾千人の血を流し日章旗を樹てた所である。其れが東洋の平和と云ふ辭柄の下に還附し、未だ間もなき卅三年三月廿七日には、露國遂に清廷を脅迫威壓し、我が面目を蹂躪して、旅順口を事實的に占領した。尙卅三年清國內に義和團と稱へ拳法を練習する一種の迷信教徒の首領端郡王が、政治の實權を握りて俄かに勢力加はり、五月北京附近に於て暴徒と變じて異教徒を殺害し電信鐵道を破壊し、進んで北京を包圍し我公使館書記生杉山彬、獨逸公使ケットレル、外外人數名を殺害し、益々暴威を振ひし爲め、我國は直ちに兵を出し、列國共同作戦の下に鎮壓したるが、露國は此の機に乗じて其利益範圍を擴張し、自國版圖を膨脹せしめんと欲望を逞うし、名を草賊征定に假り、先づ西伯利亞歩兵・コサツク兵・砲兵・浦鹽斯德要塞兵・烏蘇里・黑龍江民兵・黑龍江・西伯利亞の二軍團を出勤せしめ、本國よりは十二個の野戦病院を派遣し、之を五軍に別ち七月十四日から公然滿洲に討ち入つた。而して其の一軍は西伯利亞のハイラルより進み、愛琿ハイラルを占領し、二軍は西伯利亞ポーファより進入して薩哈連、ヘルムホ、シンガリン、齊々哈爾を占領し、三軍はハッロフスクより攻撃してハルピンを攻畧し、他の軍と聯合して呼蘭城を降し拉林を陥れた。四軍は浦鹽斯德及びバスシエニツト灣より闖入し連春城を拔き、寧古塔を陥れ吉林を包

圍して占領し、五軍は旅順より出て牛莊・遼陽・奉天・鐵嶺・新民・安東を攻畧し、十一月には滿洲三省の全部を占領したが尙慊らず更に竿頭一步を進めて、韓國に向つて侵畧を試るに至つた。是れ即ち清國との公約、及び列國に對する保障を無視する不信の行爲であるのみならず、直接我が帝國の存在を脅威するものである。是に於て帝國政府は黙する能はず。先づ至誠を披瀝して露國政府との間に交渉を開き、相互の利益を調和し、併せて東洋の平和を維持せんとして、協商の道を講じたるも、露國は毫も誠意を以て我を遇せず、徒らに曠日彌久して、以て交渉を遷延せしめ、其間に着々海陸の軍備を充實して、韓國の境上に臨み、陽に我を威壓せんとする如き行動に出でたるを以て、國民の公憤は勃然として發し、輿論鼎沸、政府に向つて開戦を促し、三十六年の暮秋より、黑雲暗澹として滿韓の野を蔽ひ、風雲の去來頗る急であつたが、彼我の妥協は遂に成らず。翌三十七年二月八日我が驅逐艇は、旅順港に敵艦を夜襲して、最初の一撃を與へ、次で九日、我が艦隊の一部は木越旅團を護衛して、仁川に敵前上陸を行はしめたる後、同港外に敵の巡洋艦ワリヤトグ、コーレーツを撃破して、之を爆沈せしめ、戦端は終に開かるゝに至つた。

二、動員及宣戰

是より先き二月五日を以て、一部動員を令せられ、同日陸海軍人に對して、特に左の勅語を賜つた

勅語

朕ハ東洋ノ平和ヲ以テ朕カ衷心ノ欣幸トスル所ナルカ故ニ清韓ノ兩國ニ關スル時局ノ問題ニ付朕カ政府ヲシテ昨年來露國ニ交渉セシメタリ然ルニ露國政府ハ東洋ノ平和ヲ顧念スルノ誠意ナキコトヲ確認セシムルノ止ムヲ得サルニ達シタリ蓋シ清韓兩國領土ノ保全ハ我日本ノ獨立自衛ト密接ノ關係ヲ有ス茲ニ於テ朕ハ朕カ政府ニ命シテ露國ト交渉ヲ斷チ我獨立自衛ノ爲メニ自由ノ行動ヲ執ラシムルコトニ決定セリ
朕ハ卿等ノ忠誠勇武ニ信賴シ其目的ヲ達シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス

陸軍大臣奉答

臣 正 毅

謹デ奏ス時局ノ艱難ニ方リ優渥ナル勅語ヲ賜フ 臣等感激ノ至リニ堪ヘズ 臣等心力ヲ盡シ

誓テ 聖旨ニ答ヘ奉ランコトヲ期ス
誠恐誠惶陸軍ヲ代表シ謹テ奉答ス

明治三十七年二月五日

陸軍大臣 寺内正毅

次で二月十日、宣戦の大詔を煥發せらる

宣戦の詔勅

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本帝國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ露國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク全力ヲ極メテ露國ト交戦ノ事ニ從フヘク
朕カ百僚有司ハ宜ク各々其職務ニ率ヒ其權能ニ應シテ國家ノ目的ヲ達スルニ努力スヘシ
凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ遺算ナカラムコトヲ期セヨ惟フニ文明ヲ平
和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシテ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セ
スシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲
シ且暮敢テ違ハサラムコトヲ期ス朕カ有司モ亦能ク朕カ意ヲ體シテ事ニ從ヒ列國トノ關
係年ヲ逐ウテ益々親厚ニ赴クヲ見ル今不幸ニシテ露國ト鬯端ヲ開クニ至ル豈朕カ志ナ
ラムヤ

帝國ノ重ヲ韓國ノ保全ニ置クヤ一日ノ故ニ非ス是兩國累世ノ關係ニ由ルノミナラス韓國
ノ存亡ハ實ニ帝國安危ノ繫ル所タレハナリ然ルニ露國ハ其ノ清國トノ盟約及列國ニ對ス
ル累次ノ宣言ニ拘ラス依然滿洲ニ占據シ益々其地步ヲ鞏固ニシテ終ニ之ヲ併吞セムトス
若シ滿洲ニシテ露國ノ領有ニ歸センカ韓國ノ保全ハ支持スルニ由ナク極東ノ平和亦素ヨ
リ望ムヘカラス故ニ朕ハ此機ニ際シ切ニ妥協ニ由テ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久ニ維持
セムコトヲ期シ有司ヲシテ露國ニ提議シ半歲ノ久シキニ互リテ屢次折衝ヲ重ネシメタル
モ露國ハ一モ交譲ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス曠日彌久徒ニ時局ノ解決ヲ遷延セシメ陽ニ
平和ヲ唱道シ陰ニ海陸ノ軍備ヲ増大シ以テ我ヲ屈從セシメムトス凡ソ露國カ始ヨリ平和
ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス韓國ノ安
全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス事既ニ茲ニ至ル帝國カ平和ノ交
渉ニ依リ求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ汝有衆ノ
忠實勇武ナルニ倚賴シ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期ス
彼の三國干涉以來、膽を嘗め薪に臥して、陰忍十年、竊かに機會の到來を、待ちに侍つた
五千萬の國民は、踊躍して起つたのである。

三、作戰經過

時局の紛糾するに伴ひ、露國の戦備を修むること頗る急にして、滿洲駐屯軍隊を、金州及び鳳凰城附近に集中し、有力なる騎兵隊を義州以南に進め、其の一部は平壤の前面まで出沒するに至つた。又烏蘇里駐屯軍隊をノウラキエフスク附近に集合し、浦潮斯德及び旅順の防備は、日に増し嚴重を加へ、而して他の極東軍隊は、逐次遼陽附近に集中せんとし、一方には第十、第十七の兩軍團を歐露より極東に輸送の準備を爲しつゝあつた我が軍は開戦の劈頭たる二月九日、第十二師團の一部を韓國仁川港に上陸せしめ、次で黒木大將は第一軍(近衛第二)を率ゐて、三月十六日韓國鎮南浦に上陸し、定州の一戦に敵の前進騎兵を撃破して、露軍を韓半島以北に驅逐し、同月三十日及び五月一日の兩日に鴨綠江を渡りて、滿洲の門戸たる九連城の敵を屠り、北ぐるを追つて、蛤蟆塘に之を粉碎し、敵に大損害を與へ、其餘威を以て同六日鳳凰城を占領し、以後峻峻なる山地を越えて、往く往く鬩陽邊門(五月廿)寒馬集(六月)懷仁縣(同十)北水嶺(同十)三道河(同廿)摩天嶺(七月)を占領して、八月一日遂に榆樹林子・様子嶺の天嶮を抜き、以て敵の本據たる遼陽の側面を壓し

て、友軍の進出を待つた。

第一軍の九連城を占領し、次で、奧大將の率ゐる第二軍(第一、第三)は、五月七日遼東半島の候兎石に上陸し、直に交通通信の機關を切斷して、陸上より旅順要塞を遮斷封鎖し、越えて十六日十三里臺に敵の前進軍を破り、同二十六日惡戰十有六時間の後、南山の堅壘を攻畧して、敵を要塞の前進陣地に撃退し、以て作戰要地たる大連を占領し、五月三十日守線を乃木大將の第三軍に譲り、(第一師團第三軍に入り)馬頭を一轉して敵の南下軍を邀へ、六月十四日十五日シタケルベルグ軍團を得利寺附近に撃破し、此の一戦に彼れが南下の企圖を覆すと共に、旅順要塞を全く孤立の地位に立たしめ、疾風枯葉を捲くが如くに、熊岳城(二月廿)蓋平(八月)を一蹴して、七月二十五日大石橋を攻畧し、次で營口亦其の手中に歸した。又川村中將は獨立第十師團を率ゐて、五月十九日大孤山に上陸し、爾後第一、第二軍の中間に介在して活動し、六月八日第一軍の近衛旅團と協力して、岫巖を陥れ、進んで分水嶺(六月廿)を屠り、次で第六師團並びに後備旅團と共に、第四軍の戦闘序列に入り(司令官野)七月三十一日柞木城の敵を一掃し、八月三日には第二軍と呼應し、威容堂々敵を壓して、海城を占領し、茲に兩軍並進して遼陽の正面に肉薄し、黒木軍と策應して、將に遼陽を屠

らんとした。

是より先き六月二十四日、大山元帥(巖)は滿洲軍總司令官に補せられ、總參謀長兒玉大將(源太)以下の幕僚を率ゐて、馬を滿洲の曠野に進め、八月二十五日敵が其の本據と恃みて、第一期主戦地となせる、遼陽の總攻撃を開始し、首山堡・徐家溝・調軍臺、其他遼陽周邊角面堡等に於ける數晝夜の激戦に、數千の犠牲を拂ひたるも、九月四日遂に敵を粉碎して遼陽を奪取した。我が軍の名聲は、開戦以來一戦毎に揚り、其の光輝を發揮して居たが、茲に至つて列強は、遂に啞然たるに至つたのである。

遼陽の決戦に敗れて、其の眞價を疑はれたる露軍は、十月初旬に至つて捲土重來、二十餘萬の大兵を擧げて、我が全線に向つて大逆襲を試みた。滿洲の野は時既に初冬の候に入り、屢々氷雪を見る裡に立つて、勇戦奮闘十餘晝夜を重ねて、遂に敵の銳鋒を摧き、彼は六萬の損害を蒙つて、沙河以北に敗走し去り、我軍は更に一段の光輝を添へた。

是より先き五月二十九日、第三軍の編成を令せられ、乃木大將は、第一・第十一・第九の三個師團を率ゐて、露國が十年の歲月と、十數億の巨費とを費して、難攻不落の金城鐵壁と誇り、列強も亦其の攻略を容易ならずと爲せる、旅順要塞の攻撃に従事し、爾來攻圍六閱

月、此の間連日連夜、無數の惡戦苦闘を重ね、多大の犠牲を拂ひつゝ、朝に一壘、夕に又一壘を抜き、更に第七師團、其他後備旅團、攻城重砲隊等を増加せられて、十一月下旬より十二月初旬に互りて、損害を顧ずして強行せる手剛き攻撃に依つて、要塞の死命を制せる爾靈山高地を奪取し、次で港内に潜伏せる敵の艦隊を轟撃して、之を全滅に陥らしめ、十二月十八日東雞冠山、二十八日二龍山、三十一日松樹山の諸砲臺を奪略し、明くる三十八年一月一日には望臺一帶の高地を奪取して、旅順要塞の止めを刺し、敵は遂に闘志を失ひ、守將ステツセルは、白旗を掲げて降を我が軍門に乞ひ、さしもに世界無比の堅壘と謳はれたる旅順要塞も、遂に我が第三軍の收むる所となつた。

斯かる間に、滿洲方面に於ては兩軍の主力、渾河を挾んで對陣し、嫺々たる春風の吹き初むると共に、決戦の大會戦の幕は開かれんとし、第三軍は急行軍を以て滿洲軍主力に合し、鴨綠江軍(第十一師團)新たに編成せられて(司令官川)、彼我合して其の兵力八十萬、火砲亦二千五百門を超え、我は帝國陸軍の全力を擧げ、彼れ亦滿洲に派遣し得べき、最大の兵力を集中して、茲に振天動地の一大決戦は開かれた。是より先き一月下旬、約十萬の敵の軍團は、飛雪を冒して我が左翼に來襲し、一時我が守

線を突破して、我が軍危く見えだが、臨時立見軍編成せられて、苦戦數晝夜の後、遂に之を、北方に撃退した。

斯くて兩軍決戦の機は愈々熟して、二月二十六日各軍一齊に攻撃前進を開始し、各方面共に激戦を繼續する事十數晝夜、我は尠からぬ犠牲を供したるも、川村軍の牽制運動、及び第三軍の敵の右翼大繞回運動は、共に其の功を奏し、機を逸せず第二、第四軍が全力を竭しての正面攻撃に由り、敵は雪崩の如くなつて總退却を始め、第一軍亦機に乗じ、驀然急轉して敵の背後に進出し、第三軍と連繫して、全く敵を包圍の裡に陥れ、彼に再び起つ能はざるの大損害を與へ、併せて彼が精神上にも、癒し難き重傷を負はしめたのである。奉天の大會戦は、實に我が國運を賭せる大役で、奉天城の陥落したる三月十日を以て、爾後陸軍記念日とせられた。

爾後我軍は昌圖・鐵嶺以北に進出して、持久戦の姿勢を取り、遠く來航せるバルチック艦隊は五月二十七日、同二十八日日本海の會戦に全滅し、大本營は更に樺太島の攻畧を企圖して、新設の第十三師團を以て攻畧軍に充て、原口中將(兼)之を率ゐて同島に上陸し、七月末迄に南北樺太の占領を終つた。

斯かる間に時の米國大統領ルトズヴェルト氏の提議に依つて、日露兩國の間には媾和談判が成立し、十月十六日平和克復の詔勅と共に、陸海軍人に對しては特に優渥なる勅諭を賜つた。

朕嚮ニ汝等ニ示スニ軍人ノ精神タル訓規五箇條ヲ以テシ明治二十七八年戰役終ルヤ深ク邦家ノ前途ヲ念ヒ更ニ汝等ニ諭示スル所アリ爾來十閱年朕カ陸海軍ハ世界ノ進運ニ伴ヒ經校大ニ其歩ヲ進メタリ不幸ニシテ客歲露國ト釁ヲ啓キシヨリ汝等協力奮勵各其任務ニ從ヒ籌畫宜シキヲ得攻戰機ヲ制シ陸ニ海ニ曠古ノ大捷ヲ奏シ帝國ノ威武ヲ宇内ニ宣揚シ朕カ望ニ副ヘリ

朕ハ汝等ノ忠誠勇武ニ頼リ出師ノ目的ヲ達シ上ハ祖宗ニ對シ下ハ億兆ニ臨ミ天職ヲ盡スコトヲ得タルヲ懌ヒ深ク其戰ニ死シ病ニ斃レ又ハ癘癘ト爲リタル者ヲ悼ム

朕今露國ト和ヲ媾ス惟フニ我軍ノ名譽ハ帝國ノ光榮ト共ニ更ニ汝等ノ責任ヲ重カラシメ國運ノ隆昌亦汝等ノ努力ニ俟ツコト大ナリ汝等夫レ能ク朕カ意ヲ體シ留リテ軍隊ニ在ル者ト散シテ郷閭ニ歸ル者トヲ問ハス常ニ朕カ訓諭ヲ服膺シテ朕カ股肱タルノ本分ヲ守リ益々勵精以テ報効ヲ期セヨ

乃ち媾和談判の結果は、露國は韓國に於ける我帝國の優越權を承認し、滿洲に於ける撤兵を實行し、以て我は完全に、交戦の目的を達成したるのみならず、遼東半島に於ける租借權、南滿洲鐵道及び樺太島南半部を我に割讓するなど、我國は數多の利益を獲得したる外、此一戦に依り、一躍して、世界一等國の班に列し、國基之に由りて彌々堅く、國運之に由りて益々進み、實に建國以來の最大光榮を擔ふに至つたのである。而して我國が、之が爲めに支拂へる犠牲は、幾何ぞと云ふに、

人員 約十二萬人(死亡又は服役免除約十一萬八千人)

馬匹 約三萬八千頭

艦船 九十一隻(軍艦十二、水雷艇假裝砲艦及閉塞船二十五、運送船雜役船五十四)

戰費 十五億二千三百二十萬圓(陸軍十二億八千萬圓、海軍二億四千萬圓)

四、日露戰後に於ける我陸軍の發達

日露の役に際しては、十三個師團及び後備師團の充實完成して、振古未曾有の大兵を滿洲の野に送り、世界の最強兵と稱せられたる露軍と戦つて、而も百戰百勝、精銳無比の武名

を輝かし、我が國をして名實共に世界の一等國たらしめたのである。然しながら此戰役中、兵力の不足を感ずること甚だしく、戰時中、歩兵第四十九聯隊より同六十四聯隊に至る十六個聯隊、並びに之に伴ふ特科部隊を新設して、第十三・第十四・第十五・第十六の四個師團を編成したるが、戦後更めて六個師團の増設に決し、歩兵第十五聯隊より、同第七十二聯隊に至る、八個聯隊を編成し、明治四十一年十一月陸軍平時編制並びに常備團隊配置表を改定して、新設師團を左の如く配置した。勿論之に伴つて既設師團の編組にも、一大移動が行はれたのである。

第十三師團 (高田)

第十四師團 (宇都宮)

第十五師團 (豊橋)

第十六師團 (京都)

第十七師團 (岡山)

第十八師團 (久留米)

同時に特科隊の新設又は擴張を行ひ、歩兵科に二年兵役(歸休)を實施し、兵器の上にも著しき改良を加へて、大正三年度秋季より全國歩兵隊に、三八式歩兵銃を交換支給し、又従來朝鮮守備の爲め一個師團半を交代駐屯せしめたる制度を廢して、大正三年度より同地に、

第十九師團 (羅南)

步七三、步七四、步七五、步七六

第二十師團 (龍山)

步七七、步七八、步七九、步八〇

の増設に着手し、今日に於ては殆んど其の編制を完成した。即ち現在に在りては、近衛師團を合して全國二十一師團を數ふるに至る。砲兵隊にありては、六門編成を改めて、四門編成となし、又歩兵隊に機關銃隊を設置するなど、時勢の進運に伴ふて、長足の進歩をしたのである。

乃ち現今に於ては、二十一個師團の外に

- 騎兵 四旅團
- 野砲兵 三旅團
- 重砲兵 六聯隊と七大隊

- 交通兵團 鐵道聯隊二、電信大隊一、航空大隊二

- 山砲兵 三大隊
- 警備隊 一大隊

等がある。且つ臺灣には獨立臺灣守備隊あり、南滿洲にも駐屯軍(二年交代)の外に獨立守備隊を置いてある。大正三年の青島攻圍戰は、我陸軍が實戰に飛行機を使用したる嚆矢である。今次の歐洲大戰によりて得たる教訓は頗る多く、或は航空大隊の擴張を圖り、或は自動車保護法、工業動員法を制定するなど、何れも直接間接に受けたる影響に外ならぬのである。

五、創設及編成

明治四十年十月九日、陸軍平時編制表を改定せられ、歩兵第六十七聯隊を濱松に設置せられ、同時に、徵兵區域を左の如く定めらる。

- 静岡縣下の内 榛原郡 志太郡 周知郡 小笠郡 磐田郡 引佐郡 濱名郡

聯隊本部及第一、第二大隊編成

同年十月二十二日聯隊長歩兵中佐江木精夫以下第一回將校の補任あり。准士官以下は、左の聯隊より轉屬を命ぜられた。

- 近衛歩兵第四聯隊、歩兵第二聯隊、同第三聯隊、同第十八聯隊、同第三十四聯隊

十月二十六日に至り、

- 聯隊本部及第一大隊(隊缺)は 豊橋(歩兵第十八)に

- 第二大隊(隊缺)は 静岡(聯隊兵營内)に

假營を設置して事務を開始し、兵器は歩兵第十八聯隊及び同第三十四聯隊より、被服は數個師團より、保管轉管を受けて現品を受領した。

十二月一日新兵八百五十三名入營す。依つて其の内

濱名・磐田・引佐郡及周知郡の半分を——第一大隊へ

志太・榛原・小笠郡及周知郡の半分を——第二大隊へ

配屬せしめて第一・第二大隊(第四及第五)の編成を終つた。當時の幹部は左の如くである。

聯隊本部 聯隊長中佐江本精夫、副官大尉河本爲次郎。聯隊附中佐岡本茂若、少佐松江豊樹、中尉河村勘市。

第一大隊 長少佐中尾理三郎、副官中尉三澤郁哉。

△第一中隊 長大尉天草種雄。△第二中隊 長大尉三島篤夫。△第三中隊 長大尉稻垣孝照。

第二大隊 長少佐加島五郎、副官中尉橋尾八郎。

△第五中隊 長大尉田中豊。△第六中隊 長大尉今井信夫。△第七中隊 長大尉伊藤卯三郎。

然れども當時未だ第十五師團司令部開設せられざりしを以て、暫く第三師團長の統轄を受けた。

濱松轉營

翌四十一年三月に至りて、濱松(市外富)に新築中の當聯隊兵營、第一期工事落成したるに付、聯隊本部及び第一大隊は、三月二十五日豊橋出發(舞坂一泊)、第二大隊は同二十四日静岡出發(島田及袋井各一泊)二十六日午前十一時濱松停車場附近に集合し、隊伍を整へ軍旗を捧持して、午後

一時新兵營に入つた。

(越つて廿九日静岡縣知事會長となり官民合同の歡迎會を營内に開催す)

十一月一日第十五師團に復歸し、其の統轄に入る。

第三大隊編成、聯隊編成完了

四十一年十一月七日、第三大隊長以下將校の轉入あり、次で同月十八日各幹部の命課を行ひ、兵卒は左の如く配屬せられた。

第一中隊より——第四中隊へ

第二中隊より——第九中隊へ

第三中隊より——第十中隊へ

第五中隊より——第八中隊へ

第六中隊より——第十一中隊へ

第七中隊より——第十二中隊へ

折半配屬

之に十二月一日入營したる新兵八百六十四名を加へて、第三大隊及び缺員の第四・第八中隊を編成し、茲に聯隊の編成は完成するに至つた。

新設隊の幹部左の如し。

第三大隊 長少佐松江豊壽、副官中尉橋尾八郎。

△第九中隊 長大尉吉川芳太郎。△第十中隊 長大尉伊王野練。△第十一中隊 長大尉村井代助。△第十二中隊 長大尉橋岡榮藏。

△第四中隊 長大尉増田民之助。第八中隊 長大尉田邊桂太郎。

六、軍旗授與

明治四十一年五月八日、宮中正殿に於て當聯隊の軍旗を御親授あらせらる。是より先き聯隊は、軍旗授與の令達に接して、旗手少尉橋正雄に護衛下士四名(軍曹加藤宗平・北澤和)を附して上京せしめ、當日橋少尉は正装して、東御車寄より参内す。大元帥陛下には午前十一時三十分御正装にて正殿に出御、皇族殿下を始め宮内大臣、侍従長以下玉座の左右に侍立し、陸軍大臣(正毅)旗手を従へて式場に進み、玉座に面して拜禮す。天皇陛下少しく玉歩を進ませられ、侍従武官長の捧持せる軍旗を御手に執らせ給ひて、陸軍大臣に授け給ふ、大臣 恭しく拜受して旗手に授け、天皇陛下更に勅語を賜ふ。式終つて 陛下玉座に復せられ、次で入御あらせらる。陸軍大臣旗手を従へて式場を退き、勅

語書を親封して旗手に授け、旗手は軍旗及び勅語書を捧持し(護衛下士)宮城正門を出で、歸途に上り、九日午前七時二十分濱松驛着、同日午前十時第三師團長 陸軍中將 大久保春野來營して、式に據り軍旗授與式を舉行す。乃ち聯隊(第三大隊及第四中隊)は悉く正装して整列し、聯隊長旗手を従へて、聯隊の中央正面に位置せる師團長の前に到れば、師團長は軍旗を執つて、聯隊長に授け、恭しく左の勅語を朗讀す。

勅語

歩兵第六十七聯隊ノ爲軍旗一旒ヲ授ク汝軍人等協力同心シテ益々威武ヲ宣揚シ我帝國ヲ保護セヨ

聯隊長 謹んで奉答して曰く。

奉答

謹テ明勅ヲ奉ズ 臣等死力ヲ竭シ誓テ國家ヲ保護セン 軍旗を旗手に捧持せしめて、聯隊に正面し、聯隊は、軍旗に對して敬禮を行ひ、此の間喇叭は『足曳』を吹奏す。次で分列式を行ひ、式を終る。

『足曳』の曲に曰く。

あしびきの山邊ごよもす

煙のうちにいちじるく

我が大君の御手づから

しるしの旗ぞわが輩の

軍の神とあふぎつゝ

明治天皇御製に曰く。

つゝの火の

きはへる旗は畏しや

授け給へる御軍の

軍の神ぞ我が輩の

進めや進め大丈夫の輩

ますらをに旗をさつけて思ふかな

日のもとの名をかゝやかすへく

第三章 日獨戰役

一、開戦の理由及發端

大正三年八月二十三日、我帝國は獨逸帝國に向つて宣戰を布告し、同年十一月七日を以て、同國の租借地たる支那山東省の一角膠州灣を攻略した。

此の戰爭の起因が歐羅巴に於ける英佛露對獨逸の大戦に基づけることは、世人の熟知せる所の如くであるが、其の歐洲大戰の發端は、埃匈國の領土たるボスニヤ州の首府サラエ

ゴに於て、一九一四年(大正)六月二十八日の朝、埃匈國皇儲フェルヂナンド太公及び同妃が、一セルビア人の爲めに暗殺せられたるに原因してゐる。乃ち埃匈國政府は、セルビア

國政府に向つて、苛酷な條件を提出して強硬談判を始めた。埃匈國は獨逸國を後援として、折もあらばセルビアを併合せんとは、豫てから計畫して居た所であつたから、機逸すべからずと云ふので、其の態度決心共に甚だ強硬を極めた。然しながらセルビア國の背後には、スラヴ族の霸王たる露國が在つた。加之セルビヤは國こそ小さいが、最近に土耳其・勃牙

利を破つて、大いに其の國勢を張りつゝある矢先であつたから、直ちに其の提出條件の主要點を拒絶した。埃國は七月二十日を以てセルビヤ國に宣戰を布告し、同時に砲火を開くに至つた。時局は急轉直下。露國はセルビヤを援けて起ち、獨逸は埃國を援けて起ち、次で佛蘭西も英吉利も立ち、獨逸と三國同盟の約ある伊太利國は、暫時大勢を觀望しつゝ、あつたが、翻つて英佛露側に起ち、終に歐洲の天地は悉く戰雲を以て蔽はれ、實に有史以來の大戰爭となつたのである。

我國は英吉利國と攻守同盟の關係上、獨逸が東亞大陸の一角に、儼然たる防備を施せる青島を根據として、東洋派遣隊を活躍せしむるは、東洋の平和を攪亂するの虞れあるを以て、八月十五日膠州灣の引渡しと、獨逸東洋艦隊の武裝解除とを、獨逸國政府に向つて要求し、回答の爲め假すに九日間の日子を以てした。然るに其の期限たる八月二十三日正午に至つても、何等の回答に接しなかつたので、即日左の如く宣戰の詔勅は煥發せられた。

宣戰詔書

天佑ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝有衆ニ示ス
朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘシ朕カ百

僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ目的ヲ達スルニ勗ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ必ス違算ナカラムコトヲ期セヨ

朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ其租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇存リニ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及ヒ與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ相互隔意ナキ協議ヲ遂ケ兩國政府ハ同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スル爲メ必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此目的ヲ達セントスルニ當リ尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス
朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クモアラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而モ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サル朕深ク之ヲ憾トス
朕汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス

我第二艦隊は直ちに青島を封鎖し、獨立第十八師團は青島攻畧の爲め、出征を命ぜられて、九月一日山東省の一角龍口に上陸し、豪雨を冒して進軍を開始したが、此の豪雨は實に山東省に於て、百年來の大旱にして、河川氾濫して路上の浸水胸部に達し、前進の困難なること、其の極點に達したのであるが、此の險惡なる天候と苦闘しつゝ、九月十日萊州に、同十二日平度に進み、又其の一部たる堀内支隊(歩兵第十)は、轉じて九月十八日勞山灣に敵前上陸を行ひ、師團主力と呼應して、青島を指して進軍し、始めて實戦に使用せらるゝ我陸海軍の飛行機は、其の勇姿を青島の空中に現して、敵情を偵察し、或は爆彈を投下して威脅し、斯くて即墨及び柳樹臺方面の敵を一掃して、次第に青島方面に壓迫し、九月二十七日其の前進陣地たる沽山・浮山の線に肉薄し、激戦の後翌二十八日此一帶の防禦線を占領した。

此の浮山・沽山を連絡せる一帶の高地は、全く敵の死命を扼せる重要な陣地であつて、イルチス、ビスマルク、モルトケの諸砲臺を距ること僅かに一哩以外、悉く我が指呼の裡に在り、青島の攻畧は單に時期の問題として残るのみであつた。英國政府は、天津に駐屯せる英國守備隊をして、此戦闘に参加せしむるに決し、バーナー

ジストン少將一箇大隊の歩兵を率ゐて、九月二十三日勞山灣に上陸し、更に印度兵四百を増加し、我が中央隊の右に接して、本攻撃の準備に取りかゝつた。

二、出征

九月二十六日歩兵第二十九旅團、臨時編成を命ぜらる。同日を以て編成第一日となし、即時戦時職務の命課を行ひ、平素の研鑽及び準備に由りて、滞り無く編成完了し、十月三日侍従武官來營して、

御思召

天皇陛下ニハ出征部隊ノ爲メ軫念アラセラレ情况視察ノ爲メ差遣セラル
と有難き 聖旨を傳ふ。同五日朝濱松出發、歩兵第三十四聯隊と共に、歩兵第二十九旅團長 淨法寺少將(五)の引率下に、七日午前十一時大阪築港より乗船し、海上平穩なる航海を續けて、十日榮城灣に到着し、勞山灣碇泊場司令官より、左の師團命令を受領した。
一、敵ノ陸兵ハ全ク青島要塞ニ退縮セリ。其艦艇ハ膠州灣内ニ遊弋シ、時トシテ陸上ニ向ツテ、砲撃ヲ加フ。師團ハ目下主力ヲ以テ、青島要塞攻撃ノ準備中ニシテ、一部ハ

膠州灣沿岸監視ニ任ジ、又別ニ一部ヲ以テ、山東鐵道ノ警備ニ任ジアリ。
臨時鐵道聯隊ノ一部ハ、既ニ山東鐵道一部ノ運轉ヲ開始セリ。

二、師團ハ近ク、青島要塞ノ攻撃ニ着手スルト共ニ、山東鐵道ノ警備ヲ確實ニシ、其運轉ヲ擴大セントス。

三、歩兵第二十九旅團ヲ左ノ如ク區分ス。

イ、攻城參加 歩兵第六十七聯隊(第一大) 歩兵第三十四聯隊機關銃隊

ロ、山東鐵道警備 歩兵第二十九旅團(一聯隊(一大隊)と二)

ハ、膠州灣沿岸監視 歩兵一中隊

ニ、兵站守備 歩兵一中隊

四、攻城參加部隊ハ、上陸後隊伍ノ整頓ヲ終ラバ、速ニ王哥庄附近ヲ發シ、柳樹臺ヲ經テ、張村西南方(劉家下庄及)ニ到リ、予ノ直轄タラシムベシ。

五、山東鐵道警備ニ任ズル部隊ハ、上陸後隊伍ノ整頓ヲ終ラバ、速ニ即墨ヲ經テ、先膠州ニ到ルベシ。

爾他ノ諸件ハ別ニ之ヲ示ス。(以下略ス)

乃ち聯隊(第三大)は、歩兵第三十四聯隊の機關銃隊と共に、攻城に参加する事となり、十一日早朝揚陸を開始して、夕刻之を終り、同夜は王哥庄附近に村落露營を行ひ、十二日朝同地出發、柳樹臺を経て魚哥下庄に前進中、張村に於て攻撃諸計畫に關する師團命令を受領し、同家下庄に到り宿營した。翌十三日聯隊(第三大)は、十五日拂曉迄に、歩兵第四十八聯隊第二大隊と交代すべき命を受け、十四日夜より十五日拂曉に至る間に、第一大隊は湖島子西南方、約一公里突標高三二高地より、水清溝西南方、約一千三百米突標高一〇二高地に互る線に陣地を占領し、第二大隊(第七中)は、大山西方約一公里突標高一五高地より、大山南西方一公里突標一三・五高地に互りて陣地を占領し、且つ第一中央隊(英)と協議の結果、第八中隊は機關銃一小隊と共に、四房山標高五八高地を占領して、陣地の據點を構築し、第七中隊は、機關銃隊及び工兵第十八大隊(二小)と共に、豫備隊となりて大山西南凹地に位置する事となつた。

第三大隊の鐵道守備

歩兵第二十九旅團は、元來鐵道守備の任務を帯びて渡支せるものなれば、旅團長淨法寺少將は、勞山灣に上陸と共に、神尾中將の命に由り、旅團主力(個大隊)を率ゐて、山東

交通壕開掘に關する計畫は、左の如くであつた。

攻圍線ノ後方ニシテ、敵ノ堡壘・砲臺ヨリ遮蔽セル地區ニ在リテハ、多少敵ノ探射等ヲ免レザルモ、専ラ並進道路及ビ小徑ヲ利用シ、部隊ノ運動ヲシテ迅速容易ナラシムルヲ主眼トス。敵ニ暴露スルカ、或ハ探射特ニ顯著ナル地區ニ在リテハ、勉メテ高地ノ基脚、又ハ斷崖部ヲ利用シ、先ヅ簡易ナル交通壕ヲ作爲シ、攻城間日々ノ經過ニ鑑ミ、要スルニ逐次改善スルモノトス。此改善ノ任務ハ、各地區工兵指揮官ノ任トシ、攻城ノ初期ニ際シテハ、特ニ十分ノ注意ヲ要ス。

攻圍線(孤山より浮山に亘)ノ前方ニシテ、敵方ニ降下スル地區ニ至リテハ、極メテ完全ナル交通壕ヲ設クルニ非ザレバ、爾後ノ損害大ナルベキヲ顧慮スベキモ、全般ニ互リ掩體ヲ有スル、深キ交通壕ヲ設クルハ、容易ナラザルヲ以テ、成ルベク地隙ノ敵線ト斜交スル部分ヲ利用シ、其斷面ハ少クモ、底幅二米突ヲ有セシムルヲ標準トスベク、又小銃射程外ノ交通壕ハ、單ニ敵眼ニ對シ遮蔽シ得ベキ盲障、又ハ堆土ヲ以テシ、我交通ヲ敵ニ窺知セシメザルヲ主眼トシ、要スルニ後方部隊ヲシテ逐次改善セシムルモノトス。

交通壕ノ要部、分岐點、及ビ指揮官ノ位置ハ、速ニ標示ヲ設ケ、又已ムヲ得ズ一時敵眼難ナラシムルコトアリ。

交通壕屈曲部ノ、反側ニ於ケル餘地、及ビ地隙内ノ廣キ部分等ハ、塹壕内ニ於ケル諸機關ノ用ニ供スル如ク、速ニ準備計畫シ、機ヲ見テ其設備ヲ容易ナラシムルモノトス。

所屬工兵隊は、十七日以後、専ラ夜間を利用して、歩兵一・二小隊宛の援助に依つて、交通壕の構築を開始した。其の工事の程度は、固より一定したものではなく、敵眼に暴露する鞍部、又は降斜面には、底幅一米穿半内外の塹壕を掘開し、電光形或は鋸齒形に經始し、地隙或は狭谷を利用する部分は、單に路面又は路側を修理するのみであつた。

然し敵は絶えず我が作業地を照明し、次で猛烈なる砲火を以て作業を妨害し、且つ十五日及び十七日の二回、約二十の敵兵は、最前線に肉薄突進して來たが、掩護歩兵隊の爲めに撃退せられた。

尙ほ聯隊が第一線に進出したる十五日より、天候俄かに一變して、前日迄は、秋晴一碧拭ふが如くであつた山東の空は、忽然として密雲に閉ざされ、沛然たる猛雨は連續十日に垂

んとし、到る所泥濘膝を没するばかり、道路は悉く河川と化し、濁流満々として、而も飲むに一滴の水なく、眠るに地なく、一時は非常の苦境に在つた。

敵堡壘の設備 此の時敵の防備状況に就きて、飛行偵察、強行偵察其の他の方法を以て、我が軍の知り得たる所に依れば、敵の有する堡壘は、小湛山・小湛山北・中央・臺東鎮東・臺東鎮及び海岸堡壘の六個にて、其の内小湛山最も強大にて中央・海岸の兩堡壘之に次ぎ、臺東鎮は最も小さい。而して此の堡壘の前面には、西海岸より東海岸に亘り、蜿蜒五千米突の間に、一貫したる大外壕を有し、壕中には鐵條網を張つてある。鐵條網の深さ約十米突、頑丈なる鐵柱は前後左右二米突毎に植立され、之に六番有刺鐵線を蜘蛛の巢の如くに張り、高さ六七米突の堡壘外壁は悉く花崗石を以て積み上げ、且つ我兵の進入を防ぐ爲めに、白色ペイントを塗る。尙ほ鐵條網線以内には、處々に廣き歩道を設けて、自動車を通じ、火線には鐵板製の銃眼を置き、探照燈を備へ、監視所の掩蓋、障壁等悉く鐵筋コンクリートを以て固め、更に土囊を以て二重に之を保護し、尙ほ小湛山・海岸の兩堡壘には、海岸方面よりの攻撃に備ふる爲め、無數に小堡壘柴を設け、各堡壘の中間の空隙には、夥しき地雷を埋設して、自動爆發の装置をも施しあるのである。

敵の砲臺と砲數 各砲臺の有する砲數の偵知には、少からぬ困難を感じたるも、イルチス砲臺には二十八珊加農砲二門、同北砲臺には十五珊加農六門、同西砲臺には中口徑砲四門を備へ、臨時に南砲臺を造つて之に十二珊加農六門を置き、ビスマーク北砲臺には十五珊加農二門、同南砲臺には二十八珊榴彈砲二門、二十一珊加農二門を有することを知つたが、モルトケ砲臺のみは、全く不明であつた。(占領後同砲臺は未だ備へず) 灰泉角砲臺には二十四珊加農二門、十五珊加農二門を有して背面防禦に當り、此の外ヤーマン砲臺には十五珊加農四門、臺西鎮砲臺には二十一珊加農二門、十五珊加農四門を設け、臺東鎮西臨時砲臺には七珊加農六門、石油庫砲臺には同四門、臺東鎮砲臺には九珊加農四門乃至六門、十二珊加農四門乃至六門、仲家窪砲臺には四門砲座二、同西砲臺には十五珊榴彈砲四門、小湛山砲臺には中口徑砲二門を置けるもの、如く、尙ほ不明の地點より、時々砲彈を送る事があつた。此等の砲臺からは、常に巨彈を送つて我が前進作業を妨害し、多きは一日に二千發内外を發射し、本攻撃開始までに發したる敵彈數は、恐らく二三萬發に達したであらう。然れども我が軍の全損害は、比較的尠かつた。

攻撃準備完成 十五・十六兩日の暴風雨、十九日再度の暴風雨に由つて、我は又も多少の損

害を蒙つたが、二十二日には四方部落の南方廟附近に於て、東西に互る道路に沿ふて、約百五十米突、四方東南方地際に沿ふて約百二十米突、小村庄西方標高三六高地に約四十米突、其東北方約三百米突附近に於て、約二百米突、小村庄西端に於て約二百米突、四方の西南端に於て約三十米突の推進攻圍陣地を構成し、交通壕も後方より、四方西方バラック、及び小村庄附近に至る間、概ね安全に交通し得る程度に至つた。而も我が推進攻圍陣地は、他の正面に比して、稍、後退して居たので、既成陣地の強度を増すと共に、更に交通壕を前方に進め、二十八日重砲兵の陣地進入掩護の爲め、小村庄附近四方山に、各一中隊を派して、之を占領した。

此間敵の砲撃は間断なく繼續せられたが、二十四・五日以來頗に減少し、又小部隊の逆襲は時々行はれたが、毎に何の雜作も無く撃退した。此の間に敵も亦、益々防禦工事を完成し、各堡壘の中間及び兩翼海中に鐵條網を増設して、我が進入を拒止せんとし、尙ほ二十四日我軍が、有利なる遮蔽物としたる浮山街に火を放つて人家三百餘戸を焼き、大馬頭の港口に、二大汽船を沈めて之を閉塞し、交通通信の機關も隨時破壊準備を整へて、自ら其の最期を待つもの、如くに見えた。

旅團長 淨法寺少將は、歩兵第三十四聯隊第二大隊、及び吾が第三大隊(第十・第十一中隊)を率ゐて、攻城参加を命ぜられ、二十六日維縣を出發し、歩三四の大隊は、聯隊の右翼に接し、吾が第三大隊(隊缺)は、豫備隊として後方に位置した。

上陸後自十日至廿八日損害

△戦死

下士卒 二名。

△負傷

下士卒 十三名。

四、攻城第一日

敵の第一線防禦地たる浮山・沽山の線を占領してより、青島攻城の準備に日を費す事月餘、此間小哨の衝突、強行偵察、敵軍の夜襲、及び其撃退等、一日として小戦闘を見ざる日は無く、殊に敵は低地に在つて適當の觀測所を有せざるが故に、飛行機の偵察を唯一の頼みとし、晝夜の別なく我陣地を射撃し、盛んに虚勢を張つて居たが、我は苟くも一發も應射せず、冷然として攻城作業、即ち交通壕の掘開、及び重砲陣地の構築に従事し、十月二十八日午後二時、師團長は攻撃準備の完成せるを見て、各隊に對し攻撃開始命令を下した。其の要に曰く。

「右翼隊、第一・第二中央隊、及左翼隊ハ、明二十九日夕ヨリ三十一日拂曉マデニ、逐次推進攻圍陣地ヲ前進スベシ。」

乃ち聯隊(第三大)は、歩三四の一大隊と共に、淨法寺少將麾下の右翼隊として、敵の海岸堡壘、及びモルトケ砲臺を攻撃目標とし、左翼に連繋せる第一中央隊たる英軍は臺東鎮堡、第二中央隊たる第二十四旅團(歩四八)は正面なる中央堡壘、及びモルトケ・ピスマーク・イルチスの三砲臺を攻撃目標とし、左翼第二十三旅團(歩四六)は小湛山北堡壘・小湛山堡壘、及びイルチス砲臺を攻撃目標として進んだ。時は山東の秋漸く老いて、光景轉た蕭條たる十月二十九日、天に一片の雲翳なく、我が飛行機は盛んに空中に活躍して、敵陣地に爆彈の威嚇投下を行ひ、我艦隊は海上より敵壘を轟撃し、孤城援なき敵要塞の運命は、最早や旦夕に迫つたのである。此夜月光皎々として晝の如く、二三百米突を距て、尙ほ人影を認むる事が出来た。

午後九時を以て聯隊は、肅々として前進を起し、翌午前三時迄に、悉く既設の推進陣地に就き、次で攻撃陣地の構築に従事した。敵は光彈を發射し、探照燈を照して、緩徐なる砲撃を以て、我が作業及び前進を妨害した。三十日師團長は、各隊に訓令して曰く。

一、師團ハ明後一日夜ニ於テ、第一攻撃陣地ノ占領ヲ企圖ス。野戰砲兵隊及攻城砲兵隊は、明三十一日拂曉ヨリ砲撃ヲ開始スル筈。

二、各隊ハ逐次攻撃前進ニ移リ、明後一日夜概ネ豫定第一攻撃陣地ヲ占領スベシ。是日午前七時、健氣にも敵の飛行機は、孤山上に現はれて、我陣地の偵察を始めた。我が飛行機は直ちに機關銃を搭載して之に向ひ、壯烈なる空中戦の後、之を驅逐し、且つ我飛行機は始めて夜間飛行を敢行して、敵の砲臺に爆彈攻撃を加へた。此日我が兩大隊は、陣地内に在つて休養し、日没と共に、第二・第四中隊は、四方を發して標高三六高地の東西地區に前進し、一部を四方河の線に配置して、警戒せしめ、前方に潜伏斥候を派し、工兵に協力して、三六高地に交通壕を構築し、第二大隊は四房山の西側に、交通壕を構築した。

五、總攻撃開始

二十九日夜以來、我が歩兵隊が活動を始むるや、敵は今更の如くに狼狽して、一層猛烈に射撃を始めたが、我が三百門に近き重砲は、満を持して敢て一發も發せず。十月三十一日、恰も天長節祝日の佳節に際し、天氣晴朗、吹く風も枝を鳴らさぬ午前六時十分、浮

山の頂漸く白み初めたる頃、孤山北方の海軍重砲隊陣地に轟然たる一發の砲聲起るを合圖として、壯快なる砲戰の幕は開れ、攻城用の重砲一時に火蓋を切つて敵壘を猛撃した。其音響の凄じさ、三四里の後方まで家屋を震動せしめたのである。且つ我が彈巢となれる敵の砲臺、堡壘は、忽ちにして濛々たる硝煙、漠々たる砂塵に依つて包まれた。我が射撃の速度は、午前七時頃より其極度を發揮し、而も其の命中振りには眞に百發百中の概ありて、敵の重砲を破壊し、胸墻を飛ばした。此の時突如として青島大港附近に方り、一道の黒煙天に冲するを見る。是れ敵が造船所の礦油貯藏所に放火したので、續いて大油槽も赤火を發して、一大爆音と共に、黒煙濛々として天を覆ひ、頗る悲壯慘澹たる光景を呈するに至つた。敵の陸正面砲臺は、我が猛撃に辟易して、全部沈黙し、海正面の一部のみが、僅かに應射しては居たが、是れ亦日英艦隊の爲めに、海上より轟撃せられて、間もなく沈黙するに至つた。

右翼隊の攻撃目標たる、海岸堡壘は、其北部突角、並に標高二九高地附近に、各二挺の機關銃、及び鐵道に沿へる地隙に機關砲あるもの、如く、且つ海岸堡壘と海岸突出部とは、一連の交通壕を以て連絡し、標高二九高地と、其東北方高地との中間には、ベトンで以て

構築せる棲息掩蔽部があるもの、如くであつた。仍て聯隊は、一日夜を以て、瓦製造所南方約六百米突の斷崖線に、第一攻撃陣地を構築すべく、日没と共に、交通壕の開掘を急ぎ、將校斥候は、敵前に肉薄して、海岸堡壘附近の敵情、及び地形を偵察し、敵の警戒嚴重なるも、時々高聲の談話を聞き得る迄に接近して、最前線の鐵條網は、鐵道堤彎曲部附近より、ポンプ所北端に連り、ポンプ所の正面にも、外壕内に鐵條網の在ることを知つた。第三大隊(中隊)は、右翼豫備として、西王家韓哥庄—本家下庄道の修理に従事した。

尙ほ此日午後五時頃塊艦「カイゼリン、エリサベット」は大港築堤の西方、約七八百米突の海上から、我が右翼隊に向つて、最後の砲彈を送つたが、海軍重砲隊の應射を受けて、多大の損害を蒙り、翌二日自ら爆破して沈没した。

一日夜より二日午前二時に亙りて、第一攻撃陣地を完成して、聯隊は此に進んだ。此間砲火の被害は僅少であつたが、土質は輕粘土なる上に、海岸近き爲め湧水甚だしく、四房山附近殊に甚だしく、散兵壕及び交通壕は、開掘中に早くも壕内宛ら水田の如くなりて泥濘を極め、然らざれば岩石地にて、掘開地下一尺以上に達し、作業は一方ならぬ困難を極めたが、不撓不屈の精神を以て日夜精勵し、地質の堅固にして、所要の深度を得難きものは、

圖 之



鳴 青



土囊其他の應用材料を以て、積土を増加して目的を達した。同時に右翼隊は、更に左の如き命令に接した。

『明後三日夜ニ於テ、海泊河口ヨリ、標高〇・五地點ヲ經テ、ポンプ所附近ヨリ、第一中央隊ノ右翼ニ互ル線ニ、第二攻撃陣地ヲ占領スベシ』

六、ポンプ所の奪取

我が攻撃目標たる海岸堡壘の北方に、海泊河を挟んで一個の小堡壘の如きものあり。敵の第一線を繞る鐵條網は、海岸堡壘より海泊河を渡り、此の小堡壘の附近に於て、急に前方に突出し、三角形を爲して之を圍繞し、更に海泊河の左岸に退きて、中央堡壘方向に馳走して居る。此の小堡壘は、乃ち青島市街に上水を供給するポンプ所にて、奥行約三十五米突、咽喉部には壕及び鐵條網を有せず、其の形状は三角堡にて、高さ壕底より約十五米突、上幅約三十米突、外岸壁は石を以て壘み、外岸高さ約三米突、壕底には不規則の鐵條網を有し、胸牆上には、常に敵影を見ざるも、東方突角に四五の監視兵あり、北方約三百米突の地域には、幅約五十米突の鐵條係路を有し、又海岸堡壘東斜面の低地に、堅固なる機

關銃座がある。

我軍は各方面共逐次前進し、砲撃の效果愈々擧ると共に、敵勢は次第々々に衰へたる如しと雖も、攻撃隊の漸く肉薄するを見て、彼は最後の勇を奮ひ、聯隊が第二攻撃陣地の構成に着手せる頃より、盛んに近距離より、機關銃火及び小銃を亂射して、猛烈に作業を妨害した。十一月二日海軍重砲隊は海岸堡壘の機關銃を制壓したるを以て、此機に乗じて吾兩大隊は、同夜暗黒と降雨とを冒して、交通壕の開掘を急いだ。土質柔軟なる爲め、作業は容易なるも、湧水一段と激しき上に、折柄の降雨の爲め、壕内宛ら川の如くに變じ、且つ側面は敵壘に曝露せるに由り、土囊を積んで之に代ふる状態で、作業は著しく遅延した。午後九時、海岸堡壘及臺東鎮堡より、砲銃の射撃を受けたが、敢然として作業を繼續した。三日北風颯々として氣温頓に下降し、降雨頻りにして水は壕内に溢れ、密雲低く垂れて、敵の三砲臺を包み、彼我共に砲撃は比較的緩慢であつた。然るに此日我が二十八砲の巨砲は、漸く据付けを終り、午後雨の霽れ間を以て射撃を開始し、其の轟然たる大音響に、敵の砲臺は一舉に覆らんかと疑はれた。此日午後八時聯隊長は命令を下して、第一大隊は來る六日迄に白色橋梁より、ポンプ所南方標高七地點の間に、第二大隊は同日迄に、第一

大隊に連繫し、臺東鎮北方約六百米突、不正十字路間に、陣地を占領して、突撃を準備すべしと部署した。

乃ち第二、第四中隊は、即時攻撃陣地、及び後方交通壕の構築に着手し、ポンプ所・海岸堡壘、及び其西方陣地よりする猛烈なる小銃機關銃火、並びにビスマルク山諸砲臺よりする砲撃を蒙り、尠からぬ死傷を生じつゝも、横溝を設けて側射を防ぎ、強雨を冒して材料を運搬し、拂曉迄に辛うじて、約七十米突の散兵壕を構築し、又第四中隊は、ポンプ所の東側、並に西側に陣地を構築せんとして、敵の猛射に遭ひ、小隊長村越少尉は、壯烈なる戦死を遂ぐるに至つたが、四日午前四時頃、ポンプ所直前に、約百米突の散兵壕の構築、及び機關銃座の構築を終つた。

晝間は砲兵隊活動して、専ら敵の砲臺堡壘を破壊し、歩兵隊は靜かに壕内に休眠し、日没と共に砲兵隊は休養し、歩兵隊代つて活動を始める。歩兵隊の活動は、偵察と土工である。攻城開始以來茲に一週間、其の間何をしたかと云へば、來る夜も、次の夜も、只だ偵察と土工とを續け、土龍の如く土を掘つて居たのである。是れが要塞攻撃の常態である。四日午後零時三十分、第四中隊(長中尉)は、工兵一小隊(第二中隊)と協力して、ポンプ所を占領す

べき命令を受け、中隊長は左の如く部署を定めた。

一、障碍物破壊班 工兵小隊長以下十三(壕備班下)ハ、外壕及鐵條網ヲ破壊シテ通路ヲ開設ス

二、突撃隊 歩兵第一小隊(中隊)及工兵一分隊ハ道路開設ト共ニ、先ポンプ所堆土ニ進入シテ、突撃據點ヲ占領ス。

三、歩兵第三小隊 左翼第六中隊ノ第二攻撃陣地右翼前、ポンプ所東側堤防ヲ占領ス。

四、第四小隊ノ殘餘(隊中)ハ、ポンプ所北側ノ交通壕ヲ補習ス。

午後七時三十分各隊は、部署に依つて運動を開始した。連日の密雲名残なく晴れて、澄み切つた大空に、十七夜の月皎々として、白晝の如くであつた。敵は直ちに之を覺つて、猛烈なる銃砲火を送つたが、工兵隊は暗路を爆破して、海岸堡壘との連絡を斷ち、且つ外岸の一部を破壊し、次で鐵條網の切斷を始めた。同時に平山中尉は突撃隊を率ゐ、藪地に突進して、堆土の一部を占領し、據點の構築に着手すると共に、斥候をポンプ所南端入口方面に派して、敵情を探らしめた。乃ち斥候は勇敢敏捷に行動し、敵に近接捜査の結果、守兵は悉くベトン製室内に潜匿し、固く鐵扉を閉ちて、内部には尙ほ唧筒機關を運轉しつ

ある事を知つた。此間第三小隊は、所定の線を占領して、陣地の構築を終り、中隊長林
中尉は、突撃陣地に到り、敢然としてポンプ所に突撃を決定せしめた。敵は我が勇敢なる
突撃に對し、應戰の氣力無く、士官勤務の曹長以下下士卒二十名、水道機關師二名、支那
人夫五名は悉く武器を捨て、降伏した。依て我は之を俘虜となし、小銃二十五以下、器具
彈藥を鹵獲して後送すると共に、同中隊は同所の守備に任じ、其南側に擴張散兵壕を設
けた。ポンプ所は、石油發動機に依る唧筒を備へ、機關室及び附屬倉庫、並に棲息所を有
するベトン製窰室より成り、三角形の堆土を以て覆はれ、兩邊は本防禦線前の、一連の大
外壕の一部を以て圍繞せられ、鐵條網を以て嚴重に防備せられてあつた。敵は運命の旦夕
に迫れるを自覺して既に爆破準備を整へて居たが、第四中隊の急襲に依つて、其の違なく
降伏するに至つたものにて、即時青島へ送水を休止してしまつた(我軍の青島占領後は)
又第二大隊の第六・第八中隊は、此時海泊河を渡つて、其の左岸堤防に進出し、第三攻撃陣
地の構築に着手し、臺東鎮道橋梁西側に沿うて、交通壕を開き、藤田中尉(盛四)は、下士卒
十二名を率ゐて、橋梁の西南方、百米突の監視哨舎を襲ひ、猛烈なる銃火を排して、遂に
之を奪取し、通信器材を鹵獲した。此間敵の射撃稍々激烈を極めたが、第六中隊は海泊河

左岸に、第八中隊は外岸に沿うて、各約百米突の立射散兵壕を構築して、第三攻撃陣地と
した。

七、海岸堡壘突撃

五日夜七時頃より、海岸堡壘の敵は、健氣にも右翼端歩三四の陣地に逆襲を企て、折柄の
干潮を利用して、海中に翼を張りて包圍の陣形を取り、自動車をも援兵を増加し、爲め
に同大隊は一時頗る苦戰に陥つたが、約二時間の後敵は撃退せられた。逆襲の餘波は、同
大隊に隣接せる吾第一大隊に及び、砲彈の飛來甚だしく、死傷者續出するに至れるを以て、
一時作業を中止して、待機の姿勢を取つたが、機を見て逐次陣地を進め、最前線は既に海
泊河左岸に進出して、其右翼は敵の外部鐵條網に接し、中央部は外部鐵條網を破つて、ポ
ンプ所南方砂洲に、又左翼は外部鐵條網に接して、只管に突撃準備を急いだ。
五日正午頃、敵は既に其の命脈旦夕に迫れるを覺悟し、破れたる砲臺を捨て、砲員の過半
を堡壘に進め、六日拂曉更に臺西鎮砲臺を自爆し、又久しく其の姿を見せなかつた飛行機
ムムブラーは、明け行く空を飛んで、遠く南方に影を消して、再び歸つては來なかつた。

六日午後二時左の師團命令を受く。

右翼隊第一第二中央隊及左翼隊ハ、當面ノ堡壘ニ對シ、突撃準備ヲ續行スベシ。突撃實施ノ時機ハ別ニ之ヲ命令ス。

我軍の士氣頓に昂り、既に敵壘を呑むの概があつた。同夜八時三十分、中央隊の歩五六は、既に中央堡壘の鐵條網を破壊せりとの報に接し、遅るゝ者共と、聯隊の兩大隊も、亦突撃材料を第一線に運び出し、續いて機關銃隊も亦第一線に進んだ。

此時海岸堡壘の敵は、盛んに我陣地を照明し、其の機關銃は猛威を逞うしたが、午後十一時頃に至り、我砲火に壓せられて、稍々緩慢となるに及び、兩大隊は頻々將校斥候を派して、堡壘内の偵察に努力し、殊に第六中隊の、山田中尉の率ゐる將校斥候、及び鐵條網破壊班は、標高一七高地堡壘の、内部外壕の外岸に肉薄し、鐵條網を切斷して突撃路を開設し、且つ偵察の任務を完うして、午前三時歸還したが、無事に歸つたは、十名の内僅かに三名に過ぎなかつた。然し一方には七日午前三時より四時に互つて、海岸堡壘北端前方に於て、海泊河左岸の鐵條網を切斷し、又内部外壕の外岸を爆破し、或は我が散兵壕を擴張し、突撃路を開くもの五六個所に及んだ。此頃よりして中央隊方面に、熾烈なる銃聲起り、

續いて喊聲頻々として起つた。茲に於て聯隊長は、第一線に進んで突撃の機を窺ひ、次で中央堡壘、及び臺東鎮東堡壘、小港山北堡壘等占領の報に接して、聯隊長は直ちに兩大隊に向つて突撃の命を下した。

即ち第一大隊は、第二・第四中隊を第一線として、海岸堡壘北部に、第二大隊は第六・第八中隊を第一線として、標高一七高地堡壘に向つて突撃した。海岸堡壘は、最後まで頑強なる抵抗を續けたる堡壘であつて、此期に及ぶも、敵は尙ほ酷烈なる機關銃火を送り、又一聯の貨物列車は、輕砲を積んで大港東側鐵道堤上に現はれ、列車上より猛烈に我側面を射撃したが、重砲及び機關銃火の攻撃を受けて、大港停車場方向に逃げ込み、兩大隊は共に其の第一線中隊を以て、轟然壘内に突入し、午前七時、將に内部外壕を越えんとする時、敵は遂に其の壘頂に白旗を掲げた。仍て聯隊は、同堡壘及び海岸突出部を占領して、將校以下三百七名を俘虜となし、一部隊を同堡壘に残して、守備すると共に、爾餘の隊は、モルトケ砲臺に急進した。此の時突如として、戦闘中止の命下れるを以て、各隊何れも現地點に停止した。

自十月廿九日至十一月七日間の損害
△戦死 少尉村越卯平。下士卒廿二名。

△負傷 中尉松山祐三。少尉黒川清・竹田清七。下士卒 九十八名。

八、青嶋開城並凱旋

獨逸に對する宣戰の詔勅公布せらるゝや、カイゼルは、在青島總督ワルデック少將に對して、「最後の一人となるまでも抵抗せよ」と電訓した。ワルデック將軍が、果して其の電訓通り、最後の血の一滴までも戦ふや否やは、頗る興味を以て俟たれた問題であつたが、五日正午頃迄に、殆んど砲彈の全部を撃ち盡し、七日拂曉を以て、堡壘全部を奪取せらるゝや、最早是以上の抵抗を無用となし、總督ワルデックは午前六時二十分、投降の軍使を我が第一線(臺東)に送り、同三十分氣象臺上に、高く白旗を掲げて降伏の意を表した。乃ち敵の軍使フオン、カイゼル海軍少佐は、師團長宛の書翰を齎らした。其文に曰く、

閣下、防禦ノ手段茲ニ盡キタルヲ以テ、既ニ防備ヲ失ヒタル市街ノ引渡談判ヲ開始セントス。

閣下此提議ヲ容レラレ、談判ノ爲、全權委員ヲ任命シ、且全權委員會見ノ時刻ト、地點トヲ定メラレンコトヲ請フ。

獨軍側ヨリ、第一全權委員トシテ、參謀長海軍大佐ガツクセルヲ任命セントス。

要塞司令官 マイヤー、ワルデック

攻城軍司令官神尾中將閣下

師團長は直ちに之れを容れて、左の二件を提示し、同時に全軍に戦闘中止を命じた。

提示事項

- 一、今ヨリ總テノ建築物及物件ヲ破壊シ、又ハ日本軍ニ有害ナル結果ヲ與フル時ハ、我軍ハ自由行動ヲ取ルコト。
 - 二、開城談判ノ爲ニハ、彼我兩軍ヨリ全權委員ヲ出スコト。但シ敵ノ出スベキ全權委員ハ、獨逸兩軍ニ對シ、完全ナル全權ヲ帶ブル者タラザルベカラズ。
- 同日午後四時、山梨少將以下七名の委員は、ザツクセル大佐以下四名の委員とモルトケバラツクに於て會見商議の結果、青島總督ワルデック少將以下四千六百八十九名の戰鬥員を、悉く俘虜となし、堡壘砲臺全部を受領する事とし、彼れの東洋に於ける唯一の根據地を奪取し、茲に二十年前の積怨を晴らし、往時を追想して、轉た今昔の感に堪へざるものがあつた。
- 青島占領の報天聽に達するや、畏くも兩陛下、皇太子殿下には、左の勅語、御沙汰並に令

旨を賜ふ。

勅語

青島ハ敵ノ東亞ニ於ケル唯一ノ根據ニシテ水陸ノ防備寔ニ侮ル可カラサルモノアリ
青島攻撃ニ參加シタル我陸海軍ハ開戦以來協心戮力勇戰奮闘其堅壘ヲ拔キ其艦艇ヲ沈メ
遂ニ敵城ヲ陷レ以テ戰鬪ノ目的ヲ達シタリ
朕深ク汝將卒ノ克ク其重任ヲ完ウシ偉大ノ功績ヲ奏シタルヲ嘉ス

皇后陛下ノ御沙汰

青島陷落ノ趣、皇后陛下聞召サレ、我陸軍將校下士卒ノ忠勇克ク其任務ヲ盡シタルヲ深ク御感賞アラセラル

皇太子殿下ノ令旨

勇敢壯烈ノ攻撃ニ依リ海軍ト協力シ青島ノ堅塞ヲ破リ艦艇ヲ碎キ遂ニ陷落ニ至ラシメタル青島攻圍ニ從事シタル我軍ノ偉大ナル奏効ヲ感賞ス
神尾師團長は、直ちに左の如く、奉答及び御禮の電報を捧げた。

勅語奉答

陛下ノ御稜威ニ依リ師團ノ青島ヲ攻略シ得タルニ對シ優渥ナル勅語ヲ拜シ感激ノ至リニ堪ヘズ臣光臣團下一同ヲ代表シ謹テ御禮申上グ

御沙汰ノ御禮

陛下ノ御稜威ニ依リ師團ノ青島要塞ヲ攻略シ得タルニ對シ優渥ナル御沙汰ヲ拜シ感激ノ至リニ堪ヘズ臣光臣團下一同ヲ代表シ謹テ御禮申上グ

令旨ノ御禮

陛下ノ御稜威ニ依リ師團ノ青島要塞ヲ攻略シ得タルニ對シ皇太子殿下ヨリ優渥ナル令旨ヲ拜シ感激ノ至リニ堪ヘズ臣光臣團下一同ヲ代表シ謹テ御禮申上グ

又、神尾中將は、部下一同に對し左の訓示を下した。

我師團ハ本日先目的ヲ達セリ。畢竟隊長以下ガ、善ク職務ヲ盡シ、奮戦力闘セル結果ナリ。本職ハ其勞ヲ多トシ、大ニ感謝ノ意ヲ表ス。此成果ハ、日本人ニ對シテ、出征軍ノ大ナル名譽タルノミナラス、世界ニ向テスラ、大ナル名譽ニシテ、從軍者終生ノ誇ナリ。然レドモ斯ノ如キ偉大ナル名譽ハ、臆テ大ナル責任ヲ生ズ。他ナシ、吾人ノ享有セル名譽ヲ汚瀆セザルコト是レナリ。蓋シ事茲ニ至ル迄ハ、前方ニ敵ヲ有セシガ故ニ、士氣大

ニ張りアリシモ、一たび敵ノ降伏トナルヤ、一般ノ士氣弛ミ易キヲ常トス。故ニ各隊長ハ大ニ意ヲ用ヒテ、軍紀風紀ヲ維持シ、部下ヲシテ苟モ國辱ト爲ルガ如キ、動作ナカラシムルヲ要ス。個人ノ記念物トシテ、官物私物ヲ掠奪スルハ、斷ジテ許サズ。日本全軍ノ清廉ヲ表セシムルニハ、各人ノ廉潔ヲ要ス。掠奪ニ關シテハ、憲兵其他ニ命ジ、嚴重ニ取締ル筈ナリ。公共物ト雖モ、窃ニ持チ去ルガ如キコトアル可カラズ。凱旋歸國ノ際ハ、各人ノ荷物ヲ檢セムトス。

下士上等兵引率ノ下ニ、地方物資ヲ調辦スルガ如キハ、固ク之ヲ禁ズベシ。要スルニ本職ハ、向後ニ於ケル、軍紀風紀ノ維持振張ニ全力ヲ盡シ、日本軍ノ名譽ヲ冒瀆セザランコトヲ期ス。

青島入城式 青島攻城戦の最後を飾る、入城式の日は来た。時は維れ十一月十六日、夜來の風寒うして空の色穩かならず。午前八時前より細雨霏々として臻り、永久記念すべき日は、如何になるらんと思はれしも、幾くも無く密雲散じて、麗らかなる旭光堂堂として、青島の山容水態自ら新まり、各所に掲げられた日章旗は、翻翻として風に靡く。午前十時三十分臺東鎮附近に集合した攻圍軍の諸隊は、晴れたる空に行進喇叭の音勇ましく、威風

堂々として、青島市街に進んだ。神尾中將以下司令部員は、舊總督府前に馬を駐めて之を閱兵す。此の式に列する者、第十八師團、吾が歩兵第二十九旅團、及び攻城參加特科隊、並にバーナージストン少將以下の英國軍を加へ、劍光帽影燦として輝き、各軍の將士は、何れも意氣天に冲するの概があつた。眞に是れ戰捷國の軍隊に依りてのみ、描き出さる、雄大なる光景であつて、折柄我が飛行機三臺は、機首を揃へて分列式場の上空に飛來し、悠悠低空を舞うて、一段の光彩を放つた。老幼男女の獨國人は、路の傍らに小さくなりて見物し、戰敗國民の哀れさを見せた。

招魂祭 入城分列式終ると共に、青島攻略軍戰病死者の招魂祭を、イルチス練兵場に於て、最も嚴肅に執行した。イルチス砲臺を背景としたる、場の中央より稍北に偏したる地に、三間四方に高く砂を盛り、其の上に『獨立第十八師團戰病死者之靈』と、墨痕鮮かに記したる二尺四方、高さ三間の碑を建て、正面祭壇には、畏くも 兩陛下御下賜の御酒御菓子、各長官各聯隊の供物、造花野菊等を飾り、神々しさ限りなし。各部隊其前方に扇面型に整列し、正午を過ぐる十五分、神尾中將祭文を誦讀す。此間參列者は、氣を付けの喇叭にて、直立不動の姿勢を取る。中將が切々の聲、晴れたる天に悲しく響きて、勇者の靈魂來

つて之を享くるが如し。終つて師團長玉串を捧げ、布教師の讀經終つて、各隊靈前に參拜し、忠死者の靈を弔つた。

●凱旋 十一月十日聯隊(第二大)は、四方兵營に移り、爾後専ら鹵獲品の整理、及び一部は守備に任じて居たが、次で凱旋の命を受けて、十二月十五日に至り、沙子口に向つて、駐留地を發し、十六日午後五時同港を解纜して、同月二十三・二十六日大阪築港に上陸し、二十四日より逐次大阪を發し、二十七日衛戍地に凱旋した。

●第二大隊(長、鹽谷)は、青島守備軍獨立歩兵第四大隊として殘留したが、大正四年五月十六日青島出發、大阪に上陸して、二十二日朝當兵營に歸還し、茲に聯隊全部の凱旋を終つたのである。

第四章 忠烈美譚

日獨戰役は最近の戰役であり、又吾聯隊軍旗の參加したる唯一の戰役であつて、其の戰闘經過は前章に掲げたる所に依つて盡きて居るが、尙ほ正史以外吾聯隊史上に傳ふべき、我が將卒の忠魂義膽の發露たる、戰場美譚が尠くない。是等は何れも吾聯隊史上の華たるのみならず、其の至誠奉公の精神と、剛膽沈勇の行動とは、將に懦夫をして起たしむるものがある。再讀三讀して、精神修養の資に供せんことを望む。

一、決死隊の奮闘(殆ど全滅)

●●●●● 決士の勇士を募る

總突撃の時期の愈々切迫せる十一月六日の、日没より午後九時に互りて、第六中隊の山田小隊は、海泊河左岸に第三攻撃陣地の構築を終り、引續き海岸堡部の東部凹角火線に肉薄して、最後の外壕内に突撃路を開設し、尙ほ機を見て同堡壘内部の偵察を決定せんと、小隊長山田中尉は決死の志願者中より、左の九名を選抜し、之を斥候班と鐵條網破壊班とに

分けて自ら引率し、砲彈破裂孔を利用して、匍匐潜行、敵の外壕目蒐けて肉薄した。

斥候

伍長 佐藤 梁 一 (濱松市利町、大正元年兵、性着實勤、勉、義務心に富み、射撃及劍術に長ず)

一等卒 星野 壽 一 (志太郡島田町元島田、大正元年兵、性温厚篤實、義務心に富む)

同 赤堀藤太郎 (磐田郡袋井町木原、大正元年兵、步兵學、校に派遣せられ射撃徽章を附與せらる)

同 藤城文太郎 (磐田郡於保村、大正元年兵、性寡言、にして沈着伶俐、特に射撃に長ず)

同 鈴木 藤 一

二等卒 三村 新 一

鐵條網破壊班

伍長 酒井喜右衛門 (小笠郡池新田村鹽原、四十四年兵)

上等兵 有ヶ谷 義太郎

一等卒 山口 善 平 (周知郡奥山村山住、四十三年兵、性敏捷)

時は夜半の十一時、月光天心に冴えて、戎衣吹く風肌寒し。日本兵如何に勇猛なりとも、此處まで侵入して來やうとは、豫想もしなかつたからして、敵も些か油断をしてゐた。其

の虛に乗じて巧みに接近し、敵火線前二十米突、最後の外壕外岸頂に到着して見れば、此壕は深さ二米突の三角斷面壕にして、外岸内面は石垣を以て堅固に被覆し、之を白ペンキにて塗り、壕底には深さ十米突の有刺鐵條網を張つてある。幸ひにも此附近には我砲彈の破裂孔多く、其の大なるものは低仲彈道に對して、安全に數名を遮蔽し得る程度のものであつた。依つて將校斥候は、此の破裂孔を掘擴げて據點を構築し、此に據つて鐵條網破壊の作業を掩護しつゝ、通路の開設を待つに決し外岸中砲彈の爲め崩壞したる箇所を利用して、酒井伍長以下の破壊班を壕底に送つて、靜かに鐵條網の切斷に従事せしめた。

破壊班長の戦死振り

酒井伍長は性豪膽にして、情誼濃かに、義務心に厚く、且氣骨稜々を以て鳴り、上官の信任頗る厚きと同時に、最も深く部下の信望を得たる模範的下士であつた。是夜彼は決死の破壊班長として一挺の鐵線鋏の外、何等の武器をも携へて居なかつた。山田中尉乃ち腰の軍刀を解いて、伍長に與へて曰く、

『予は拳銃を以て闘ふ。汝は此の軍刀を振るへ。今夜は共に、献身的に奮闘しやうぢやないか』

伍長大いに欣んで、軍刀を腰に釣り、

「エ、遣りますとも。斃れるまでは……」

勇ましく部下を率ゐて、壕底に降つて行つた。敵は此時迄毫も我が破壊班の接近を知らなかつたが、鐵線鉄の音響に由つて、始めて之を察知するや、例に依り光弾に次ぐに機關砲・銃火を以て猛烈に射撃した。素より斯かる事は覺悟の上なれば、伍長以下少しも臆せず屈せず、毅然として破壊作業を續けて居る間に、山口一等卒先づ敵弾の爲め即死し、次で酒井伍長も身に數弾を受け、且つ最後に左腹部に受けたる彈片の爲め、内臓を露出してドツとばかり打倒れた。然し此時既に、一條の通路は略ぼ完成して居たので、山田中尉は自ら星野と三村を率ゐ、佐藤伍長以下に續行すべきことを命じて、鐵條網を通過して敵の火線直前に迫らんとし、瀕死の酒井伍長の手を取つて、其の勞を感謝す。伍長痛手を忍びつゝ、元氣頗る旺盛、中尉に語つて曰く、

「兎に角最後迄奮闘しました。軍人としての本望、此以上のものはありませぬ。満足して死ねます。何卒父権平に、悴は斯うして皇國の爲に死んだと、話して聽かせてやつて下さい。尙ほ衣囊には若干の金があります、是は何卒部下の者に頒けてやつて下さい」

出血甚だしかりし爲め、衰弱頓に加はり、一語は一語より微かに、遂に言絶えて眠るが如くに瞑目した。

伍長時に二十五歳、即日軍曹に進められ、功に依り勳七等功六級を授けらる。

●●●●●
匍匐潜行して目的を達す

山田中尉は既に鐵條網の線を通過し、火線直前に潜行する中、復もや敵に發見せられて、酷烈なる射撃を蒙り、中尉に續行せる赤堀一等卒、藤城一等卒は忽ち敵弾に中つて即死し、次で鈴木一等卒重傷を負うて倒れ、悲絶慘絶、勇士の鮮血は壕底に漂ふ。此のまゝ前進を繼續するは自ら求めて全滅に陥るものに外ならぬので、一先づ潜行を中止し、佐藤伍長以下を指揮して、是等の死傷者を斜堤上の砲彈破裂孔内に收容したが、收容中も敵の射撃は依然猛烈を極め、有ヶ谷上等兵又負傷するに至つた。茲に於て中尉は、此時に至る迄の情況報告の爲め、三村二等卒を傳令として中隊長の許に派し、自身は尙ほ生殘れる佐藤伍長及び星野一等卒を率ゐて、再度敵の火線前に匍匐して近づき、大膽極まる偵察を決定して、何等の損害を受けず其の目的を達した。斯かる所へ中隊長(藤川)の派遣せる五名の收容班は、三村二等卒に案内せられて到着し、酒井・赤堀・藤城・山口の死屍を收容し、

負傷せる有ケ谷と鈴木とは戦友に扶けられつゝ、苦痛を忍んで自ら歩行し、中隊長の許へ歸還の途に就いた。時に七日午前一時三十分。

身の危ふきを忘れて上官を搜索す。

歸還するに際して人員點檢を行ひたるに、引率して出でたる九名の内六名死傷せるを以て、残れるは三名であるべき筈なるに、尙一名の兵卒の影を認め、不審に思ひて名を問へば、其は中尉の傳令として開戦以來忠勤を懈らなかつた一等卒生熊基(濱名郡小野口村字平口、大正元年入營兵至誠忠實)であつた、生熊は喇叭手なるを以て當夜の人選に加へられなかつたが、山田中尉以下の決死隊が敵壘深く潜入し、集中火に包まれて苦戦しつゝある状況を第三攻撃陣地より望見し、其の安否を確むる爲め中隊長に乞ひ、危険を排して來たのであつた。中尉熱涙を呑み、生熊の手を取つて、其の赤誠を感謝し、此時尙は敵の掃射猛烈なるを以て、一同揃うて歸途するの危険なるを察し、第一に三村二等卒を、次に星野一等卒を、一人毎に後退せしめ、續いで佐藤伍長に歸還を命じたるに、伍長は曰く、

『佐藤は最後に残して、死傷者の遺留品を點檢させて下さい。敵前に一物たりとも、留めて歸るのは帝國軍人の恥辱ですから……』と、

中尉は、佐藤の天晴れなる心事を諒として、其意に任せ、生熊を伴うて歸還の途に就き、幾度か砲彈破裂孔に身を伏せつゝ、曩に破壊せる鐵條柵附近に到れるに、酒井伍長以下の收容に任せる收容班は、八方より來たる彈雨の爲めに進退谷まり、此地に停止して居たので、之を勵まして辛くも第三攻撃陣地に歸還した。時に午前三時。

然るに曩に歸還せしめたる星野一等卒は、未だ歸り居らず、生熊一等卒も途中で姿を失ふてしまつたので、中尉は如何したるかど打案じ居る處へ、佐藤伍長は右下腿並びに前膊軟部に貫通銃創を受けて、朱に染みて還り來たり、報告して曰く、生熊は鐵條柵附近に名譽の戦死を遂げて居り、星野も重傷を蒙つて同地附近に呻吟して居る、如何にもして星野を收容し歸らんと試みたるも、佐藤自身の負傷輕からざる爲め、遺憾ながら其儘にして歸還したと。木乃伊取が木乃伊となる、中尉の安否を案じて搜索に行つた生熊、今や却つて戦死するに至る。

從卒の義氣、約束を重んず。

中尉の從卒小鹽卯作、之を聞くや慨然として、

『斯かる名譽の死傷者を、見すゝ敵彈下に曝すは、我々戦友として堪ふる所でない、收

容の爲め私を派遣して下さい』

と進み出で、三村二等卒亦行を共にせんと云つた。中尉は喜んで之を許した。總攻撃開始以來、一週間に連日連夜殆んど不眠不休の態を以て攻撃作業に従事せる爲め、士卒何れも疲労困憊し居り、且つ三村の如きは九名の決死隊中、僅かに健全者として残つた唯一名であつたが、其の任務を全うして歸來未だ一時間ならず、復もや小鹽を案内して自ら進んで死地に入る。見送る中尉は、此の天晴れの武士の上に天の幸多かれかしと祈つたのである。二人は種々の障害を越えて、鐵條柵附近に到着して見れば、生熊は胸部に重傷を負うて、壯烈なる戦死を遂げ、星野も亦胸部に重傷を受けたる上、頤部を撃たれて满面鮮血に染み、頗る凄壯な姿をして地上に横つて居た。二人は先づ星野の血潮を拭ひ、假繃帯を施して抱き上げたるに、出血甚だしくして收容し得べくもない。星野も苦悶の聲を上げて曰く、『有難う、有難う。諸君の御厚意は感謝に堪へぬ、然し僕は最早到底ダメだ、深く此地で、敵壘を睥睨んだまゝ、目を瞑ることにしやう』と云ふ。此際徒らに身體を動搖せしむれば、多量の出血を促して、却つて衰弱を増す怖れがあるので、『では、後刻改めて擔架を持つて迎ひに来るから、氣を確かにして居給へ』と

約し、生熊の屍體のみを收容して歸還した。時に午前四時。

小鹽は星野の悲壯なる一語に胸を刺さるゝが如く感じ、今は星野に對する信義上、一身を捨て、之を收容しなければならぬと固く決意し、擔架卒の援助を乞ひたるに、杉山幸作・鈴木米太郎の兩名進んで其任に當らんと申出たので、此の擔架を案内して星野の收容を終り、天晴れ信義を貫きて士道の面目を全うしたのは、軍人の龜鑑と稱すべきである。時正に午前五時、東天仄かに白みて、銃砲聲一段と高まると共に我が軍の喊聲雷の如くに起り、聯隊の猛將勇卒は一齊に奮撃突進して、前夜是等の諸勇士が開きたる突撃路を通過して、怒濤の如く敵壘に突入し、遂に海岸堡壘頂に白旗翻翻として朝風に翻へり、萬歳の聲は、天地を振動して起つたのである。思ふに勇士の英魂亦天涯より此の狀を下瞰し、共に萬歳を唱へて、心残りなく瞑したであらう。

二、步哨の剛勇

第八中隊一等卒田邊半平(小笠郡西)は四十三年兵として入營し、第八中隊に編入せられ、大正元年歸休除隊を命ぜられ、同三年九月充員召集に應じて再び第八中隊に編入せられて、

勇躍征途に上り、十月十四日中隊は右翼第一線中隊として四房山の守備に當りたるが、當時同山は攻圍線中の據點として、最緊要點たりしを以て、敵は日夜猛火を送つて我が占領を妨害し、且つ機を見て奪還せんとする企圖あるもの、如くであつたので、中隊は晝夜警戒を至嚴にして備へ居た。彼の田邊一等卒は終始最前線に立ちて、至難なる警戒勤務に服し、熱心着實に其任務を全うし、中隊の模範兵と稱せられて居たが、十月二十二日朝、第二哨所第二下士哨として、四房山の南麓(當時我警戒線)に於て歩哨勤務中、ビスマルク砲臺の二十八珊砲は、何思ひけむ、四房山並びに同高地北側に對して猛烈なる散布射撃を開始し、巨砲彈は續々附近に著發して、龍卷の如き砂煙を揚げ、光景頗る壯烈を極めた。此かる間に在りて、田邊は一步も其守地を去らず、毅然として任務に服して居たが、忽ち一彈は、田邊の位置せる監視壕の後方二三米突の地點に著發し、爆音耳を劈くと共に、砂煙濛々として四邊に漲り、田邊の姿は其の中に包まれた。

『田邊は、やられた様だぞ』
下士哨長が斯う叫んで駈付けた時、爆煙は漸く散じて、彈片の爲めに臀部を奪ひ取られて、眞赤に染まつた一等卒が、打倒れてゐた。

直ちに野戰病院に收容せられ、軍醫の手厚き手当を受けたるも、餘りの重傷に其の効なく、二十六日終に瞑目した。即日上等兵に進められ、勳八等並に功七級金鷄勳章を賜ふ。

第八中隊一等卒西尾藤平(警田郡三川村大谷、大)は、其翌日即ち二十三日朝第二小哨の第一下士哨に屬して、四房山西南端附近に於て歩哨勤務中、敵の飛行機が攻圍線の第一線に低空飛行を行つて歸ると思ふ間もなく、敵の堡壘砲臺は俄然我が前哨線に向つて猛烈なる射撃を開始し、就中西尾の服務せる下士哨所附近は、忽ち其の彈巢と化し、前夜々暗に乗じて構築せる監視壕の掩蔽部は、見る見る間に粉碎せられ、歩哨は敵の砲彈に曝露して服務するの苦境に陥いつた。然しながら剛氣にして職務に忠實なる西尾一等卒は、毅然として任務に服しつゝあつたが、午前十時頃石油庫砲臺附近より發射せる敵彈の爲め、背部に重傷を負うて其の守地に打倒れた。收容せらるゝに際し、飽迄も任務を重んじ、苦惱の裡にも詳細に情況の申送りを爲し、且つ傷重くして再び起ち難きを自覺するや、諄々として戰友に後事を託し、所持品の處分等は小哨長に依頼し、二十四日野戰病院に於て瞑目した。曾て最前方の潜伏斥候を命ぜられ、最も大膽機敏に行動して、戰友をして一驚を喫せしめたことがあつた。

戦死の日を以て上等兵に進級し、次で勳八等並に功七級金鷄勳章を賜ふ。

三、負傷せる斥候長を佐けて

總攻撃の二日目、即ち十一月一日の夜四方山の北麓に在つた聯隊は、重砲隊より、『歩兵第四十八聯隊ハ今夜臺東鎮東堡壘ヲ強襲シ聯隊ノ全カヲ擧ゲテ同堡壘ニ突入シタルモ其後ノ情况不明ナリ』(但シ此ハ誤聞ナリ)

といふ通報を受けた。依つて聯隊長は即時兩大隊に緊急集合を命じ、且つ之と連繫して海岸堡壘を強襲の目的を以て、同堡壘附近の情况偵察の爲め、將校斥候を急派した。

此の重要命令を受け、勇躍して其の任に赴いた者は、第三中隊小隊長黒川少尉(遊)を斥候長として、

歩兵伍長 水野與太郎 同上等兵 山内伊嘉平 同上等兵 山田和吉

右の三名であつた。

時正に深秋、月は萬里の澄空に牙え、霜は陣營に滿ち、風は颯々として肌膚に薄る。斥候長黒川少尉以下、聲を呑み氣を沈め、枯草の間を縫うて匍匐潜行巧みに敵の第一線鐵條網

を越えて海泊河に近接して、將に偵察に従はんとする時、忽ち敵の監視哨の爲め発見せられて、探照燈及び光彈の照明の下に、猛烈なる集中火を蒙つたので、斥候長は進路を右に轉じ、鐵道線路堤下に沿うて潜入し、遂に海泊河畔に到達して、茲に再び偵察を開始したるに、復もや敵の監視哨に発見せられ、僅か二十米突内外に過ぎぬ近距離より、猛烈なる射撃を蒙り、斥候長黒川少尉は左足(下腿)に貫通銃創を受けて、歩行の自由を失ふに至つた。

是に於て水野伍長は斥候長の意圖を繼ぎ、更に詳細なる偵察を行ふべく、敵堡壘に肉薄し、山内と山田は雨の如き銃丸を冒して、負傷せる少尉を鐵條網の中より救ひ出し、鐵道堤の下に排水溝内に伴ひ行きて、應急手当を施した。水野伍長の歸還が餘りに遅いので、斥候長は其の安否を憂ひ、山田上等兵をして之れを見せしめたるに、大膽不敵なる伍長は、眼中宛ら敵なきが如く、敵彈下に在りて悠々迫らず、海泊河の景況、障害物の程度、海岸附近の地形等を、月の光を頼りに綿密に看取しつゝあつた。斯くて充分に其の任務を完了して、歸還の途に就いたが、斥候長は負傷の爲め歩行ができない。仍で三名は交る交る少尉を背負うて、千五百米突を隔たりたる大隊本部に達して、逐一有利なる報告を提供した。

四方に使用して君命を辱めざる士の尙ぶ所と、平時に於て既に然矣。是は敵前而も彈雨の下に在りて、傷ける斥候長を扶けて、屈せず撓まず、益々勇を奮つて其の職務に従ひ、剛膽にして沈着、熱心にして慧敏、能く斥候長の股肱たるの實を擧げ、其の任務を遂行せしめたるは、斥候勤務者の好模範たるのみならず、又上官に對する情誼掬すべきものがある。洵に克く我が軍人精神を發揮したるものと謂ふべきである。

四、生別死會（村越中尉と其從卒）

十一月三日の夜、第四中隊はボンブ所の東西兩側に跨がり海泊河堤に沿うて第二攻撃陣地の構築を企圖し、中隊長は横倉・村越の兩小隊に對して作業命令を下した。士卒勇躍、士氣既に敵壘を壓するの概あり。日は膠州灣の對岸に没し、星疎らにして夜色沈々として人に迫るのとき、横倉・村越兩少尉は各小隊を率ゐて陣地を出發し、鐵線係蹄、鐵條網及び砲彈の破裂孔等の爲めに、大に行進を妨害せられつゝ、一進一止して、目的地附近に到達（横倉小隊はボンブ所の東側）するや、明光一閃、強烈なる探照燈は附近を照らしたりと思ふ間もなく、忽ちにして各堡壘よりの猛射は兩小隊目蒐けて集注せられた。兩小隊の位置は敵の

堡壘を距ること僅かに百米突内外、而も何等據るべき地物な無い。村越少尉は徐ろに部下を停止せしめ、現地に應急掩體の構築を命じて置いて、自分は海泊河右岸河堤の情況偵察の爲め單身出發した。之を見た少尉の從卒平石一等卒（名は金五郎、引佐郡伊平村）は、

『少尉殿、單獨では危険であります』

と、叫んで少尉に追及し、共にボンブ所に接近せんとする一殺那、轟然として、敵の榴彈頭上に爆裂し、村越少尉は前額部を奪はれて壯烈なる即死を遂げた。平石も亦、全身に數ヶ所の重輕傷を負うたが、剛毅なる彼は自身の痛手には屈せず、小隊長の安否や奈何と朱に染みたる體軀を擡げ、匍匐ひながら、打倒れたる少尉に近寄りて見れば、是は抑も如何に、其の英魂既に去りて、殘骸僅かに温かし。平石一等卒は失望落膽遣る瀨なく、鮮血淋漓たる其の屍體にシツカと取籠りて、

『少尉殿、萬歳。少尉殿、萬歳。』

と連呼しつゝ、折重なつて自分も夢心地に入つた。一方古參分隊長たる匂坂軍曹（平）は、少尉の命に依り代つて小隊を指揮督勵しつゝ、作業に従事して居たが、何時まで経ても小隊長は還り來たらず、且つ微かに萬歳を唱ふる聲の聞えたるを怪しみ、部下二三名を率ゐて、

聲せる方を頼りに搜索したるに、無残や小隊長と其の従卒とは相擁して打倒れ、少尉の血は平石の軀を染め、平石の血は少尉の體を染めて、凄氣惻々として人に迫る。平石の息氣あるを見て、先づ之を收容せんとしたるに、

『止して下さい。重傷だから逆も助かりませぬ。私は寧ろ此處で少尉殿の御跡を追ふが本望です』

と固辭して肯じない。軍曹は平石の衷情を察して眼に涙を浮べたが、斯くて打捨て置くべきことはできないので、強て收容して歸つた。平石一等卒は別離の情に堪へざるもの、如

く、『少尉殿。何れお後より、平石も。』

と生別死會を誓ふ。

噫天なる哉命なる哉、左腹部に貫貫砲彈子創の重傷を負ひたる平石一等卒は、軍醫の手厚き手當も其の効なく、翌四日野戰病院に於て瞑目した。何れお後よりの約を履んで、英靈直ちに村越少尉の後を追ひ、永へに護國の鬼となつたのである。村越少尉は日頃平石を愛し、平石亦深く少尉の徳に感じ、其の情誼掬すべきものがあつた。死して死己に酬ゆ、道

終に全しと謂ふべきである。平石は即日歩兵上等兵に進級し、功に依り勳八等桐葉章を授けられ、又功七級に叙し金鷄勳章を賜つた。

五、村越小隊の二勇卒

●●●●● 重傷者、戦友を勵ます

尙ほ此の夜、村越小隊に屬する二等卒原田國平は、ボンブ所西側地區に前進中、敵彈の爲めに右胸部より下腹部に達する貫貫砲彈子創を蒙り、頗る重傷であつたが、苦惱を裏んで告げず、一戦友其の看護を命せられて近寄るや、彼は殊更に平然たる態度を装ひ、手を打振つて、

『眞の微傷だよ、看護を受ける程のもでない。僕を看護する代りに、君は二倍の作業をやつて呉れ。一人傷いて一人が看護すれば、同時に二人の手が減るではないか』

深傷を忍びつゝ、あべこべに戦友を激勵し、其の看護を謝絶した。聽て擔架が來て、收容しやうとすると、又もや手を振つて、

『ボンブ所の占領を見る迄は、死んでも此處を退かぬ』

と撃退したが、遂に中隊長の嚴命を以て擔架に載せられて、繃帶所に送られた。其時は既に出血甚だしく、衰弱極度に達して、顔色蒼然として居た。然しながら一等卒の剛氣な振舞は、甚く戰友の志氣を勵まし、爲に作業は著しく進捗するに至つた。

山東の秋の夜は更けて、星の光微かに、虫の聲悲し。繃帶所に横れる原田一等卒は、命脈已に迫れるを自覺するや、力なき聲に、

『天皇陛下萬歲、天皇陛下萬歲』

を唱へつゝ、終に息絶えた。同夜平山小隊に依つて、遂にポンプ所は占領せられた。思ふに、原田の英靈は莞爾として、永き眠に就いたであらう。

即日歩兵一等卒に、次で上等兵に進み、功に依り勳八等桐葉章を授けられ、功七級に叙し金鷄勳章を賜つた。

敵前に身を挺して小隊長の死體を收容す

偵察の爲め出て行つた村越少尉は、何時まで待つても還つては來なかつた。部下一同は其の身を心配しつゝ、作業に従事して居る所に、聽て少尉戰死の報は傳はつた。一同は愕然として、其の死を悼むこと頗る切なりとは雖も、敵の照明射撃猛烈を極め、其の死屍を

收容せむことは、思ひも寄らなかつた。其の時決然として進み出で、小隊長の屍體を收容せんことを乞ふた者があつた。それは豫備歩兵一等卒鈴木金七であつた。彼は性朴訥にして、容魁貌偉、膂力人に優れて居たが、學科は最も不得意とする所で、爲に平素餘り同僚間に尊敬せられて居なかつたが、出征以來毎に衆に擡んで、事に當り、他兵をして啞然たらしむるが、屢々であつた。此の夜も奮然として、仁王立に立上つた姿は、何とも云へず勇ましかつた。間もなく彼は、驟雨の如き敵彈を冒して、朱に染める小隊長の屍體を脊負うて歸つて來た。此の大膽不敵の行動を目撃して、小隊の士氣は頓に昂つたのである。

六、率先模範を示す

村越小隊が敵に發見せられて、猛烈なる射撃を蒙むると同時に、同じ目的(攻撃陣)を以てポンプ所の東側地區に進んだ横倉小隊も亦、正面一七高地、左側臺東鎮東堡壘等より十字火を集注せられて、一同首を擡ぐることでもできず、唯だ運を天に任かせて地に伏するのみであつたが、此の時上等兵飯田藤吉は卒然として身を起し、五體を敵彈に曝露しつゝ、忽ち圓匙を振るつて、散兵壕の掘開を始めた。其の態度悠々として迫らず、宛ら平常の演習と

異なる所はなかつた。飯田は特別作業手として、工兵隊に派遣せられてゐたことがあつて、其の作業技術は頗る優れてゐた。一の實行は、千萬言に優る。彼は黙々として、一人で圓匙を振るつてゐたが、此の勇敢なる活模範を示されて、我が兵卒は遂に一人出で、二人出で、間もなく悉く圓匙又は鶴嘴を執つて作業を始むるに至り、敵弾に曝露しつゝ、所要の工事を完成した。

當時村越小隊では、小隊長以下死傷續出して、作業遅々として進捗しなかつたので、横倉小隊長は飯田を始め若干の下士卒を、援助の爲め同小隊に送つた。飯田は茲に於ても亦、奮勵其の任に従ふこと舊の如く、後死傷者の兵器後送を命せられて、海泊河支流附近に至りたる時、轟然敵の巨弾彼の頭上に炸裂し、約十米突を隔て、跟隨せる看護卒鈴木馬太郎が、驚いて駈付けた頃は、飯田は後頭部を奪ひ去られ、朱に染んで壯烈なる戦死を遂げてゐた。

即日歩兵伍長に任せられ、功に依り勳八等桐葉章を授けられ、功七級に叙し金鷄勳章を賜はつた。

七、地雷火の踏査

三日夜に於ける第四中隊の、ポンプ所東西兩側地區占領の企圖は、忽ち敵の發見する所となりて、村越少尉以下多数の死傷者を出して、其の目的を充分に達することを得なかつた。中隊長林中尉は頗る之を遺憾と爲し、翌四日更に平山中隊に對して、右地區の占領を命じた。乃ち平山中尉は選拔せる部下小隊と、別に破壊班として前田工兵少尉の指揮する工兵一分隊とを以て占領隊を編成し、自ら之を引率して進發するに決し、日の没するを待つてゐた。偕て同小隊に井口金藏と呼ぶ上等兵あり、入營以來旦夕平山中尉の熱心なる薫陶を受け、深く中尉の恩誼に感激すると共に、中尉も亦井口上等兵を厚く信頼して居た。而して中尉は深く考ふる所ありて、井口をば今回の選に加へなかつた。彼は直ちに中尉の許に至り、只管同行を懇願して止まなかつた。中尉は、

『奉公の事、必ずしも此一舉に止まるものではない、是非お前の力を籍らねばならぬ時が他日必ず生じて来るのだ。それ迄待て』

懇ろに諭したが、他に一步と雖も譲ることを潔しとせざる井口は、頑として動かす、牢

たる決心の程は眉宇の間に現れてゐた。

當時ボンブ所の附近には、地雷装置の噂があつて、同地侵入に先ち、其の危害を豫防する爲め、大膽にして機敏なる斥候を派遣するの必要を認め居たる折柄として、井口の決意鐵石の如く堅きを見て、命するに地雷踏査の重任を以てした。

四日の日も既に暮れて、星かげ明らか、鬼氣人に迫る。即ち井口上等兵は一等卒山崎良一・同中松松市の二名を従へ、占領隊に先行してボンブ所に向かつて進出した。地雷の踏査！是より危険なる任務は又とない。一度之れに踏み當てんか、五體は粉微塵となつて飛ぶ。身を殺して以て、後から續行して來る本隊の安全を計るのである。進むに従つて、一歩は一步より危うし。而も井口上等兵以下敵の眼下に、沈着且つ敏活に行動して、敵をし

て毫も悟らしめず、占領隊に安全なる進路を示して、之をボンブ所外壕に誘導した。是に於て破壊班は直ちに外壕を爆破し、壕内の鐵條網を切斷して突撃路を開いた。井口は占領隊の最先頭に立ち外壕内に突入し、其の咽喉部に迫つて、遂に中隊をして之を占領せしめ、我が作戦上に尠からぬ貢獻を爲したのである。占領後俘虜の言ふ所に據れば、ボンブ所附近には十五個の地雷が埋設してあつて、其の指示するまゝに之を掘出し、思はず

慄然たらざるを得なかつたが、斷じて行へば鬼神も之を避くるとかや、同夜我が占領隊の進入に當つて、一個も爆發しなかつたと云ふのは、殆んど天祐と云ふの外はない。

八、斃れて後已む

海泊河畔風腥き處、月光冷かに、水咽ぶ。噫、流水何事を語る？、其は必ずや此に斃れたる勇士佐藤伍長の、壯烈なる戦死振りであらう。

伍長名は寅吉、磐田郡掛塚町の人、幼にして薄幸、數奇なる運命に弄ばれて、具さに憂き世の辛酸を嘗めた。明治四十四年當聯隊に入營して第二中隊に編入せらるゝや、至誠勤勉、品行端正、學術共に一頭地を抜き、上官の信任、同僚の敬慕共に厚く、世上に於て幸多き身は、殆んど軍隊を以て家と爲せるもの、如くであつた。十一月三日の夜、伍長の屬せる

第二中隊松井小隊は、海岸堡壘北部突角前百米突の地點に於て、攻撃陣地構築の作業中、同堡壘より機關砲機關銃の掃射を蒙る外、一七高地・臺東鎮東堡壘及びボンブ所等より、工事線の左側に對し、猛烈なる縦射を受けて、死傷者續出して工事の進捗上莫大の妨害を

感じたので、松井中尉は佐藤に對して、我工事線の左翼にボンブ所方向に對し堅固なる横、

塙の構築を命じた。伍長は即時部下分隊を率ゐて、指示せられたる地點に到り、徐ろに敵火の方向を確めたる後、横塙の構築に着手し、敵弾篠を束ねて飛來するが如き状況の裡に立ち、率先圓匙を執つて作業中、敵の機關砲彈をまともに左胸部に受け、鮮血淋漓、肺臟露出するの慘狀を呈した。然るに剛膽なる伍長は、何等驚ける態もなく、狼狽へたる色もなく、平然として、部下に對して作業の繼續を命じたる後、自ら兩手を以て創口を壓へつゝ、報告の爲め歩いて松井中尉の許に到つたが、其時最早、彼は息氣も絶え絶えであつた。

『小隊長殿、横塙は未だ出来ません、横塙は未だできません』

言終るや、瞳とばかり其場に打倒れ、虚空を掴み、齒をくひしばつて、復一語を發せず。絶命せんとするに際し、僅かに眼を見開き、夢よりも微かなる聲にて、

『中隊長殿によろしく』

斯う云つて、遂に二度とは語を發せぬ人となつた。魂魄方に其の身を去らんとする刹那、彼の腦中には上官の恩誼を思ふの外、何物も無かつたのである。即日歩兵軍曹に進み、勳七等を授けられ、功七級に叙し金鵄勳章を賜ふて、其の勳功を表彰せられたのである。

九、血染の遺書

此の佐藤分隊に、尙ほ一つの美譚がある。分隊長佐藤伍長が負傷して作業地を去るや、士氣頗る沮喪せる上に、死傷者續出の爲め、横塙の材料たる土囊の運搬は杜絶してしまつた。勇將の下に弱卒無し、佐藤伍長の如き勇士の率ゐる分隊に、何んぞ一の勇卒あらざらんやである。一等卒横山信作(小笠原横須賀町)は決然として奮起し、雨と降り來る彈丸を物ともせず、進んで土囊運搬の任に當り、自ら運んで自ら積み、勇猛果敢の大活動に依つて、戦友を勵ましつゝある時、咄何事ぞ、一彈其の身邊に爆裂し、右胸部を破つて好漢忽ち空し。翌日死體を火に附するに際し、其の所持品を検せるに、絨衣の衣囊から親戚宛宛てたる、血痕斑々たる遺書を發見した。

遺書

我最後に頼む、僕の無き後は父母を貴宅に同居せしめ、家財を賣却し、此代價を貴下が半分、豊作の資本として後半分を御渡し相成度、豊作は横須賀邊の田舎にかへさず、静岡に務めしめ、年滿ちて始めて静岡にて商賣なし、立派に成上る様貴下御盡力願上候。

後の兄弟方には宜しく御傳言を乞ふ

戦地にて 横山信作

鳥山峰 吉様

此の遺書に依れば、豫てより戦死を覚悟し居ることが判り、又骨肉の情愛溢るゝが如きものあるを窺ふことが出来る。大正二年の入營兵にして、日夜軍務に勵精し、學術共に優秀、特に射撃術並びに劍術は同年兵中の首位を占め、大に將來を矚目せられてゐたが、惜しむべし遂に斃る。横山の實兄も亦、十年前日露の役に名譽の戦死を遂げたものにて、二回の戦役に二子を君國に捧ぐ、家門の榮譽何物か之に過ぎむである。思ふに兄弟の忠魂、相携へて永く九泉の下に、皇國を護らん。
横山信作戦死の日、上等兵に進められ、次で勳八等並びに功七級金鵄勳章を賜ふ。

十、壯烈なる三勇士

十一月四日の夜第四中隊が、決死の精兵を以てポンプ所を占領したる後、第三中隊は第四中隊と交代して第一線に出で、海泊河を渡つて、六日夜迄に豫定の如く第三攻撃陣地の占

領・構築を終り、繼で突撃を準備せんとしたるも、其の前面に一條の鐵條網あり、其の位置全く敵の瞰制下に在りて、十字火を以て遺憾なく掩護せられ、到底一步を近づくことが出来ぬ。然りとて此の儘に放擲し置く譯にはゆかぬので、中隊長は特に左記三名を選抜して、之れが破壊の重任に當らしめた。

歩兵一等卒 水島 梅吉 (濱名郡 淺揚村)

同 齋藤 次郎 (志多郡 六合村)

歩兵二等卒 山下 光平 (小笠郡土方村入 山瀬八十七番地)

月は浮山の後に潜れて未だ昇らず、陰々たる夜氣は曠野に満ち、彼後兩軍は今や數十米突の近距離に對峙して、警戒嚴重を極め、螻蟻一疋這出づる隙もない。決死の三勇士は、中隊長以下戦友に訣別して出發した。

『よし、往け』

と、嚴かに言放つた隊長の眼には、人知れぬ涙がたまつて居た。此際『往け』といふは、『死ね』と云ふに異ならなかつた。如何に皇國の御爲とは言へ、其の部下に對して『死ね』と命ずるは、如何ばかり苦しかつたのであらう。三勇士は宛ら脱兎の如くに、鐵條網を目懸け

て突進した。果然敵は直ちに之を察知し、探照燈並びに光弾を以て縦横に照明し、其の光々として白晝の如く、銃砲火は忽ち三勇士の頭上に集中した。然れども心頭一度滅すれば火も亦涼しと謂へるが如く、既に死を決せる勇士にとつて、怖いといふものは無かつた。強烈なる探照燈の光を利用して、悠々と鐵條網の切斷に取かゝつた。志は猛しと雖も、身は鐵石でない。水島・齋藤は共に身に數彈を受けて、相繼いで斃れ、残るは山下一人となつたが、彼は尙ほも熱心に破壊作業を續けた。中隊長木原大尉は、後方攻撃陣地内に在つて、手に汗を握つて此光景を目撃して居たが、山下の身は今や風前の燈火に異ならず、且つ破壊作業も充分と迄は行かずとも、畧々完成を告げて居たので、大聲に疾呼して、一先づ還れと命じた。部下の士卒も同じく聲を張上げて、此の命令を傳達したが、激しき銃砲聲に交つて、聞こえたのか聞こえないのか、山下は振り返りもせず、卒然として一人でコツ／＼破壊を續け、最初所命の通り、美事に幅五米突の突撃路を開鑿し終ると、悠々と中隊長の許に歸還して報告して曰く、

「戦友兩名とも、作業半ばにして斃れたので、私若し作業を完成せずして歸還しては、戦友の英靈、永へに瞑目することが出来なからうと思ひ、中隊長殿の御命令は有りました

が、作業半ばにして歸るに忍びず、心ならずも御命令に反きました」と、中隊長感嘆措く能はず、深く其の沈着剛膽なる行動を賞讃し、更に命ずるに、鐵條網に引かれる戦友の死體收容を以てした。山下欣然として曰く、

「其は御命令がなくとも、私よりお願ひして、遣つて戴かうと思つた居た所でした」

と、言葉も終るや終らず、早くも外套の裾を卷上げ、脚絆の紐を締直すや、身を躍らせて再び鐵條網の線に引返し、死生の境を來往すること歸するが如く、朱に染みたる屍體を容し終つた。

天恩優渥、戦死の日を以て水島・齋藤は共に歩兵上等兵に進められ、拔群の勳功に依り勳七等並びに功六級金鷄勳章を賜はり、山下は勳八等及び功七級金鷄勳章を賜はる。

十一、勇士、友情に厚し

第三中隊一等卒新間藤作(志太郡)は、性剛膽にして沈着、特に友誼に厚かつた。選ばれて軍旗衛兵となり、出征以來遺憾なく天性の剛膽と沈着とを發揮して、或は小哨勤務に、或は攻撃材料の運搬に、終始勞苦を意とせず、危険を顧みず、奮勵努力して他兵の模範となれ

るが、十一月五日の夜中隊が海泊河の左岸に第三攻撃陣地構築の準備として、ポンプ所南側海泊河岸に土囊對壕作業を開始するや、新聞は土囊運搬手として、其の任務に服した。當時敵は盛んに光弾を發射して、夜陰も尙ほ白晝の如く、照明彈到る處銃砲彈繼で集中せる上に、連日の降雨に由つて交通壕は水深と化し、泥濘腰を没する有様にて、其危険と困難とは眞に言語道斷であつたが、新聞は此の苦境に在りて、毫も意に介せず、土囊を運搬して、一千米突の泥水中を往復すること五回、而も一言苦しいとも言はなかつた。次で六日夜は愈々身を敵の彈巢中に投じて、第三攻撃陣地の構築に従事し、終始敵の瞰制中に在つて、泰然自若其の任務を完うし、翌七日拂曉を以て其の作業を完成したが、此猛烈なる彈雨の裡に在りて、戦死者の屍體を後送する事は殆んど不可能であつたので、中隊長は臨機の處置として、上等兵室森源一、一等卒水島梅吉外三名の屍體をば、海泊河右岸堤防に假埋葬せしめた。日頃友情に厚き新聞は選ばれて此の任務に服し、朱に染んだ战友の死骸を懇ろに埋葬し終れば、殘月淡く星の瞬き微かにして、山東の風悲し。一杯の土饅頭に水筒を傾けて數勺の水を灌ぎ、情緒纏綿として盡さざるも、斯くて何時まで在るべきに非ずと、霜結ぶ絨衣の袖を拂つて、中隊長の許に還らんと交通壕を通行中、敵の砲彈頭に爆裂し、

己が熱血を己が全身に浴びて、壯烈なる戦死を遂げた。僅か半時間の後、弔うた身が又弔はる。草むらに鳴く虫の音も、糸の如くに衰へ細りて、誰が爲めに鳴いてゐるのやら。新聞戦死の日を以て上等兵に進み、功に依り勳八等を授けられ、功七級に叙し金鷄勳章を賜はつた。

十二、敵前の鐵條網破壊

第二中隊が十一月四日の夜、猛烈なる敵彈を肩して、海岸堡壘の正面百米突前の海泊河右岸に、第二攻撃陣地の構築を了つたのは、正に夜半であつた。引續き第一外壕及び海泊河を越えて、海岸堡壘(高地)の北脚部に第三攻撃陣地の構築を企圖したが、之が爲には第一外壕内の鐵條網を破壊して、通路を開かなければならぬ。而して其の外壕たるや、全く海岸堡壘北部突角の瞰制下に在りて、完全なる掩護を受け、一兵を進むるに由なき有様であつたが、今は損害の如何を問うべき時期でないので、中隊長三澤大尉は如何なる犠牲を拂つても之を敢行するの決心を爲し、松井中尉を破壊班長として、決死の勇士を募つた。聲に應じて起つた者は、左の四名であつた。

上等兵 中野與三郎 (志太郡大富村の人四十四年兵、性活潑にして銃劍術に長ず。)

同 村上善一 (濱名郡伊佐見村、大正元年兵、性着實にして義務心に富む。)

同 山本勝吉 (志太郡大津村、四十三年兵、性温和、勤務勉勵、模範兵たり。)

同 伊藤品平 (濱名郡新所村、大正元年兵、性伶俐にして學力の素養に富む。)

破壊班は何れも心中私かに死を決し、一挺の梯子と各個鐵線鉄一個を携へたる外は、何物をも持たず、輕装して第二攻撃陣地を出で、匍匐潜行して第一外壕の外岸頂に到達した。此の外壕は三角斷面壕に屬し、外岸は堅固なる石壁となし、且つ之を白ペンキにて塗り、若し何物か之に附着せば直ちに發見せらるゝ如く準備し、其の深さ約五米突、能く敵に發見せらるゝことなくして、此の壕底に降下せんことは、殆ど不可能と考へられたが、天祐なる哉、我が砲彈の爲に外岸の一角崩解せる部分あるを發見し、此より梯を下して、無事壕底に降り着き、松井中尉は各自を部署して、直ちに鐵線の切斷に着手した。然るに夜暗うして、鐵線の位置不明なるに加へて、有刺鐵條網なるを以て、鐵線鉄の使用意に任せず、且つ鐵線を切斷する音及び其が落下して他の鐵線に觸るゝ音響は、如何しても秘するの術なく、遂に作業半ばにして敵の發見する所となり、敵の照明と銃砲彈とは、忽ち集中雨下

するに至り、其の状恰も白晝敵前に作業を強行すると、毫も異るところはなかつた。而も敵の機關砲・機關銃の位置は、四十米突とは距つて居なかつた。

斯かる状況の下に在て我が破壊班は、鐵線鉄の刃のこぼれて鋸の如うになつたのを持つて奮闘し、殊に中野上等兵の如きは、左胸部に貫通銃創を受け乍らも、更に屈せずして作業を續け、遂に所命の通り幅十米突の通路を開設して歸還した。其の沈着・剛毅なる行動は、眞に軍人の龜鑑と仰ぐに足る。

十三、病兵の剛勇

第四中隊豫備一等卒鶴田定吉(磐田郡掛塚町)は、固と蒲柳の質、十月十五日より連日連夜霏々として降る霖雨の爲めに、太く其の健康を害せられ、愈々總攻撃開始となりて、聯隊が攻撃動作に移る頃には、病兵として、他の六名の患者と共に、四方山の北方の無名の一部落に殘留を命ぜられた。然し戰場では、病兵には病兵相當の任務があつて、背囊監視の任を授けられた。鶴田一等卒は、平素の行動至誠を以て一貫し、軍務に精勤なるを以て知られたる者、今遠征の軍に従ふの榮譽を擔ひながら、總攻撃開始に際して第一線に奮闘する事を得

前三時敵彈の爲めに右背部に重傷を負うて其場に打倒れた。收容せらるゝに際り、

「青島の陥落を見ないで、戰場を去るのは太だ遺憾である」と、悲壯な一語を残して、野戦病院に送られたが、翌七日に至り青島陥落の快報を、手術臺上に聞きて、苦悶の裡にも幾分欣快の情を眉宇の間に見はし、越て十二日眠るが如くに死去した。矢澤は平素頗る温順にして和平を好み、一見婦女子の如き感があつたが、一度戦陣に起つや、猛然として虎の如く、毎に率先勇奮するを快事とせるものゝ如くであつた。即日伍長に任官せられ、功に依り勳八等並びに功七級金鷄勳章を賜ふ。

斃れて後已む三勇士

十一月五日の夜、第三中隊がポンプ所南側海泊河床に於て、土囊對壕作業を以て、交通壕を構築するに際して、

上等兵 堂森源一 (磐田郡浦川村川合四十二年兵、銃劍術に)

同 田代辨吉 (磐田郡二俣町、大正元年兵、性温順にして、勤務に忠實)

一等卒 松尾茂吉 (濱名郡北庄村白須、四十四年兵、品行方正、勤務勉勵、中隊の模範兵たり)

の三名は選ばれて、此の決死的任務に就いた。此の位置たるや、敵前百米突内外にして、

最も敵の注目を惹ける爲め、忽ち猛烈なる十字火を集中せられ、夜陰とは言へ、敵は光弾及び探照燈を以て自由に照明するが故に、附近一帯明光々として白晝に異ならず、而も固より死生の境を超絶せる勇士等は、結句此の照明を便利な事にして、着々工事を急ぐうち、篠を束ねたる如き敵弾は、順次に此の三勇士を斃した。然しながら其の遊魂は尙ほ中隊を去らず、二九高地(海岸)上松嶺颯々たる邊に在りて、其の攻撃作業を守護せるか。三勇士の死後三十時間にして、海岸堡壘頂に白旗の翻るを見たのである。

三名共に各一級を進められ、功に依り勳八等並びに功七級金鷄勳章を授けられた。白晝敵前に曝露して

第八中隊一等卒本間巽(濱松市名残)は平素より終始一貫軍務に勵精し、模範兵の稱があつた。十月二十四日中隊が四房山の西南麓に砲兵掩護陣地の構築に従事するや、本間は同經始線の中央に位置し、分隊長以下四名の戦友と共に奮勵作業に努力せるが、其の位置は敵の本防線線を距る僅かに八百米突に過ぎざる爲め、忽ち敵の発見する所となり、海岸堡壘及び臺東鎮東堡壘附近より、猛烈なる機關砲・銃火を浴びせられ、漸くに積上げた積土も、あはれ果敢なくも敵の一彈の爲めに崩解せらるゝといふ有様にて、宛ら賽の積の石積みに等し

かつた。敵の砲弾は工事を破壊せるのみならず、午後一時海岸堡壘北部凸角より發射せられたる機關砲彈は、作業中の本間を襲うて、其の頭蓋骨を粉碎し、續いて上等兵増田福太郎の胸部を貫通し、兩勇士相前後して打倒れ、本間は直ちに繃帶所に收容せられたが、手厚き手當も効なく、二十四日の夕陽膠州の連山に落ちて、半天を彩れる餘光も薄れた頃、眠るが如くに去つた。即日上等兵に進級し、次で勳八等並びに功七級金鷄勳章を賜つた。

第五章 皇室と吾聯隊

一、五箇條の勅諭

明治四十四年三月二十一日午前九時半、旗手少尉大内琳次郎は師團司令部に出頭して、明治十五年一月四日陸海軍人に降し賜はりたる勅諭一卷を拜受して歸隊し同日午後二時、營庭に於て拜受式を舉行す。乃ち聯隊は北面縱隊の一線に集合し、聯隊長勅諭を捧持して一同に拜受の旨を告げ、終つて方陣を作り、奉讀式を行ふ。御名は御親署あらせられ、玉璽を鈐せられたる、寔に難有きものにて、所謂軍人精神の大綱たる五箇條を、御訓諭あらせられたものである。

二、明治天皇御大喪

明治四十五年七月三十日、是れ抑も何たる日ぞ。是日午前零時四十三分、敬聖文武なる明治天皇陛下御登遐遊ばさる。是れより先き陛下御不例の報に接し、將卒一同只管御平

瘞を祈り奉りたる効もなく、遂に此事あらせらる。一同恐懼措く所を知らず。聯隊長は即時、部下を代表して、電報を以て、天機並びに皇后・皇太后兩陛下の御機嫌を奉伺し、爾後軍旗には喪章を附し、將卒皆大喪に服して、哀悼謹慎の赤誠を表したが、練兵を休止するが如きは、却つて、故陛下かねくの聖旨にも反く所以なるを以て、謹慎しつゝ、日々の練兵は懈らなかつた。

九月十三日夜、東京青山原に於て御大葬執行につき、聯隊に於ては築山西側に神籬を設け、午後七時三十分營庭に東面して、大隊縦隊の一線に集合し、同八時(靈柩宮城御)を期して、遙拜式を舉行し、喇叭は「哀の極」を吹奏す。翌十四日靈柩車濱松驛御通過に付、警衛・儀仗並びに迎送の爲め、左の如く派遣服務した。

警衛隊(鐵道沿線) 司令、大尉橋尾八郎。小隊長、中尉前田三熊。准士官以下七十八名。
儀仗隊(濱松停車場) 指揮官、中佐岩本續。第二大隊
迎送隊(濱松停車場) 指揮官、少佐小野田一。第一・第二大隊及豫備兵

三、今上陛下御踐祚ご勅諭

明治四十五年七月三十日、皇太子嘉仁親王殿下御踐祚あらせられ、即日「大正」と改元せら

る。翌三十一日、特に、陸海軍人に對し、勅諭を下し賜ふ。

勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ烈聖ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク

惟フニ 皇考曩ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫クヘキヲ示シ給ヘリ 汝等軍人ハ夙夜此聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ恢弘シ以テ曠古ノ偉績ヲ翼成シタリ

朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ是レ 皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ 汝等軍人ノ忠勇ニ信倚シ 皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進セムコトヲ冀フ 汝等軍人ハ 皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ効シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ字内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運ニ伴ヒ拮据勵精各其本分ヲ

竭シ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ゲ以テ皇謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ 乃ち八月二日午後三時、營庭に於て、勅諭奉讀式を舉行し、將士一同、聖恩の優渥なるに感激し、益々奮勵努力して以て、忠誠を擢んずべきことを相誓つたのである。

四、昭憲皇太后御大喪

大正三年四月十一日、昭憲皇太后陛下崩御在らせらる。將卒一同恐懼措く所を知らず、謹んで哀悼の赤誠を表し、五月二十四日東京代々木原に於て御大葬執行につき、當日午前八時三十分、聯隊本部前に於て御眞影奉拜式を施行し、同日午後八時、營庭東方に神籬を設けて遙拜式を行ふ。尙ほ翌二十五日午前十時靈柩車濱松驛御通過につき、聯隊は軍旗を植立して、同驛附近に堵列奉送し、一部は儀仗並びに警衛に服務して、最後の御奉仕を申し上げたのである。

五、大禮並大禮觀兵式

大正四年十一月十日、今上陛下京都御所に於て、御即位の大典を擧げさせらる。當日午後二時三十分、各大隊は營庭に重複縦隊の一線に集合し、京都方向に面して敬禮を行ひ、勅諭奉讀式を施行し、終つて午後三時三十分となるや、聯隊長の發聲にて「萬歳」を三唱し、次で御眞影奉拜式を施行す。

十六日將校其他有資格者一同は、將校集會所に於て、大喪の饌を賜はり、下士卒に對しては酒饌料を下賜せられた。

越えて十二月二日、東京青山練兵場に、大禮觀兵式を舉行せらる。乃ち聯隊よりは、

聯隊長大佐高野毅。中佐小出三郎。少佐石川行。大尉増田民之助。中尉深澤直次郎。少尉間瀬勘八。旗手少尉井出源太郎。下士卒七十二名。

軍旗を捧持して、代表參列す。寔に振古未曾有の盛儀にして、龍顏麗しく左の勅語を賜つた。朕即位ノ大禮ヲ訖リ茲ニ親シク觀兵ノ式ヲ行ヒ帝國陸軍ノ綱紀張り威容整ヘルヲ視テ深ク之ヲ嘉ス汝將卒益々奮勵シ以テ報効ヲ期セヨ
參列者一同に酒肴料を下賜せられた。

六、御眞影下賜

大正四年十月十五日、今上天皇陛下御眞影一葉師團司令部を経て下賜せらる。聯隊長以下表門に奉迎し、次で奉戴式を施行す。

大正五年三月三日、皇太子殿下御寫眞一葉、師團司令部を経て下賜せらる。

大正六年四月十六日、皇后陛下御寫眞一葉、師團司令部を経て下賜せらる。

三、特命檢閲

當聯隊創設以來、特命檢閲使の檢閲を受けること、左の如し。

明治四十三年(第一回) 五月(自廿四日)三日に亙りて施行。特命檢閲使は陸軍大將 伯爵奧保鞏、高級屬員中將大島健一にして檢閲の要目左の如し。

閱兵。聯隊長報告。書類査閲。銃劍術。器械體操(第五中隊)。將校軍刀術及器械體操。營内巡視。經理及人馬衛生査問。中隊教練(第一中隊、第十二中隊)。射撃。各個教練。野外教練(第二大隊)。准士官以下學科。現地講話(大尉。將校筆記作業(第三大隊中少尉及旗手)。

明治四十五年(第二回) 六月(自十九日)三日間に亙りて施行。檢閲使陸軍大將貞愛親王、高級屬員少將由比光衛にして、檢閲要目左の如し。

閱兵。聯隊長報告。書類査閲。銃劍術(聯隊本部下士、第十一中隊、士官候補生及一年志願兵)。經理及人馬衛生査問。營内巡視。將校劍術(新參中尉及第三大隊少尉)。器械體操(第一大隊中少尉及第一中隊全員)。馬術。通信術。各個教練(第五中隊、第九中隊)。中隊教練(第四中隊、第八中隊)。機關銃教練。射撃(中少尉及第十二中隊全員)。兵棋(大尉全員)。圖上戰術(古參中尉)。

尙ほ左記十二名は、平素の心掛善良にして、品行方正、軍務勉勵に付、檢閲使殿下より特に賞詞を與へらる。

△第一中隊上等兵清水軍作。△第二中隊同木ノ内卓三。△第三中隊同見崎平吉。△第四中隊同杉浦作太郎。△第五中隊同鈴木甫重。△第六中隊同岩井保平。△第七中隊同山田虎治。△第八中隊一等卒鈴木松代。△第九中隊上等兵疋田紋次郎。△第十中隊同廣岡元好。△第十一中隊同福田久三郎。△第十二中隊藥科憲次。

大正四年(第三回) 六月十四日施行。檢閲使陸軍大將大迫尙道、高級屬員少將近野鳩三にして、檢閲要目左の如し。

閱兵。軍裝検査。分列。聯隊長報告。書類査閲。馬術。器械體操(第二大隊上等兵以上)。營内巡視。舍内巡視(第四中隊)。兵器分解検査(第六中隊)。細密検査(第十二中隊)。各個教練(第五中隊二年兵、第四中隊初年兵)。機關銃教練。通信術。陣中勤務(第十中隊)。散兵各個教練(第八中隊)。中隊教練(第三中隊、第六中隊)。現地教育(特務曹長)。大隊野外演習(古兵編成)。軍刀術(第一大隊准士官以上)。銃劍術(第三大隊の將校及准士官、第一大隊の下士、第五中隊の上等兵、第十二中隊の各年兵、士官候補生)。圖上戰術(大尉全員)。筆記作業(中少尉及見習士官)。

四、北清守備隊派遣

大正元年十一月一日、北清駐屯歩兵大隊第四中隊及び同臨時派遣機關銃隊の編成を命ぜられて、左の如く編成を了り、

北清駐屯歩兵大隊第四中隊 (第八中隊長)長、大尉増田民之助。(第八中隊附)附、中尉大塚四郎・渡利織人。少尉石井榮。特務關恒。下士以下百二十九名、
同 臨時派遣機關銃隊 長、大尉今井信夫。附、中尉淺間義雄・組橋馬次郎。少尉千野兵庫。特務名取文作。下士以下八十一名。

右兩隊は十一月五日出發して任地に赴き、前者は天津に、後者は山海關に駐屯すること約一ケ年、其の間克く軍紀風紀の維持に努め、其の任務を完うして、大正二年十月九日歸營した。

五、青島守備隊派遣

大正五年九月一日、第三中隊は青島守備歩兵第四大隊第四中隊として派遣を命ぜられ、同日出發任地に赴き、守備に任ずること滿一年、大正六年九月十二日青島大港を出帆して、同十八日屯營に歸還した。派遣員左の如し。
第一中隊 長、大尉木原中三。附、中尉大内琳次郎・黒川清・河野滿。少尉片桐壽・山本稜威。特務名取文作。下士以下百五十名。

六、第六中隊の轉出

大正五年五月、一個中隊朝鮮羅南に新設の、歩兵第七十三聯隊要員として、轉出の命を受け、第六中隊其の選に當り、同月六日軍旗に告別して當兵營を辭し、同聯隊に轉屬して、其の第十二中隊となつた。轉出將校以下左の如し。

第六中隊 長、大尉藤川常太郎。附、中尉山田耕一・神谷鶴吉。少尉竹田清七郎・山崎東一。特務小幡眞。下士以下百五十二名。

七、射擊並銃劍術競技會

明治四十二年

旅團第一回射擊及距離測量競技會 十月二日施行。其成績左の如し。

(射擊成績)(一人平均得點)

距離目測(一人平均誤差百分比)

歩兵第三十四聯隊

一七・八六

一七・五一

當 聯 隊

一九・一〇

一三・一一

乃ち兩競技共に當聯隊の優勝に歸し、射擊に於ては第十中隊(長、大)距離測量に於ては第十中隊(川芳太郎)旅團長より授賞せらる。

旅團第一回劍術競技會 十月十三日施行。是亦聯隊は優良なる成績を擧げ、旅團長より左

の如く授賞せらる。

擊 劍 一本試合五人拔 少尉大島秋豊。

銃劍術 三本試合優勝 中尉淺間義雄。下士卒四。

明治四十三年

旅團射擊競技會 一月十九日施行せられ、第七中隊第一位の成績を占む。
豊橋衛戍劍術競技大會 七月六日同七日二日に互りて施行せられ、聯隊よりは將校以下百五十名出場し、其の内四十八名受賞した。殊に(第七中)歩兵軍曹中山元三郎は、其成績拔群に付、師團長を始め、歩兵第十七旅團長及び騎兵第四旅團長より特別賞を授與せられ、無類の面目を施したのである。

明治四十四年

旅團射擊競技會 四月二十九日施行。第一中隊(長、河本)第一位を占めたるのみならず、第一位より第九位に至る間、悉く當聯隊の中隊を以て占め、至大の名譽を博したのである。
同上 八月十四日施行。第一中隊(長、河本)第一位を占む。
旅團劍術競技會 九月二十一日同二十二日に互りて施行。個人試合に於ては銃劍術・軍刀術共に第二位に落ちたるも、部隊試合に於ては、第五中隊(長、大尉)優勝して、從來の光榮ある歴史は維持せられたのである。
師團劍術競技會 九月二十六日同二十七日施行。二十六名受賞す。
爾後年々、旅師團の劍術競技會及び射擊競技會に於て、良好の成績を挙げ、多數の受賞

者を出だすと雖も、格段の事なきを以て、茲には其の記載を略す。

八、聯隊名譽射擊

師團名譽射擊の制度は、大正元年度限りにて廢止せられ、翌年度より、現行の聯隊名譽射擊の制度が、實施せらるることとなつた。
吾聯隊に於ける年次の成績は、左の如くである。
大正二年度 九月十八日於富塚射場施行。

標的	散兵的	距離	四百米突	姿勢	伏姿
彈數	四發	使用銃	三十年式歩兵銃		
優勝	第二中隊 (長、大尉三澤郁哉)				
	一人平均得點				一五・五〇
	備考 聯隊總平均得點				一四・九五

大正四年度 九月二十八日同上。
標的 散兵的 射距離 四百米突 姿勢 伏姿
彈數 四發 使用銃 三八式歩兵銃

優勝

第一中隊 (長、大尉河本爲次郎)

一人平均得點

一六・一四二

備考 聯隊總平均得點

一五・七〇二

大正五年度

九月二十七日同上。

標的 圓頭的 射距離 三百米突 姿勢 伏姿
彈數 四發 使用銃 三八式步兵銃

優勝

第四中隊 (長、大尉奥田剛)

一人平均得點

二三・四五

備考 聯隊總平均得點

二一・五六

大正六年度

九月二十八日同上。

標的 圓頭的 射距離 三百米突 姿勢 姿勢
彈數 四發 使用銃 三八式步兵銃

優勝

第四中隊 (長、中尉田中正季)

一人平均得點

二三・四四

九、聯隊銃劍術競技會

大正五年以降、銃劍術獎勵の爲め一年數回競技會を施行し、優勝中隊に賞狀を附與

せらるゝことゝなつた。其の成績左の如し。

大正五年度 一月二十七日施行、左の優勝中隊に賞狀を授與せらる。

第一位 第五中隊 第二位 第十二中隊 第三位 第十四中隊

大正六年度

第一回 (四月廿八日施行) 賞狀 第十二中隊

大正七年度

第一回 (三月二日施行) 賞狀 第七中隊

第二回 (七月廿二日施行) 賞狀 第十一中隊

吾聯隊の環境

語に、名山大川偉人を生むと云ひ、又、智者は水を樂み、仁者は山を樂むなどいふ。山は蒼鬱として、藏する所多く、水は周匝にして至らざる所なき、是れ此の比を爲す所以なるべく、人の性格及び其の發達が、其を圍繞せる天地自然の感化を享くることの、尠少ならざるは無論である。然れば今や當聯隊の、光輝赫灼たる歴史を叙し終つて、方に其の筆を擱かんとするに際り、特に此一篇を設けて、抑も當聯隊が如何なる土地に所在し、曾て此土地に如何なる英傑が居り、如何なる事件が起つたかを畧説する所以は、之を以て諸子が精神修養上の一助たらしめんと欲するに外ならぬのである。

我が兵營の在る處は、濱松市外富塚村であるが、聯隊管區は遠江一國(六郡)に駿河の國の志太一郡を加へたものである。北は蜿蜒たる連峰、南アルプスの稱ある赤石山脈を以て包まれ、南は漫々たる太平洋に面し、天龍・大井の二大川が此の間を北より南に流れ、西隅には

天下の絶勝濱名湖が控へて、山光水色共に雄大、寔に自然の恵みの豊かな國である。斯かる土地に生れ、斯かる土地に生育し、而して斯かる天地風物の裡に、日々武を練り技を磨きつゝある諸子の幸福は、蓋し全國に類ひ稀れなるものと謂はねばならぬ。

一、三方ヶ原

聯隊の北方に引續いた一帶の曠野、今ま曳馬村、三方ヶ原村となつて、残りなく耕され、麥や陸稻の美事に實つてゐる地方は、例の名高い三方ヶ原で、元龜三年十二月、徳川・武田の軍勢が大いに激戦した處である。當時の光景は、今でも地形によつて、一々指點するところができる。武田信玄は専ら攻勢防禦の作戦を採つた無類の名將で、毎に兵を率ゐて敵の領分に出で、戦つた。信州の飯田地方から、天龍川に沿うて降つて、いつも濱松附近に出て来た。今川義元の全盛時代は、今川が武田を抑へて居たので、徳川と武田との間には交渉が無かつたが、今川の滅亡後は、家康は常に信玄の爲に苦しめられた。家康が後日素晴らしい名將となつたのは、若い頃にさんく信玄に苦しめられた事も、其の原因の一つであらう。三方ヶ原の戦も、甲軍頗る優勢にして、直ちに濱松城(居城)に薄つて、城外に火

を放つた。家康大いに怒つて、出で、撃たんとした。佐久間(信)瀧川(益)等勝算なきを見て、之を諫止した。家康叱して曰く、

「人、我が閨を侵し、我が枕を蹴る。男子苟くも尙ほ黙々として眠ることができるか」と、本多忠勝・酒井忠次等を率ゐて出で、武田軍の先鋒たる小山田(昌)山縣(景)を撃つて走らせ、尙ほ猛烈に追撃して行くと、信玄忽ち奇兵を縱ち、敗けと見せた小山田・山縣の兩勢亦返戦して、さんぐに家康の軍を敗つた。敗れ乍らも流石に家康であつた、徐ろに一計を案じ、火を寺島郷の普濟寺(村ノ一字)に放ち、犀ヶ嶽の偽道を構へ、大久保(忠)を殿軍として、兵を收めて濱松城に入つた。武田勢は普濟寺の火くるを望見して、濱松城既に異變ありと思ひ、追撃頗る急なりし爲め、誤りて犀ヶ嶽の深底に陥りて、死する者夥しかりきとある。家康は寡勢を以て不利の地に在り、勇敢に戦ひ、負けてもそれが、全然敗北には終らないやうな負け方をしてゐる。

二、天 龍 川

天龍川は、東海道では最も大きな川である。信濃の諏訪湖に源を發して、國境を越えて六十餘里も流れて来る。香川景樹が江戸に上る時、此の川の真中で、「思ひやれ天の中川半來てたゆたふ旅の心細さを」といふ歌を詠じてゐる、今日の如く大きな鐵橋などはなく、小さな渡舟で此の大河を渡つたらば、然ういふ感じが起つたであらう。弟の脇屋義助が足柄の竹ノ下で、尊氏の軍と戦つて大敗し、新田義貞が軍を率ゐて退却するとき、此の橋を落さずに行つたといふ話は、歴史上可なり有名な事件である。

其の頃は凡て舟渡して、無論橋などは無かつた。然し多數の軍勢を小舟で渡して居ては、直ちに敵の追撃を受くる憂ひがあるので、兩三日の間に浮橋を架けしめ、全軍を渡すに五日間を要したといふから、可なりの兵數であつたらしく思はれる。全軍渡河し終ると共に、此の軍橋を切つて落さうとした。すると、

「義貞橋の中より立歸りて、大に御腹を立てられ、我等を近く召されて、仰合められ候ふは、敗軍の我等だにも架けて渡る橋、如何に切落したりとも勝に乗りたる東士、橋をかけん事、時日を廻らすべからず、凡そ敵の大勢に相向ふ時に、味方小勢にて川を後にあて、戦ふ時にこそ、退くまじき謀に、舟を焼き橋を切るこそ、武畧の一の術なれ、義

貞が身として、敵とても架けて渡るべき橋を切落して、急に襲はれしを周章ふためきけるといはれむ事、末代に至るまで口惜しかるべし、(追撃し來たれる足利勢、此の由を渡守より聴取り、皆々涙を流して、弓矢の家に生るれば、誰も斯くぞあるべけれ、疑なき名將にて御座ありけるとて、義貞を感じ申さぬ人ぞなかりける。)(梅松論)
戦術上から云つたら、義貞は落第かも知れないが、我國の武將は由來斯かる雅懐に富むのが常で、一の美談と爲すに足る。

三、菊川の里

尙ほ東に向つて進むと、大井川の右岸に在る金谷町は、昔菊川の里と云つた處で、秋季機動演習の際などに、よく通過したり宿營したりする土地で、光親卿・俊基卿の舊蹟がある。是れ亦頗る有名な出來事で、詳しく太平記(俊基朝臣)に出で居て、誰れでも泣かされる條である。乃ち

「(前畧)隙行駒の足はやみ、日已に亭午に昇れば、餉進らする程とて、輿を庭前に昇き止む、俊基卿即ち轅を叩きて警固の武士を近づけ、宿の名を問ひ給ふに、菊川と申す

なりと答へければ、承久の合戦の時、院宣書きたりし答に依りて、光親卿關東へ召し下されしが、此宿にて誅せられし時、

昔南陽縣菊水。汲下流而延齡。

今東海道菊河。宿西岸而終命。

と書きたりし、遠き昔の筆の跡、今は吾身の上になり、あはれやいとまさりけん、一首の歌を詠じて、宿の柱にぞかゝれける。

いにしへもかゝるためしをさく川の

おなしなかれに身をやしつめん(後畧)

俊基朝臣は南朝の忠臣、鎌倉に送られ、眞葛ヶ岡にて斬られた。菊川の舊蹟を訪ふ者、誰か朝臣の忠烈に感奮せざる者があらうか。

四、焼津原

天龍川を渡れば、駿河國志太郡にして、尙ほ吾聯隊の管區に屬してゐる。其處にある焼津原は、日本武尊が御東征の際、賊軍は尊を欺いて此の曠野に誘き入れた。曾て対つたこと

のない雑草は、尊の御丈よりも高く伸び茂つてゐた。賊は一時に四方から火を放つて、尊を焼き殺さうとした。火は凄じき勢ひで尊に迫つて来た。賊共は手を打つて祝したであらう。然るに天資頗る英明に在りましたる尊は、少しも驚き騒ぎ給はず。御腰なる寶劍を抜放ち給ふと共に、四周の草を薙ぎ拂はれた。不思議や、同時に風が出て、火は賊共の方に焼け廣がつて行つた。宛ら寶劍の尖から、その風が出て来るかの如くに見えた。初ういふ有名な傳説がある。

熱田神社に在る草薙の劍の名は、此時に起つた。これは苟くも尋常小學の課程を終つた者ならば、誰でも知つてゐる。焼津神社(延喜)は、日本武尊を祀る處である。乃ち焼津は、古戰場として、我が史上に現れたるもの、内、最も古い古戰場の一つである。而も我が皇軍に天祐のあつた、目出度い古戰場である。

歩兵第六十七聯隊史終

年表

明治四十年	
十月九日	歩兵第六十七聯隊濱松に設置
十月廿六日	聯隊本部及第一第二大隊本部成る十二月一日編成成る(第三大隊缺)
同 四十一年	
三月廿六日	濱松新兵營に入る
五月八日	軍旗授與
十二月一日	第三大隊編成
同 四十二年	
五月廿四日	より廿六日迄特命檢閲(奥大將)
十一月七・八日	師團對抗演習
同 四十四年	
三月廿一日	勅諭書拜受
大正元年	
六月十九日	より廿一日迄特命檢閲(伏見大將宮)
十一月一日 第四中隊北清派遣(大正二年十月歸營)	
同 二年	
十二月十三日	より十六日迄特別大演習参加
同 三年	
八月廿三日	對獨宣戰發布
九月廿六日	動員下令
十月五日	屯警出發
同 月十一日	勞山海上陸、獨立第十八師團長の隷下に入る
同 月十四日	四房山麓に到り歩四八と交代し攻城線に就く
同 月廿九日	第三大隊は鐵道守備を命ぜらる
同 月廿九日	前進開始
同 月廿九日	爾後十一月六日に至る迄連日連夜攻撃に従事す
十一月二日	ホンプ所堡壘を奪取す

十一月七日 海岸堡壘に突入し敵兵白旗を掲ぐ

青島要塞開城

同 月十六日 青島入城式参列

十二月五日 沙子口出發(第二大隊缺)

同 月廿四日 より廿七日迄屯營に凱旋

同 四 年

五月十六日 第二大隊青島出發、廿二日歸還

十月十五日 天皇陛下御眞影拜受

六月十四日 特命檢閱(大迫大將)

十二月二日 大禮觀兵式参列

同 五 年

三月三日 皇太子殿下御眞影拜受

五月六日 第六中隊第十九師團へ轉出

九月一日 第三中隊青島派遣(大正六年九月歸營)

同 六 年

四月十六日 皇后陛下御寫眞拜受

下士の優遇及其の志願心得

陸軍歩兵大佐 奥平俊藏 校閱

一、下士志願者の手續と其の資格

其の手續 陸軍下士を志願せんとする者は、入營の後其の旨を所屬の中隊長まで申出づればよい。其の外には何の手續も要らない。

其の資格 然し志願さへすれば悉く採用せらるゝと云ふ譯には行かない。即ちい、學力 先づ高等小學卒業位の力が有ればよい。

ろ、年齢 満十七歳以上。

入營は誰でも徴兵適齡(二十)迄待つ必要はなく満十七歳となれば志願に依り入營が出来る。

下士になるには早く入營する方が先々種々の便利がある。

而して第一期の初年兵教育に於て、人格高く志操堅固で學術優等と認めらるゝ者の中から選抜採用せられ、爾後は下士として必要な特別の教育を受けるのである。故に初めから其の考で修養し勉強しなければならぬ。

入營後九年目に特務曹長、下士志願を採用せられたる者は入營の年の翌年末に上等兵となり三年目の始には伍長に任せられ、それから大抵七年目(もつと早い)には特務曹長に進む。特務曹長は下士と云はず准士官と稱し將校と同じ様な待遇を受けるのである。

二、准士官及下士の優待法

伍長に任官の後は凡てが兵卒と異なり、別室に起居し、當番卒を使つて用務を辨ずる事が出来るのみならず、種々の優待法が設けられてある。即ち其を列擧すれば、

官等 下士は凡て判任官で伍長は判任四等、軍曹は同三等、曹長は同二等、特務曹長は同
一等。

總位及級勲 伍長に任官後滿十五年以上其職に在りし者は左の標準に依り位階を賜はる。
伍長は從八位、軍曹は正八位、曹長及特務曹長は從七位。

又次に示す年限間勤務し其成績優良の者には左の如く勳章を賜はる。戰時及滿洲支那等に勤
務せる者はもつと早い
勳八等 伍長は滿十一年以上、軍曹は滿十年以上、曹長及特務曹長は滿十年以上。

給 食事及被服一切を官から支給せらるゝ外に月々左の給料を貰ふことが出来る。

伍長 一等給五圓七十錢、二等給四圓六十五錢

軍曹 一等給十二圓九十錢、二等給十圓八十錢、三等給九圓、四等給七圓八十錢

曹長 一等給十九圓八十錢、二等給十七圓十錢、三等給十五圓

但し營外居住を許された下士は、被服・食料・悉く自辨の代りに、左記給料を支給せられる

伍長 一等給十六圓、二等給十五圓、軍曹 一等給二十三圓、二等給二十一圓、三等給十九圓、四等給十八圓、曹長 一等給三十圓、二等給二十七圓、三等給二十五圓五十錢

特務曹長は將校と同じく總ての生活を自ら賄ふべきもので、其の俸給は次の通りである

一等給四十五圓、二等給三十九圓、三等給三十三圓(外に宅料金三圓二十錢)

俸給以外の手當 伍長に任官すると初任手當として二十圓を支給せられ、又任官後六年を

過ぎると勤務精勵・品行端正・學術優秀なる者、但し營内居住には勳功章を授けられ、毎年五月

と十一月の二期に五圓宛を支給せらる。

退營賜金 五年以上營内に居つた下士が(イ)准士官に進級したる時(ロ)現役滿期又は現役

免除となつた時(ハ)免官又は死亡したる時(ニ)營外居住の職務に轉じたる時、以上各項

に相當する場合には左の割合に依り退營賜金と云ふものが戴ける。

在營五年六十圓、同六年百二十圓、同七年百八十圓、同八年二百四十圓、同九年三百圓

同十年三百六十圓、同十一年四百二十圓、同十二年五百圓。十二年以上は十二年と同額。臺灣及北海道勤務者は割増がある。恩給 滿十一年以上勤務して退職又は現役免除となつた者には年々恩給が給せられる。滿十一年を勤めたる伍長八十四圓、同軍曹九十六圓、同曹長百八圓、同特務曹長百八十圓。爾後は一年を増す毎に各階級を通じて交互に四圓と二圓を増加せらる。即ち下士は營内居住に必要な一切の物を支給せられ、特に食物の如きは世間中流以上の美食をなして、其の給料の三分一乃至二分一を貯蓄することは最易いことである。茲に伍長任官後九年経て恩給を受くる資格が出来て(伍長任官前二年間兵卒として勤務)退職する特務曹長が有るとする。而して假に伍長を一年、軍曹を二年、曹長を四年、特務曹長を二年勤めたものとして、其の俸給額の二分一を貯蓄すれば尠くも七百七八拾圓を貯蓄し、居る、之に退營資金三百圓を加へると、現金で一千七八拾圓を所有し、之に爾後年々恩給として受取るべき百八十圓を年五朱の元金に換算すると之が三千六百圓、併せて丁度四千六百七八拾圓の金を持って退營する事になる。高等小學を卒業したか爲ない位の青年が、僅か十一年の間には程澤山な資金と、加之に勳章まで戴いて出ると云ふ事は頗る幸福な事と謂はなければならぬ。而も優遇の方法は未だ之に止まらない。即ち、技術證明書と云ふものを聯隊長から貰つて、退職後諸官廳の判任官に採用さるゝ特權が與へられてある。但勤務中行狀端正にして成績優秀、文官たるに適する者の事である。

士官候補生志願年限 士官候補生の志願は滿二十一歳未満と限られてあるが、現役下士に限り特に二十六歳迄許されて居る。これも特權の一つである。休暇 下士に毎年概ね七月より九月迄の間に二週間の休暇がある。此の間は歸郷して其家に宿泊してもよい。其他特に必要あれば營内居住者は二週間營外居住者は四週間の請願休暇が出来るのである。恩給 戦死又は公務に依りて死亡したる時と恩給を受くる者又受くべき權利ある者で死没したる時は左の通りの扶助料を寡婦又は孤兒に給せられるのである。准尉二百十六圓、特務曹長百八十圓、曹長百八圓、軍曹九十六圓、伍長八十四圓、右に示したるものは最低額にして戦死の時全額、公務で死亡した時は三分ノ二、普通の死亡は三分ノ一を給與せらるゝも又勤務年限に従ひて割増があるのである。

三、下士から將校になる途が開かれた

茲に今一つ重大なことは、從來下士は如何程學科術科に長ずるものでも、戦時でない限りは將校となることは出来なかつたが、最近に於て規則が改正せられて、特務曹長から准尉となる途が開かれた事である。是も亦下士優遇の一段に外ならぬのである。准尉の資格 (イ) 現役特務曹長 陸兵特務曹長を以て二年以上を経たる者(ロ) 人格高く身體壯健にし

て成績優秀なる者(ハ)陸軍士官學校に入校の翌年二月一日迄に満三十八歳に達せざる者
右各項の資格を具備する者が選抜を受けて准尉候補者として陸軍士官學校で四ヶ月間の
特別教育を授けられ、中少尉の缺員に應じて准尉に任ぜられるのである。

准尉の定限年齢 四十二歳迄。特務曹長は從來四十歳迄で有たのが卅八歳に縮められた。
准尉の官等及給與 准尉は陸軍の將校であつて少尉と同様高等官八等である。俸給は少尉
に比して遙かに多い。即ち

一等給年額六百八十四圓(中尉の一等) 二等給同六百十二圓 外に宅料月額三圓五十錢

准尉の服装 肩章の星に圓い座が附て居るだけで、其他は少尉と殆んど違つた點はない。
准尉から一足飛に中尉に 平時にありては下士の進級は此の准尉が止りであるが、戦時に

際しては直に少尉に任ぜられ、技術成績拔群の者は一足飛に中尉にも任ぜられ、其後の
進級は其の人の技術次第である。

尙戦時には豫後備特務曹長及士官勤務適任證書を有する豫後備曹長は准尉に任ぜられる
斯の如く下士志願者に對する優待の方法は殆んど到らざるなき有様であつて、前途多望な

青年が軍隊に入つて下士となることは、剛毅活潑の精神と規律正しき習慣を養成し、體力
を強健にし併せて資金を積み、他日大發展を爲す所の基礎をつくるものである。

附録 除隊後の心得

在營兵諸君が除隊後、心得置く可き事、多しと雖も、今其の最も肝要なりと思はるゝ點
を舉示すれば、左の如くである。

諸君は一たび軍營を離れて、郷里に歸り、在郷軍人の籍に入るも、猶ほ終始現役中に在
ると、同じ心懸を以て、何時にても國の大事に勤め得る様に身を保たねばならぬ。獨り今
後十七年四ヶ月の義務年限間に止まらず、身體の堪へ得る限り、身を君國に獻ぐるの覺悟
があらねばならぬ。從來の動員では、在郷軍人が一部分で、現役兵が大部分であつたが、
今後は其反對になつて、在郷軍人が大部分を占め、現役兵が其一部分となるのである。即
ち是から先の日本の戰鬥力は、現役兵のみでなく、在郷軍人が主腦であらねばならぬ。歐
洲大戰の實況に鑑みても、實に在郷軍人を主腦としたる、國民全部が、軍隊の主力となり、
後勁となつて、國の戰鬥力を維持して居るのである。諸君は其の責任の重大なることを、
片時も忘れてはならぬ。
是の如く在郷軍人は、帝國軍の中堅を爲すものであるが、其の在營期間は、唯全服務期

間に對する、基礎教育を受けたるに過ぎぬ。須らく歸郷後に於ても、常に軍人精神の鍛鍊、軍事智識の増進を圖り、其基礎教育を完成するの心懸が必要である。

又た一面から云へば、小學教育が國民教育の最初の課程であつて、入營は其の最終課程を修むるものである。諸君は完全に國民教育の全科を卒業したるものであるから、其故郷に於ては、常に國民の模範たる可きを忘れず、規律勤勉服従の二大美德を發揮して、土地の風儀を改善し、在郷軍人會及地方青年團の發達進歩に力を添へ殊に未來の軍人たる青年を指導し、進んでは町村生産力の増進を圖り、國を富ますの道に努めねばならぬ。獨り戰場に活動するのみが軍人の能ではない。平時に於ても常に盡忠報國の念を實行に現はしてこそ、始めて諸君が受けたる國民教育の本意を、完つたものである。戰場に於ても勇敢なる兵士は、郷土に於ても最も謹厚信義、家業に精勵するの模範人物であらねばならぬ筈である。所謂良兵は即ち良民なりとは此事である。

以上は諸君が在郷軍人として、夢寐にも忘るまじき根本精神であるが、其他實行上心得置く可き事項を列擧して下に掲げる。

一、除隊に成つたならば、先づ町村長、小學校長、其他世話になつた有志の人々に、歸郷

した事を知らせて禮を述べ、在郷軍人會分會長の許へ行つて、會員たるの手續きを爲さねばならぬ。不在中世話になつた人々に禮に廻るは勿論であるが、猥りに金錢を浪費して、虚飾を張ることを避け、又は歓迎宴などの催しがあつても、成る可くは辭退して、他に迷惑を懸けぬやうにせねばならぬ。殊に入退營の際華美なる送迎贈答を爲すの風習は、廢するやうに力めねばならぬ。

二、歸郷したら直ちに自分の元の職業に従事し、無駄に時日を費し、遊び廻る様の事があつてはならぬ。暇あらば武術の練習等を爲し、身體の練磨を爲し、在營中同様の技術と健康とを保つて、何時にても召集に應じて耻かからぬやう心懸け置くことが肝要である。

三、召集令狀の受取方を確實ならしむる爲め、轉籍を爲す場合は勿論、其他身分に異動を生じたる時は、直ちに市區町村長を経て、聯隊區司令官に届出で、又十四日間以上の旅行や、他地方への寄留を爲す時にも、確實な通報人を定め、出發前に同様の手續で届出を爲し、還つた時にも直ちに届出を爲さなければならぬ。是等届出の書式等は、「在郷軍人須知」に明かであるが、若し不明な時には役場等で問合せるが宜しい。

四、召集令狀を受取つた時は、令狀に示された日時に、命せられた土地に到着し、召集事